

平成 1 7 年 第 2 回

身延町議会定例会会議録

平成 1 7 年 6 月 1 3 日 開会

平成 1 7 年 6 月 1 7 日 閉会

山梨県身延町議会

平成 1 7 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 3 日

平成17年第2回身延町議会定例会（1日目）

平成17年6月13日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 開会
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議会関係諸報告
- 日程第5 町長施政方針
- 日程第6 提出議案の報告並びに上程
- 日程第7 提出議案の説明
- 日程第8 提出議案に対する質疑
- 日程第9 提出議案の委員会付託

2.出席議員は次のとおりである。(42名)

1番	川崎晴義	2番	望月寛
3番	福与三郎	4番	山田省吾
5番	伊藤晃	6番	日向英明
7番	望月重久	8番	鈴木俊一
9番	深沢柳太郎	10番	奥村征夫
11番	深沢脩二	12番	渡辺君好
13番	深沢純雄	14番	穂坂英勝
15番	川口福三	16番	佐野文秀
17番	渡辺文子	18番	伊藤文雄
19番	望月広喜	20番	草間天
21番	依田正敏	22番	佐野政幸
23番	深沢敏夫	24番	近藤康次
25番	片田直康	26番	佐野秀光
27番	樋川貞夫	28番	笠井万汎
29番	中野恒彦	30番	赤池好二
31番	佐野国明	32番	望月邦彦
33番	広島公男	34番	小池昭光
35番	高野敏彦	36番	深沢瀨
37番	石部典生	38番	片田文斎
39番	小林茂男	40番	岩柳嘉一郎
41番	松木慶光	42番	伊藤春三

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.会議録署名議員(3名)

19番	望月広喜	20番	草間天
21番	依田正敏		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(28名)

町長	依田光弥	助役	野中邑浩
総務課長	赤池善光	下部支所長	山宮富士男
身延支所長	片田公夫	企画課長	渡辺力
財政課長	鈴木高吉	税務課長	望月世津子
町民課長	遠藤和美	出納室長	市川忠利
保育課長	赤池和希	福祉保健課長	中沢俊雄
中富分課補佐	小林英雄	身延分課補佐	広島法明
教育委員長	笠井義仁	教育長	千頭和英樹
学校教育課長	赤池一博	生涯学習課長	佐野治仁
文化振興課長	二宮喜昭	建設課長	伊藤守
産業課長	遠藤忠	観光課長	望月治雄
環境下水道課長	佐野雅仁	水道課長	井上隆雄
土地政策課長	深沢茂	峡南衛生所長	大野久方
社協局長	佐野文一	環境下水道補佐	赤池義明

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2名)

議会事務局長 望月悟良
録音係 高野恒徳

開会 午前 9時30分

○議会事務局長（望月悟良君）

相互にあいさつを交わしたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

○議長（伊藤春三君）

本日は大変、ご苦労さまでございます。

平成17年第2回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

梅雨入りとは名ばかり、雨も降らずに暑い初夏を思わせる気候が続いております。議員各位には、何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして、心から敬意を表す次第でございます。

また、依田町長におかれましては、6月1日から山梨県町村会会長に就任され、見識とご手腕を発揮し、職務遂行に日々まい進されていることに深く敬意を表する次第です。

身延町議会といたしましても、大変名誉なことであります。町長、町村会長と2役、多忙の中ですが、野中助役を中心に、職員一丸となって町長を補佐し、町民の皆さんの信頼に応えるよう、なお一層のご努力をお願いいたします。

さて、本定例会に町長から提案されます諸議案は、いずれも重要な内容を有するものでございます。議員各位におかれましては、慎重なご審議により、適正にして妥当な結論が得られまじよう切望する次第であります。

これから暑さ厳しい夏に向かいますが、各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

開会に先立ちまして、先の5月20日、第56回山梨県町村議会定期総会におきまして、本町の議員が全国表彰、また県議長会から表彰されました。また6月2日の町村議会広報研究協議会定期総会におきましても、表彰されました。改めて、この席で伝達させていただきます。

（ 表彰・伝達 ）

以上で表彰状の伝達を終わります。

おめでとうございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第1号により執り行います。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

19番 望月広喜君

20番 草間 天君

21番 依田正敏君

以上、3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第3 会期の決定を行います。

会期の決定につきましては、あらかじめ議員全員協議会でご了承を得ておりますが、改めて日程案について、議会運営委員会委員長、深沢瀨君より上程をいたします。

深沢瀨君。

○議会運営委員長（深沢瀨君）

それでは、平成17年身延町議会第2回定例会の日程案につきまして、去る6月3日に議会運営委員会を開催し、決定された案につきまして、朗読をもって報告に代えさせていただきます。

日時、月日、区分、会議時刻、事柄等について報告いたします。

（以下、平成17年身延町議会第2回定例会日程案朗読につき省略）

以上でございますので、議長において、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員会委員長、深沢瀨君の上程のとおり、会期は平成17年6月13日から6月17日までの5日間と決定することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は平成17年6月13日から6月17日までの5日間と決定いたしました。

日程第4 議会関係諸報告を行います。

局長をして、報告いたさせます。

○議会事務局長（望月悟良君）

それでは、議会関係の諸報告について、ご報告を申し上げます。

お手元の資料によりまして、主な内容につきまして、報告させていただきたいと思っております。

期間は、平成17年3月9日から平成17年6月8日までの期間についてでございます。

（議会関係諸報告朗読につき省略）

○議長（伊藤春三君）

続きまして、閉会中における総務常任委員会の調査・研究報告を行います。

総務常任委員長、樋川貞夫君の報告を求めます。

樋川貞夫君。

○総務常任委員長（樋川貞夫君）

総務常任委員長の樋川貞夫でございます。

3月定例議会におきまして、閉会中の継続審議ということで、行政視察研修を実施いたしましたので、その結果につきまして、ご報告を申し上げます。

お手元に配布してあります、A3判の裏表の報告書に基づきまして、時間の関係もございませぬので、要点のみ報告をさせていただきます。のちほど、読んでいただきたいと思います。

なお、総務常任委員12名の出席と行政からも2名、それから議会事務局からも2名が同行していただきましたので、質問・ご意見等ございましたら、出していただければ、十分満足できる答弁ができると思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

（総務常任委員会関係諸報告朗読につき省略）

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

日程第5 町長施政報告を行います。

町長。

○町長（依田光弥君）

皆さん、おはようございます。

初夏の日に、緑が誠に鮮やかであります。本日は平成17年第2回定例会、議員の皆さん方には全員ご出席、誠にご苦労さまでございます。

先ほど、議長から全国議長会、また県議長会等より、表彰状の伝達がございました。高野議員、石部議員、赤池議員、また穂坂議員、それぞれの皆さん方の長年にわたっての議会活動が、今日の表彰を受けられることになったわけですが、今日までの皆さん方の議会活動に対しまして、心より敬意を表し、またお祝いを申し上げたいと存じます。誠におめでとうございます。

また、冒頭、議長からごあいさつにございました、私の町村会長就任につきましては、大変、まだ合併をいたしまして、ちょうど今日、9カ月でございますけど、この二足のわらじを履くような形になるわけですが、議長の温かいごあいさつの中にもございましたように、議員の皆さん方のお力添えを賜る中で、野中助役をはじめ、職員ともども、今後のまちづくりに精進をいたしてまいりたいと決意をいたしましたところでございますので、ぜひとも一つ、皆さん方におかれましては、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

それでは、平成17年第2回、6月定例議会の開会にあたりまして、提出いたしました案件のうち、主なるものにつきまして、その概要を説明申し上げますと共に、私の所信の一端を申し述べ、議員各位、ならびに町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

去る6月1日、全国知事会、全国町村会など、地方6団体によって分権改革日本全国大会が開催されました。私も、知事をはじめ各団体の代表者と共に出席をいたしまして、真の三位一体改革の実現を強くアピールすると共に、県選出国會議員に対して要請を行ってまいりました。

本大会における決議の概要につきまして、少し述べさせていただきますが、我々地方団体が進めている地方分権改革は、過度に中央に集中する権限・財源を住民に身近な地方公共団体に移し、地域のニーズに応じた多様で透明性の高い、住民サービスを提供できる体制を確立するものである。このことは国、地方を通じた簡素で効率的な行政システムの構築にも資する、いわば国民のための行財政改革で、このため政府においては残された課題に対して、地方6団体の意見が反映されるよう、国と地方の協議を進め、平成18年度までの三位一体の改革については、地方の改革案に沿った形で実現し、また、我々が求める平成19年度以降の第2期改革に着手されるよう、このことを経済財政運営と行動改革の基本方針2005に明示した上で、真の地方分権推進のための改革に真摯に取り組み、下記事項を実現するよう強く要請することとございますが、1つとして地方案に沿った3兆円規模の税源移譲の実現。2といたしまして、税源移譲に結びつく国庫補助負担金改革。3といたしまして、地方交付税総額の確保。このことにつきましては、基本方針2004および政府与党合意に基づき、地域において、必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行い、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保する。4でございますが、地方の自己改革でございます。上記の地方分権改革を推進すると共に、地方は自己改革に取り組まなければならない。納税者である住民の信頼に応えるべく、地方公務員の定員管理や給与制度の見直しなど、引き続き徹底した行財政改革

に取り組んでいく。

以上のような決議でございますけど、この大会に大勢の皆さんからメッセージが寄せられておりますが、さわやか福祉財団の理事長であります弁護士堀田力さんでございますが、この方はご存じのように、昭和51年の東京地検、特捜部の検事でロッキードを担当された方でございますが、この方がメッセージの中で「責任と金と権限」ということをおっしゃっております。「住民の生活をきめ細かに支えることは、国にはできません。それは、地方自治体の役割です。国は自分のできないことについて、金と権限を持つてはいけません。地方自治体は福祉にせよ教育にせよ何にせよ、住民の生活を支える事柄については、自らが責任を持って行うことを宣言し、その体制を整えてください。お金と権限とは責任を持って行うところに付与されるべきものであります。」というようなメッセージを送られております。

次に当面する町政の課題につきまして、申し上げます。

まず、行政改革の推進についてであります。

行政改革につきましては、町議会におけるご議論をいただく中で、行政改革推進本部で鋭意、プログラムづくりを進めておるところであります。基本的な考え方として、行財政改革の目的、これはやすらぎを活力ある開かれた町を実現するため、より効率的で質の高いサービスを提供できる自立した行財政システムを築き上げ、地域固有の課題に、地域が主体的に対応する地方主権の確立を目指してまいります。

次に改革の4つの柱でございますが、行政の意識改革。2番目といたしまして、町民の底力を引き出す行政の推進。3番目といたしまして、小さな役場、大きなサービス、細かい点につきましては、また、のちほどお話を申し上げたいと思います。

このような考え方のもとで、身延町行政改革推進委員会の設置をさせていただいたわけでございますが、公募による委員の方、各種団体の代表の方、学識経験者の方、10名の皆さんによって、委員会の設置をさせていただきました。5月25日に委嘱式を行いまして、引き続いて、第1回委員会を行っていただきました。会長に身延地区の依田智文さんが選出をされ、委員会のほうも具体的に取り組んでおられるところでございます。

次に身延町総合計画策定についてであります。私は就任以来、新町建設計画のコンセプトであります、やすらぎと活力ある開かれた町を目指すべき将来像として、推進してまいりましたが、さらなる具体化を図るため、町政運営の基本指針となる新たな総合計画の策定に着手すべく、身延町総合計画審議会条例について、また平成17年度予算も、その策定に関わる予算を計上させていただき、議会の議決をいただいたところであります。うち土地利用審議会につきましては、6月6日、中富地区の松田侃夫氏を会長に、10名の委員さんにより、スタートがされました。

総合計画審議会の設置につきましては、目下、公募等により委員選任方を進めておるところでございます。さらに計画策定に対する職員の参加、協力意識の高揚を図ると共に、まちづくりの動向や策定方針、方法などの共通認識を得るため、職員を対象とする計画策定、オリエンテーションを5月31日、日本コンサルタントグループと共に開催をいたしましたところでございます。

また各地区行政連絡員会議をそれぞれ4月20日 身延、4月22日 中富、4月25日 下部、会議を終了いたしまして、身延地区42名、中富地区32名、下部地区79名の皆さん方にいろいろな面で、本年ご厄介をいただくわけでございます。

次に中部横断自動車道につきましては、5月25日、山梨県高速道路整備促進期成同盟会総会、また5月27日、関東国道協会総会、6月6日に全国高速道路建設協議会総会等々が開催され、その都度、県選出国會議員、国土交通省、また日本道路公団へ要望活動を行っているところでございますが、特に全国高速の第41回総会におきましては、整備計画9,342キロのうち、残事業区間が約2千キロございますが、公団民営化後も引き続き、新会社による有料方式と新直轄方式を活用し、従来のスピードを超える一体的整備推進を図るよう、また道路特定財源は一般財源化することなく、受益者負担という制度指針に則り、すべて道路整備に充当することなど、7項目の決議の採択をいたしたところでございます。

また、新会社につきましては、10月にスタートをいたすわけでございますが、東日本高速道路、中日本高速道路、西日本高速道路、首都高速道路、阪神高速道路、そして新たに日本高速道路、保有債務の返済機構というのが、一応5社と1つの機構がスタートするということでございますが、引き続き、中部横断自動車道の早期実現に向けて、活動の展開をいたしてまいりたいと存じますので、議会の皆さん、また町民の皆さん方の、さらなるご協力を賜りますよう、お願いを申し上げたいと存じます。

次に観光行政につきましては、身延山久遠寺のしだれ桜の開花と共に、観光客への対応、5月に入りまして、下部温泉まつり、6月にはホテルまつり、また昨日は身延山開關会入山行列等々、町内の自然豊かな観光資源を大きくPRし、自然と観光、さらには産業との連携に、より多くの方々に新身延町の魅力を十分、提供できたのではないかなと思っております。引き続き、観光と産業の連携強化を図り、本町の活性化につなげてまいりたいと存じておるところでございます。

また、地震防災対策については、阪神淡路大震災から10年が経過し、昨年は新潟中越地震など、大きな被害が発生する中、町民の地震に対する認識も大きく変化し、防災対策には常日頃より、関心の度合いが急速に高まりつつあります。

山梨県に被害をもたらす可能性のある地震として、東海地震、南関東直下型地震、関東地震が上げられておりますが、1978年、政府は大規模地震対策特別措置法を制定し、東海地震が発生した場合に震度6以上になると予想される地域を地震防災対策強化地域に指定し、本町も強化地域に指定されてからは防災行政無線、防災備蓄倉庫、幹線道路整備、急傾斜地、崩壊対策、耐震性貯水槽、非常発電装置などの整備を図ってまいりました。

平成14年政府の中央防災会議におきましては、発生が懸念されている東海地震について、被害想定をまとめ、山梨、静岡、愛知県など、地震防災対策強化地域は阪神淡路大震災を上回る規模になると想定がされております。

県内では、富士川沿いから甲府盆地にかけて、多数の木造家屋の全壊が想定されるなど、公表が行われたところを受けて、山梨県が行った東海地震の被害想定調査結果が、去る5月19日、新聞報道されたことは記憶に新しく、防災意識の普及啓発の重要性、さらには建物崩壊などによる人的被害が多いことが想定されることから、建物の耐震補強などの必要性が強調されております。

この中で、人的被害の軽減策として、建物の耐震補強、建て替えによる耐震化、斜面の対策工事の実施、さらには家具転倒防止装置の設置など、人的被害を想定から約8割減らすことが可能と指摘をされておるところでございます。家具の転倒防止など、簡単にできる対策を講ずることによって、約3割の被害が軽減できるといわれております。

家庭でタンスに転倒防止器具を取り付けるなど、身近な対策に手を付けていただくよう、呼びかけておるところでございますが、町では現在、身延町地域防災計画作成業務の策定に着手しております。これら防災計画の作成業務を早期にまとめ、緊急性、重要性など、総合的に判断されるものから、順次、着手し、防災対策の構築を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に提出議案につきましては、報告第1号、報告第2号、報告第3号、報告第4号、報告第5号、いずれも専決処分の承認をお願いすることです。

また、議案第78号 身延町農業委員会の委員の定数等に関する条例でございますが、このことにつきましては、のちほど、また説明をさせていただきますので、省略をさせていただきますが、平成17年度の身延町一般会計補正予算の主なものにつきまして、説明を申し上げたいと存じます。

まず、歳入であります。国庫支出金、県支出金へ当初、計上させていただきました老人保護措置費負担金の削減、さらには国庫補助金のうち合併処理浄化槽に伴います整備事業補助金につきましては、地域再生プログラムの決定方針により、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取り組みを進めることが重要であるとのことから、地域が進んで地域再生計画を立て、推進する具体的な取り組みに対し、交付金が交付されることに伴い、本町の下水道事業は合併処理浄化槽の整備と合併公共下水道事業整備が地域再生計画として、認定される見通しにより、補助金から汚水処理施設整備交付金への補助金、名称変更であります。

次に県補助金ですが、市町村合併支援特例交付金3,800万円の追加であります。

次に繰越金ですが、1億5,067万4千円の追加計上です。

次に歳出の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

まず、総務費の一般管理費に議場の改修に関わる工事請負費を計上させていただきました。現状施設では机、イスとも不足となりますので、既存施設の活用をふまえる中、改修に要する経費3,969万円、さらには企画費におきましては、町内の自然が取り持つ、ありとあらゆる資源を発掘し、これら資源を観光と、さらには健康づくりなど、新たな観光資源の有効活用を図りたく、これらの調査に関わる業務など、委託費へ561万9千円を計上させていただきました。

次に民生費ですが、老人福祉費の老人保護措置費の財源でありますけど、当初国庫補助金、県費補助金を見込んでおりましたが、三位一体改革により廃止となったことから、全額一般財源への組み替えであります。

また現在、三分課に分かれ、事務事業が行われております福祉関係職員を一堂に集結し、組織の一体性、さらには福祉のさらなる推進を図りたく、すこやかセンターの増築に向け、設計管理費264万6千円の計上です。

次に衛生費ですが、この4月から水道に関わる職員が浄化センターへ集結したことに伴い、それぞれの支所にて管理しておりました水道施設監視装置の情報を浄化センターまで引き込む工事として、簡易水道運営費に2,124万1千円の計上です。

次に農林水産業費ですが、有害鳥獣の被害に伴い、資機材の設置による防護対策の問い合わせが多く寄せられていることから、今回400万円を追加し、当初予算と合わせますと、810万円の計上です。

次に土木費ですが、住宅費に防災対策に関わる予算として、緊急木造住宅、我が家の

耐震支援事業としまして、180万円を追加し、当初予算と合わせますと、360万円の計上となり、120戸分を対象としております。

さらには木造住宅建築物耐震改修事業といたしましては、600万円の計上をさせていただきました。これらは、町の緊急木造住宅、我が家の耐震診断業務を完了しました住宅を対象といたしまして、耐震診断結果に基づき、より安全となるよう工事が行われた場合に、これに対する補助金であります。

また、消防費の防災費につきましては、地震対策住宅補強展示品であります。住宅の耐震に対する補強展示品の製作業務費、さらには各家庭において、ぜひ備えていただきたい防災用品も合わせて展示内容を考えております。これらに要する費用を合わせますと、45万円の計上であります。これら展示品は防災対策に対する情報提供としまして、本町下部・身延、両支所への設置を考えております。

以上、歳入歳出の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

議案第80号 平成17年度身延町老人保健特別会計補正予算(第1号) 議案第81号 平成17年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号) 議案第82号 平成17年度身延町高齢者保養施設事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、説明を省略させていただきますと思います。

以上、身延町一般会計補正予算、ならびに特別会計補正予算の説明を申し上げますが、詳細にわたりましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますよう、お願いを申し上げます。

次に諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、諮問第2号、同じく人権擁護委員候補者の推薦につきましては、この人事案件2件については、17日の最終日に提出をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、概略、述べさせていただきましたが、それぞれの議案につきましての詳細は、担当課長が述べさせていただくわけですが、どうぞ、よろしくご審議の上、ご議決をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます、私のあいさつに代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(伊藤春三君)

ここで暫時休憩をいたします。

私のうしろの時計で、再開は10時40分。

10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長(伊藤春三君)

再開いたします。

日程第6 提出議案の報告並びに上程を行います。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(身延町税条例の一部を改正する条例)

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成16年度身延町一般会計補正予算(第4号))

- 報告第3号 平成16年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 報告第4号 平成16年度身延町一般会計予算事故繰越し繰越計算について
- 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号))
- 議案第78号 身延町農業委員会の委員の定数等に関する条例について
- 議案第79号 平成17年度身延町一般会計補正予算(第1号)について
- 議案第80号 平成17年度身延町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第81号 平成17年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第82号 平成17年度身延町高齢者保養施設事業特別会計補正予算(第1号)について
- 請願第2号 一般産業廃棄物最終処分場に関する件について
- 請願第3号 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願
- 請願第4号 身延町下部地区温泉掘削工事早期着工に関する請願
- 発議第1号 身延町議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙において選挙すべき議員の数に関する条例の制定について

以上、報告関係5件、条例関係1件、補正予算4件、請願3件、発議1件、合わせて14件を一括上程いたします。

日程第7 提出議案の説明を求めます。

- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(身延町税条例の一部を改正する条例)
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成16年度身延町一般会計補正予算(第4号))
- 報告第3号 平成16年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 報告第4号 平成16年度身延町一般会計予算事故繰越し繰越計算について
- 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号))

町長の説明を求めます。

説明については、過日の全員協議会で概要説明をしておりますので、当局の説明は簡潔にお願いをいたします。

町長。

○町長(依田光弥君)

それでは、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げたいと存じます。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

平成17年6月13日 提出

身延町長 依田光弥

処分事項

身延町税条例の一部を改正する条例

専決処分書でございますが、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

平成17年3月30日

身延町長 依田光弥

1. 身延町税条例の一部を改正する条例

理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）が平成17年3月25日に公布をされ、4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する暇がないので専決処分をする。

以上でございます。

詳細については、課長のほうから説明があろうかと思えます。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成17年6月13日 提出

身延町長 依田光弥

処分事項

平成16年度身延町一般会計補正予算（第4号）

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

平成17年3月31日

身延町長 依田光弥

平成16年度身延町一般会計補正予算（第4号）

理由でございますが、財政運営の安定を図るために諸支出金へ補正をする必要が生じたが、議会を招集する暇がないので、専決処分をするということです。

平成16年度身延町一般会計補正予算（第4号）

平成16年度身延町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めることによる。

歳入歳出予算の補正であります。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1千万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億9,699万6千円とするということでございますが、以下、略させていただきます。

次に報告第3号でございますが、平成16年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成16年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算について、次のとおり報告する。

平成17年6月13日 提出

身延町長 依田光弥

平成16年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書でございますが、細部にわたっておりまので、このことにつきましては、省略をさせていただき、のちほど課長から説明をさせていただきます。

報告第4号 平成16年度身延町一般会計予算事故繰越し繰越計算について
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項で準用する同令第146条
第2項の規定により、平成16年度身延町一般会計事故繰越し繰越計算について、次のとおり
報告する。

平成17年6月13日 提出

身延町長 依田光弥

この事故繰越し計算書でございますが、細かく、一応、掲載をされておりますが、このこと
につきましては省略をさせていただいて、のちほど課長のほうから説明をさせていただきます。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記のとおり専決
処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成17年6月13日 提出

身延町長 依田光弥

処分事項

平成17年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

専決処分書でございますが、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規
定により、議会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

平成17年5月31日

身延町長 依田光弥

平成17年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

理由でございますが、平成16年度身延町介護サービス事業特別会計の歳入不足を補てんす
る必要が生じたので、専決処分をするということでございますが、平成17年度身延町介護サ
ービス事業特別会計補正予算(第1号)。

平成17年度身延町の介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めることによ
る。

歳入歳出予算の補正であります。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万
8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,436万6千円とするというこ
とでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長(伊藤春三君)

次に報告関係について、担当課長の補足説明を求めます。

報告第1号について、税務課長からお願いをいたします。

税務課長。

○税務課長(望月世津子君)

報告第1号 身延町税条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。

まず1ページ、4行目の第24条第1項第2号の個人の町民税の非課税の範囲を定めた規定
のうち、平成18年度分以後の個人の町民税について、年齢65歳以上で、前年の合計所得金
額が125万円以下の者に対する個人の町民税の非課税措置を、3年間で段階的に廃止すると
した改正であります。

経過措置といたしまして、平成17年1月1日において、65歳に達していた者であって、前年の合計所得金額が125万円以下である者については、平成18年度分については、所得割および均等割の税額の3分の2を減額し、平成19年度分については、所得割および均等割の税額の3分の1を減額するとしています。

次に5行目の第36条の2第1項の町民税の申告の規定のうち、給与の支払い者が町に提出する給与支払い報告書の提出対象者の範囲を、年の途中で退職した者に拡大することとしたもので、その者に対する給与支払い金額が30万円以下の場合は、提出しないことができるとしております。

この改正は、平成18年1月1日以後に給与の支払いを受けなくなった者がある場合に適用されます。

次に7行目の第63条の3第2項から、中ほどの第74条の2の被災住宅用地に対する固定資産税の課税の特例に関する規定の改正につきましてですが、現行では震災、風水害等が発生した際に、住宅が存在し、直近の賦課期日現在で、住宅用地特例の適用を受けていた土地について、被災により住宅が滅失、または損壊し、住宅用地として使用することができない場合であっても、その後、2年度分は住宅用地とみなして、住宅用地特例を適用することとされているところであります。

この住宅用地特例といえますのは、住宅の敷地に供する土地のうち、固定資産税の課税標準額を200平方メートル以下の部分については6分の1、200平方メートルを超える部分については3分の1にそれぞれ減額しているものでございます。この特例措置が想定しておりましたのは、災害により住宅が滅失、損壊したあと、ほどなく災害に伴う避難状態が解かれ、住宅再建に着手し得る状況が到来するというものであります。

今回の改正は避難状態が長期間にわたり、避難指示が解除され、現行の規定を適用した場合、住宅再建にかかる猶予期間がまったく確保できないおそれが指摘され、合わせて長期の避難により、被災者が直面を余儀なくされる経済的な状態を斟酌した結果、災害対策基本法に基づく避難指示等の期間が災害発生年の翌年以後に及んだ場合、避難指示等の解除後、3年間までみなし住宅用地特例を適用可能とすることに改められました。

1ページの下から3行目の附則第8条第1項の改正は、肉用牛の売却による事業所得にかかる町民税の課税の特例の適用期間を3年間延長し、平成21年度まで延長することとされました。

2ページの後段から、3ページの後段までの附則第19条の2を加える規定であります。個人の保有している株式について、株式を発行した会社が倒産して、株式が無価値化した場合については、取得の処分にあたりとされまして、現在はその損失は認められておりませんが、このことについての改正が行われました。

特定管理株式が、株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合とする一定の事実が発生したときは、その事実が発生したことは、特定管理株式の譲渡をしたこととみなし、かつ、その損失の金額は特定管理株式の譲渡をしたことにより、生じた損失の金額とみなして、株式等にかかる譲渡所得等の課税の特例を適用することができることとしたもので、第2項、第3項につきましては、特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失とみなす金額、特定管理株式の譲渡所得の金額の計算方法、そのほか、この特例の適用に関し、必要な事項を定めるものであります。

この改正は、平成17年4月1日以後に特定口座内保管上場株式等について、上場株式等に該当しないこととなった場合に適用するものです。

4ページ、3行目の附則第20条の特定中小会社が発行した株式にかかる譲渡損失の繰越公助等、および譲渡所得等の課税の特例の規定のうち、第7項の規定は特例の対象となる特定株式の適用期限が2年延長され、平成19年3月31日までの適用とすることに改められました。

そのほか非課税等特別措置の整理合理化や、ほかの法律の改正の影響による条項等の整備があります。

以上、税条例の一部を改正する条例の主な改正点につきまして、報告させていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

次に報告第2号から報告第4号までについて、財政課長に願いたします。

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

それでは報告第2号につきまして、詳細の説明をさせていただきます。

報告第2号につきましては、先ほど町長が申しましたように、専決処分の承認を求めるということございまして、内容的には平成16年度身延町一般会計補正予算（第4号）でございます。

第4号を、お手元をお願いいたします。

まず表題、1ページでございますように、3億1千万円を追加するという内容でございますが、これにつきましては、3月の末に特別交付税が冒頭、予定をいたしておりました額より、多く入る見込みとなりました。これについては、合併特例分3億円が加算されているという解釈をいたしておりますが、今後の財政需要に備えるために、財政調整基金、また減債基金に一時、その金額の一部について、積み立てを行っていきたいということで、専決処分をいたしたものでございます。

めくっていただきまして、6ページをお願いいたします。

ただいま申しました内容で、歳入でございますが、10款の地方交付税、1項1目1節地方交付税で3億1千万円の補正をいたしたものでございます。これは特別交付税分ということでございます。

なお、これによって、交付税が総額でどのようになったかということでございますが、まず普通交付税につきましては、2億4,137万4千円が入りました。また、特別交付税、今回、追加を含めて8億7,252万9千円が16年度の歳入になりました。合わせて3億1,390万3千円でございます。

3月15日に交付決定という形で通知がございました。特別交付税額、3月交付分ということで、7億7,166万3千円が入るという通知がございましたので、このうちの3億1千万円を予算措置したということでございます。

特交の総額については、先ほど申しましたような8億7,200万円ほどの金額になったということでございます。

次に7ページをお願いします。

歳入に対して歳出ということでございますが、13款の諸支出金で1項1目財政調整基金に

補正額2億1千万円ということで、補正をさせていただきました。

次に2目に減債基金ということで、1億円。この2つの基金の積み立てをいたす予算としたものでございます。

なお、先ほど申しましたように、3月15日に決定ということでございますが、税額の決定が3月の議会中でのございました。また、16年度の歳出の全体的な見通しを、この時点では不確定であるというふうなことで、合併の財政需要が17年度以降に、また見込まれるというふうなこと等を勘案いたしまして、基金に積み立てることと、積み立てて財源を確保したいということで、予算を専決いたしましたものでございます。

次に報告第3号について、補足の説明をさせていただきます。

明許繰越の繰越計算の報告でございます。表題は、先ほど町長が申しましたとおりでございますが、次のページの繰越計算書をお開きください。

この一覧表について、ちょっと説明をさせていただきます。

繰越明許費の予算につきましては、3月、また12月の議会にも一部ありましたとおりでございます。その後、これから申し上げるような形で、16年度が推移したと。結果的に17年度に繰り越すこととなりましたので、報告をさせていただきます。

8款の土木費であります。道路橋梁費中で町道静川大須成曙線道路改良工事、この金額でございますのは、事業費、あるいは工事費等の総額でございます。5,699万8,200円でございますが、翌年度、17年度へ繰り越すということとなった金額は、そこにございます翌年度繰越金ということで、3,494万8,200円になりました。

繰り越す財源といたしましては、その右のとおり、下の財源内訳ということで記載をさせていただきます。これについては、一般財源ということでございます。

以下、ご覧のように、それぞれの委託名、あるいは工事名等は記載のとおりでございます。また、金額もそのとおりであります。

なお、既収入特定財源ということが、財源内訳のところでございますが、これはその16年度中に、もうすでに既収入、すでに収入済みとなった特定財源ということで、例えば真ん中ほどにございます、教育費中の北小学校の造成工事2,320万円、これについては起債でございます。これは合併特例債を充当いたしております。また以下、その1つ飛んだ下のほうに、また災害復旧の関係でございますが、これらについても災害復旧事業債ということで、前借りをいたしましたもので、起債でございます。

そして、それぞれの工期、あるいは完成済みに、すでになった部分もございますので、そのへんを付け加えさせていただきます。

もうすでに完成をしている工事につきましては、次のとおりでございます。

10款教育費中の5項保健体育費、原町民体育館改修工事、これについては完成済みです。それから、その下の林道三石山線の災害復旧、また下の町道手打沢日向線、道路改良復旧、それから町道田原宮木線、また1つ飛んで町道長塩横手線、それから、その下の町道夜小沢日陰西の沢線、その下の町道八坂線、1つ飛んで町道清沢菅之窪1号線、その下の町道大塩中村線、最後でございますが、町道西嶋大塩線、これらについては、もうすでに工事が完成いたしております。また、一番上の町道静川大須成線については、工期は6月30日となっております。その下の西嶋大塩線については、10月31日。それから、その下の身延町生活排水処理計画策定業務委託については、工期は9月30日になってございます。その下の身延町地域防災計

画については、やはり委託でございますが、来年18年の2月28日の工期でございます。また、北小学校の造成については、工期は6月30日でございます。

4つほど飛びまして、町道田原宮木線道路改良。これについては、まだ未契約でございます。

次に下から4つ目、町道中富中学校線については、工期は6月10日でございます。

以上、17件の状況の説明でございます。

次に報告第4号につきまして、詳細説明をさせていただきます。

これは、平成16年度の身延町一般会計の事故繰越し繰越計算ということでございます。

1枚めくっていただきまして、繰越計算書をお開きください。

一覧表になってございますように、まず6款の農林水産業費、1項農業費、事業名 県単土地改良事業大島宮原用水路改良工事であります。16年度で支出負担行為といたしまして、220万9,200円を起こしました。この内容といたしましては、もうすでに支払い済みが178万円。

それから、支出が未済となったのが、42万9,200円であります。また、今後、事務費といたしまして、支出負担行為の予定額といたしまして、6千円でございます。先ほどの42万9,200円と、この6千円を合わせた43万5,200円が翌年度繰り越しとなりました。この財源については、右のとおりでございます。

説明ですが、この理由といたしまして、降雪によりまして、不測の日数が生じたために繰り越しという形になりました。

また、次に2項の林業費中、町単治山事業で寺沢妙沢寺山腹工でございます。これについては、支出負担行為735万円。繰り越しとなった金額については、その右にございますように、471万円でございます。これについては、やはり雪のため、また3事業の整合を図るためというようなことで、日数を生じたためでございます。これが一般財源でございます。

次に8款の土木費でございますが、道路橋梁費中でございますが、町道大道市之瀬線でございます。これは測量委託の業務でございますが、繰り越しとなりまして、603万3,300円であります。理由は右のとおり、地域住民との意見集約に不測の日数が生じたためということでございます。

また、その下の町道中学校五条下線道路改良工事。繰り越しとなった金額については、1,641万7,600円あります。この財源といたしまして、既収入特定財源。これについては過疎債でございます。起債のうちの過疎債でございます。一般財源が1万7,600円ということです。これも右のとおり、雪のため、また現場への資材の搬入に日数がかかったということでございます。

次に11款の災害復旧費中でありまして、農業施設災害復旧事業、帯金、揚水機の災害復旧工事でありまして、繰越額は702万7,500円あります。既収入が20万円。これは災害復旧事業債でございます。また県の補助金、未収入ということで、682万7,500円でございます。これは右のとおり、雪のため、また現場への資材の搬入が不測の日数を要したということでございます。

また、工期につきましては、もうすでに終わっている部分もあるんですが、一番上の農業費の大島宮原の用水路については、もうすでに終わってございます。その下の治山事業、寺沢妙沢寺山腹の工事についても、もうすでに終わって完成しております。それから、その真ん中にございます、町道大道市之瀬線道路改良の測量でございますけど、この工期については6月

30日ということになってございます。下の2つについても、やはり、もうすでに完成をしております。

なお、先ほど申しましたように、繰越明許費、また今回は事故繰越と、2つの措置をとらせていただきましたが、この違いにつきましては、まず繰越明許費については、まず予算が必要ということで、冒頭申しましたように、12月の、あるいは3月の予算のときに説明をしてございます。17年度は全額繰り越すもの、あるいは一部を繰り越すものが出たわけでございます。

事故繰越につきましては、その年度で完了するという予定でやってまいりましたが、結果的に、事故等、あるいは災害等の関係で、工事ができなかったということで、やむなく来年度へ繰り越すということでございます。したがって、予算等は審議がされておりました。

以上、報告第4号まで、詳細説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

次に報告第5号について、福祉保健課長よりお願いをいたします。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

報告第5号につきまして、詳細の補足説明を申し上げます。

町長の専決処分書の理由で申し上げましたが、平成16年度身延町介護サービス事業特別会計の歳入不足を補てんする必要性が生じたので、今回の補正をお願いするものであります。

予算書の2ページ、3ページをお開き願います。

通常の平成16年度の会計でありますので、3月31日までに発見できた場合は、補正予算という格好をとるわけですが、4月1日以降、新年度になりまして、今回の歳入不足になることが分かりましたので、地方自治法施行令第166条に会計年度経過後に至って、歳入が不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げて、これに充てることができるとし、この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならないという規定があります。

今回、この規定によりまして、平成17年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）をお願いするものであります。

3ページの歳出にありますように、先ほどの規定によりまして、前年度繰り上げ充用金としまして、42万8千円の計上をお願いするものでありまして、その財源につきましては、サービス収入を充てるものであります。

以上が町長の説明に対する詳細説明ですが、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

続きまして、

議案第78号 身延町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について

議案第79号 平成17年度身延町一般会計補正予算（第1号）について

議案第80号 平成17年度身延町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

議案第81号 平成17年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第82号 平成17年度身延町高齢者保養施設事業特別会計補正予算（第1号）について

町長より説明を求めます。

町長。

○町長（依田光弥君）

それでは議案第78号につきまして、説明をさせていただきます。

議案第78号 身延町農業委員会の委員の定数等に関する条例の制定について

身延町農業委員会の委員の定数等に関する条例の議案を提出する。

平成17年6月13日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第1号の規定により、在任期間が平成17年7月19日に終了するため、身延町農業委員会の委員の定数等に関する条例の全部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

詳細につきましては、また課長のほうから説明をさせていただきます。

次に議案第79号 平成17年度身延町一般会計補正予算(第1号)

平成17年度身延町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,549万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ9億5,801万2千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成17年6月13日 提出

身延町長 依田光弥

詳細は、また課長のほうから説明をさせていただきます。

議案第80号 平成17年度身延町老人保健特別会計補正予算(第1号)

平成17年度身延町老人保健特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ834万2千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ29億9,196万7千円とする。

平成17年6月13日 提出

身延町長 依田光弥

これも詳細につきましては、課長から説明をいたします。

議案第81号 平成17年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成17年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ2,828万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ6億2,338万9千円とする。

以下は、略させていただきます。

あと第2条の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成17年6月13日 提出

身延町長 依田光弥

議案第82号 平成17年度身延町高齢者保養施設事業特別会計補正予算(第1号)
平成17年度身延町高齢者保養施設事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところ
による。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入
歳出それぞれ4,601万9千円とする。

以下、略します。

平成17年6月13日 提出

身延町長 依田光弥

以上でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長(伊藤春三君)

ご苦労さまでした。

次に担当課長の詳細説明を求めます。

議案第78号について、産業課長よりお願をいたします。

産業課長。

○産業課長(遠藤忠君)

それでは議案第78号について、詳細説明をさせていただきます。

身延町農業委員会の委員の定数等に関する条例ということでございます。

第1条から第4条まででございます。

第1条につきましては趣旨ということで、農業委員会等に関する法律に基づきまして、選挙
による委員の定数、ならびに各選挙区において、選挙すべき委員の数および選任による委員の
議会推薦委員の定数を定めるものであります。

第2条の選挙による委員の定数でございますけれども、16人とするということでございます。
法律では20人以内となっておりますが、のちほど説明しますけれども、議会推薦の委員とか、
そのほか推薦の人を合わせますと、8人ほどが出てくるということで、この定数を16人とさ
せてもらったものです。

これにつきましては、農業委員会の総会等で確認をされております。

次に第3条でございますけれども、農業委員会の選挙による委員の選挙区および各選挙区にお
いて、選挙すべき委員の数ということでございます。

選挙区、それから選挙区の区域、選挙すべき委員の数ということで、下部でございますけど
も、合併前の下部町の区域ということで5人。中富選挙区でございますけれども、合併前の中富
町の区域、5人。それから身延選挙区、合併前の身延町の区域ということで、6人。合わせて
16人でございますけれども、この数につきましては総農家数、それから選挙人名簿数、それか
ら耕地面積、この3項目から平均率を出しまして、先ほどの16名に掛けた結果でございます。

次に第4条でございますけれども、選任による委員の議会推薦委員の定数ということでござい
ますが、法律では4人以内ということになっておるわけでございますけれども、正副議長、それ
から町長等と意見交換する中で、旧町より1人ずつということで、一応3人とするということ
になりました。

なお、附則ですが、この条例は次の一般選挙から施行するというものでございます。

先ほども申しましたけども、ほかの選任でございますけども、農協推薦ということで、今、農協が2つあります、身延町には、ふじかわ農協、それから西八代農協。そこから各1名ということで2名。それから農業共済も2つありまして、峡中南部、それから山梨中央という共済組合が2つありますので、そこから2名。それに法の改正がありまして、今回から土地改良区から1名出せるということで、これは旧身延の下山、帯金に土地改良区がございます。そうしますと、議会を含めると、8名の方が推薦で出てくると。合計で24人になるということでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

続きまして、議案第79号について、財政課長よりお願いをいたします。

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

それでは議案第79号 平成17年度身延町一般会計補正予算（第1号）の詳細説明をさせていただきます。

予算書を開いていただきまして、ページの8ページをお願いします。

歳入から説明をさせていただきます。

まず、14款の国庫支出金の歳入であります。

14款1項1目民生費国庫負担金であります。補正額は減額ということで、5,885万8千円であります。

なお、これと同じ理由といたしまして、1つ飛んだ項目で、県支出金のうちの15款1項1目民生費県負担金とございます。これは補正額が2,942万9千円の減額であります。合わせると、国県合わせて8,828万7千円になります。減額ということであります。

冒頭の町長のあいさつにもございましたように、平成17年度国庫補助負担金の改革ということの一部といたしまして、養護老人ホームにかかる措置費負担金につきましては、国県補助金がなくなりまして、一般財源化されました。これに伴って、今回、歳入予算を減額いたしましたものでございます。

なお、これに代わる税源移譲という中で、一応、所得譲与税という形が、国で措置をされておるわけでございますが、この金額を見ますと、本町の場合、総額で見ましても6,210万円ということになります。

対前年比で見ますと、3,990万円の増ということだけでございまして、一般財源化された部分が、非常に多いという現実がございます。

なお、この所得譲与税につきましては、平成12年度の国調人口に1人、3,516円分がかけられて、全国、同じ計算をされて交付されるというものでございます。

次に、国庫支出金の中の2項2目衛生費国庫補助金であります。

1節で保健衛生費補助金、減額の1,408万2千円。また、次の2節で汚水処理施設整備交付金、同じ金額であります1,408万2千円。これはプラマイ0ということですが、説明にございますように、補助金から交付金に交付する形が変わったということで、地域再生法によりまして、補助金から交付金に変わるということで、今回、予算の内容を変えたも

のでございます。

次に、県支出金のうちの2項でございます。県補助金であります。1目で総務費県補助金、補正額4千万円であります。

節にいしまして、3節で合併支援費補助金といたしまして、3,800万円計上いたしました。これは説明のとおり、市町村合併支援特例交付金ということで、16年度もあったわけですが、5年間にわたり、1億2千万円の補助金が県から入るということでありまして、この財源措置をしたわけでございます。

当初に7,680万円、もうすでに計上してありますので、今回、計上いたしますと、残金は512万円という形にはなりません。

この財源につきましては、歳出で説明をいたします議場の改修費に充当をいたしたいと考えております。

次に4節の地域総合事業補助金200万円でございます。これにつきましては、峡南地域振興局単位で峡南地域振興局において、1事業指定になるということで、身延町が指定になるわけですが、これは補助率2分の1で、200万円が限度ということでございます。企画費のほうで充当をいたしておりますので、そちらでまた、説明をいたします。

次に4目の農林水産業費県補助金11万1千円でございますが、説明のとおり、事業費の増によりまして、追加となる部分であります。中山間地域直接支払いの補助金であります。

次に8目の教育費県補助金15万円でございます。説明のとおり、2つの事業がそれぞれ県から決定を、指定をされまして、いずれも2分の1補助でございます。上の心に元気を育む道德教育推進事業費については、下部小学校。

次に学びの意欲向上を推進事業補助金は、西嶋小学校の指定であります。金額については、心に元気のほうは5万円、それから学びについては10万円、記載のとおりであります。

次に、次のページの県委託金、3目の教育費県委託金、補正額は20万円です。説明のとおりですが、やはり県の委託事業ということで、身延南小学校が指定をされました。17年度、18年度、2年間の指定だそうです。年間で20万円の事業費ということで、予算化をしました。

次に17款の寄附金であります。指定寄附金でございますが、補正額80万円でございます。説明のように、灌漑用水施設に関わる寄附金ということで、50万円ですが、これは日本軽金属から飯富水利組合へ毎年指定給付金がございます。この計上でございます。

その下の下部地区小中学校図書購入寄附金といたしまして、30万円。これにつきましては、旧下部の匿名の方から、下部小中学校の図書費の購入経費に充ててくださいということで、寄附がございました。また、歳出で7万5千円の4校分計上してございます。

次に18款繰入金です。1項1目老人保健特別会計繰入金834万2千円でございます。これは老人保健特別会計におきまして、過年度精算分といたしまして、国県の支出、また支払い基金からの収入がございますので、その分を一般会計に繰り戻しをするものでございます。

次に基金繰入金です。湯町開発基金繰入金、補正額210万円でございます。企画費に計上してあります給湯事業基本計画策定業務委託に要する経費に充てるため、湯町開発基金の一部を取り崩すものであります。

なお、基金の現在額については、5月末現在で2億4,862万7千円でございます。

次の10ページをお願いします。

19 款の繰越金、今回、計上額 1 億 5,067 万 4 千円であります。16 年度からの繰越金ということでございます。

なお、今回、16 年度の決算繰越見込み額も把握してございますが、8 億 8,800 万円程度でございます。17 年度に当初予算もすでに 2 億円計上済み、また繰越財源も 6,800 万円必要ということで、今回 1 億 5 千万円ほど計上いたしました。残金につきましては、9 月以降の補正の財源といたしたいものでございます。

次に 20 款の諸収入、雑入でございます。補正額 140 万円です。14 節コミュニティー助成金 40 万円。これは財団法人 自治総合センターより交付をされるものでありますが、スポーツ教室の開催によって、青少年健全育成助成事業の財源ということでいただくものでございます。

次の 15 節の長寿社会づくりソフト事業費交付金 100 万円については、財団法人 地域社会振興財団より交付をされるもので、長寿社会づくり事業交付金といたしまして、旧中富町の八日市のイベント事業についての助成でございます。この助成金 2 つは、いずれも宝くじ助成金の一部でございます。財源といたしまして、宝くじの収益を充ててでございます。

次に 11 ページから、歳出の説明をさせていただきます。

まず、2 款 1 項 1 目一般管理費であります。総務費中の一般管理費です。補正額は 4,014 万 9 千円です。

節といたしまして、報酬 43 万 5 千円。説明のとおり、行革推進委員の 10 名の方でございますが、報酬を計上させていただきました。

次に、15 節工事請負費 3,969 万円であります。議場の改修工事費と湯川橋にかかる光ファイバー用の配管の施設工事の追加でございます。

議場の改修工事につきましては、議席数を 18 から 20 に。また、執行部席について、16 から 29 にそれぞれ改修をいたして、合わせて放送設備、電気設備等も改修をいたすものでございます。

19 節 2 万 4 千円につきましては、県法令外負担金の変更による追加でございます。

次に 2 目の文書広報費 85 万 8 千円の計上です。右のとおり、有線放送施設の補助金であります。2 つございまして、旧身延の下山仲町区に事業費の 2 分の 1 ということで、26 万 1 千円。また上大島区に 2 分の 1 で、59 万 7 千円を助成するものでございます。

次に 3 目の財産管理費 290 万円の補正でございます。農道用地測量登記業務ということで、旧下部における車田の農道、また農村文化公園、取り付け道路等の用地測量の業務委託でございます。

次に 4 目の企画費、補正額は 1,101 万 9 千円であります。

まず、11 節の需用費といたしまして、440 万円。印刷製本費として、250 万円。これは、次の委託費に出ていますように、新身延町潜在観光資源、健康資源等、活用調査業務とございますが、これらの印刷製本費ということで、500 部印刷するものでございます。

また、修繕費 190 万円については町内の旧下部、また旧中富における案内看板標識等の書き換えに要する費用でございます。

13 節の委託料 561 万 9 千円、3 つ内容がございますが、開発計画設計審査等業務ということであります。これについては、旧中富地区におきまして、山砂利開発の計画が進行中でございます。これらに対する土地利用審査会を進めるわけでございますが、これらの資料にする

ため、専門機関に委託をいたしたいというものでございます。

次に新身延町潜在観光資源等活用調査業務であります。これは峡南地域振興局の補助事業ということで、地域総合事業補助金2分の1、200万円限度と申し上げましたが、この補助金を充てる事業でございます。

町内の地形地質観光開発資源、また植物歴史文化等調査をいたしまして、地域活性化策に結び付けようというものの調査、委託でございます。

最後の給湯事業基本計画策定業務委託でございますが、これは下部の湯町における温泉掘削による新泉源の利活用について、町の基本的な計画を策定することについて、専門機関、中央温泉研究所に委託をして進めようとするものでございます。

次に19節の負担金の100万円、補助金であります。長寿社会づくりソフト事業補助金ということで、中富町の八日市の実行委員会に補助金として支出するものであります。

めくっていただきまして、12ページをお願いします。

2項2目の徴収費中の賦課徴収費であります。補正額は163万6千円であります。これは説明のとおりでございます。消耗品においては、まず11節の消耗品においては構図縮小版をつくるということで、これらの保管をしておくバインダー等の経費、それから燃料、それから修繕費については、公用車の燃料、あるいは車検等の費用に関わるものであります。

12節についても、車検等、車の費用でございます。

13節委託料は軽自動車転出車両情報提供業務ということで、これは県の町村会が委託するわけでございますが、町内の軽自動車の所有者が県外等に転出した場合の情報を提供していただくということで、この業務でございます。1件55円かかるということでございます。

次に14節の使用料等ですが、81万8千円。家屋評価、また製図作成システムの追加ということで、非木造の建築家屋、あるいはログハウス用の建築家屋の評価につきまして、システムの追加をいたすものでございます。

公課費については、自動車重量税でございます。

次に7項の国道調査費で、地籍調査費について、補正額70万9千円あります。事務機器リース料ということで、図面のコピー機のリース料でございます。

次に3款1項3目老人福祉費でございますが、15万円の補正です。これにつきましては、補正額の財源内訳というところがございますように、また右の説明欄にもございますように、歳入で申しました補助金等が廃止をされて一般財源化されるということで、この事業に対して、財源の組み替えをいたしたものでございます。内容は、記載のとおりであります。

次のページの28ページ、繰出金15万円。これは高齢者保養施設特別会計の繰出金でございます。内容は、特別会計のほうで説明をいたします。

次に8目のすこやかセンター費であります。補正額264万6千円あります。委託料であります。すこやかセンターの増築をするための設計管理業務委託であります。事務改善のために、福祉保健課の職員を1カ所に集めるために、すこやかセンター内の一部事務室を増設したいということで、設計費等の経費を計上いたしたものでございます。

今、予定をいたしております増築の部分については、増築面積は68平方メートルを予定いたしております。

なお、設計等が済み次第、また追加の補正、建設費について追加の補正をさせていただく予定でございます。また、よろしくをお願いします。

次に2項児童福祉費、5目の西嶋保育所費であります。57万8千円の追加です。これは乳児用の調乳室の改修にかかる経費ということで、給湯設備、あるいは流し台等の修理の費用でございます。

4款の衛生費でございますが、3項1目簡易水道運営費、補正額2,124万1千円です。水道施設リモート監視工事とございますが、これにつきましては、中富の浄化センターで水道施設の集中管理を行うために、旧下部、また身延支所からNTT回線を利用いたしまして、パソコンに表示をするシステムを、新たに構築をしたいというものでございます。

次に2目の簡易給水施設運営費50万円の補正であります。修繕費でございますが、旧下部地区内の中之倉ほか3施設の修繕費の追加計上でございます。

次に5項労働費、1項1目労働諸費、補正額205万7千円であります。身延学校給食施設配送業務というふうなことの委託料でございますが、これはまた、のちほど教育費の中に出てまいります。そちらが減額になっておるわけです。給食配送車の運転手が年齢によりまして、シルバー人材センターに移ったことによりまして、この予算計上を変えたものでございます。教育費に移るということでございます。

めくっていただきまして、14ページをお願いします。

6項農林水産業費、1項1目農業振興費、補正額508万円でございます。11節の需用費23万円については消耗品ですが、中山間地域直接支払い推進交付事業に関わる消耗品の追加ということでございます。

その下の13節委託料35万円については、記載のとおりでございますが、下が曙大豆種子の採種補助については、当初予算にも一部ございましたが、今回、また追加をいたすものでございます。中富の堂平地区で、3,045平方メートルほどの補助を予定いたしております。これらの管理委託料ということで、手間代、あるいは肥料代等の計上でございます。

次に19節負担金ですが、補助金といたしまして、450万円。まず1つは有害鳥獣の補助金といたしまして、400万円の追加でございます。この事業については、町内各地から補助金の要望が寄せられておりまして、それらの様子を見る中で、今回、追加補正をさせていただいたものでございます。当初に410万円が計上されております。

次に飯富、水利組合の補助金であります。歳入でも一部説明しましたが、50万円。指定寄附金ということで、日本軽金属から受けまして、その金額をそのまま、飯富区へ支出をするものでございます。

次に6目の活性化施設費でございますが、28万9千円。これは浄化槽の管理経費の追加でございますが、旧身延のゆばの館の管理経費の一部追加でございます。

次に林業費は2項3目林業土木費80万円の補正です。林道小沢川線、旧身延の相又地内でございますが、路側4メートル、フトン籠等を設置する補修工事の費用でございます。

次に8款土木費でございます。2項1目道路橋梁維持費、今回、補正額130万円でございます。説明のとおり、大沢入線待避所設置工事ということでございますが、旧身延の下山大工町地内でございますが、妙見寺へ行く間について、幅員が狭いため、車両のすれ合いが難しいということで、待避所を1カ所設ける費用でございます。

次に15ページですが、2目の道路新設改良費、補正額640万円でございます。13節、15節、17節、これは同じ個所にかかる経費でございますが、まず委託料で下中之倉線用地測量業務80万円。場所につきましては、旧下部の中之倉地内でございます。15節へ工事請

負費550万円。土留めの石積工の費用でございます。

それから、公有財産購入費については、10万円。用地取得費でございます。山林200平方メートルでございます。この工事費の計上でございます。

次に住宅費、5項1目住宅管理費、補正額788万5千円でございます。役務費の44万1千円の減額については、まず公営住宅解体手数料については、マイナス52万6千円でございますが、15節と入れ替えをいたしたものでございます。その下に計上したとおり、入れ替えでございます。

それから、公営住宅の伐採の手数料8万5千円は旧身延の新町住宅の樹木の伐採の手数料、それから13節委託料180万円、緊急木造住宅、我が家の耐震診断支援事業ということでございまして、これは当初予算にも計上済みでございましたが、今回、町単独費用といたしまして、60戸分掛ける3万円、180万円計上でございますが、昭和56年以前の木造住宅に対する耐震診断の追加という形でございます。

15節の工事請負費52万6千円については、公営住宅の解体工事、梅平団地等がございまして、これは先ほど言いましたとおり、12節等が入れ替えでございます。

それから、19節補助金600万円でございます。木造住宅建築物耐震改修事業補助金、町の単独事業といたしまして、一応10戸分掛ける60万円を予定いたしておりますが、耐震診断の結果、総合評定が0.7未満となった家が対象ということでございます。

なお、15年度、16年度で0.7未満となった家屋については、111戸でございます。研修費用、改修費用の2分の1を補助すると。限度額は60万円という形で、予算計上をさせていただきました。

次に下水道費、6項1目下水道総務費、補正額291万5千円であります。11節消耗品18万円、それから14節使用料15万5千円、事務機器のリース、また消耗品等の追加でございます。

めくっていただきまして、16ページ。

28節の繰出金といたしまして、258万円でございます。下水道事業特別会計の繰り出しでございます。

身延公共下水道事業分ということでございますが、これはまた、特別会計の説明でさせていただきます。

次に9款の消防費、1項1目非常備消防費は54万8千円の計上でございます。修繕費ということで、旧下部、竹之島の消防小屋の屋根の修理、また旧中富の手打沢の消防詰め所の排水施設の改修、これらの経費でございます。

次に2目の消防施設費56万5千円でございます。記載のとおりでございますが、飯富地内で消火栓の工事をするんですけども、民地にあるものを町有地のほうへ移設をするための費用でございます。

次に3項防災費、1目防災費、補正額112万6千円です。1報酬でございますが、身延町防災会議委員の報酬32万4千円を計上させていただきました。防災計画等作成をするときに、意見を聞くための期間といたしましてお願いするものですが、30人分を計上させていただきました。2回分でございます。

次に11節は需用費38万6千円ですが、展示用品と消耗品といたしまして、15万円。それから印刷製本費として、23万6千円ですが、消耗品は防災用器具等の展示をいたしたいと

ということで、3カ所分、15万円。また印刷製本費については、山梨県でつくりました東海地震、被害想定のパフレットがございますが、これの増刷をして配布をしたいということで、7千部を印刷する経費でございます。

13節委託料30万円については、地震対策住宅補強展示品製作業務とございますが、やはり町内各支所等、3カ所に展示をいたしたいということで、住宅補強の部分の展示品をつくる委託料ということでございます。

次に19節1万6千円については、防犯灯の設置の補助金ですが、下山の本間地区、2分の1補助で6万2千円。丸滝区において、2分の1補助で5万4千円でございます。

次の17ページをお願いします。

教育費であります。2項の小学校費、1目学校管理費、補正額193万5千円です。右、説明の節ですが、旅費は普通旅費でございます。14節使用料は191万5千円は、事務機器リース料ということで、旧中富の3校分のファックス等の印刷機、ファックス等のリース料の計上でございます。当初、ちょっとこの部分が当初予算から漏れておりましたので、追加という形で、お願いをいたしたいものでございます。

次に2目の久那土小学校管理費44万8千円、これについては11節需用費で、21万7千円。給食室の漏水補修、また変電室の改修等にかかる費用でございます。

12節役務費は23万1千円。合併浄化槽の汚水の取り扱い手数料ということで、23万1千円を計上させていただきました。

3目の下部小学校の管理費ですが、15万3千円。これは学校にテレビドアフォンを取り付けて、防災上、対応したいということで、修繕費として15万3千円を計上しました。

次に5目の静川小学校管理費については2万5千円。ファクシミリの保守管理の委託料です。

次に6目原小学校については、補正額7万円。これは網戸の修理でございます。

8目西小学校管理費10万円。これはキューピクル内のトランスオイルの交換、400リットル分でございます。

12目の久那土小学校、教育振興費は7万5千円。これは歳入で説明しましたように、指定寄附金、本を買うための経費ということで、1校分、7万5千円の計上。

それから、下部小学校教育振興費17万6千円。

11節については、心に元気を育む道德教育推進事業用の教育用ビデオ、あるいは巣箱、また紙等の消耗品の経費でございます。

また、18備品購入費については、先ほども申しましたように、指定寄附金分の7万5千円、図書購入費であります。

次に14目西嶋小学校教育振興費は21万円の計上です。消耗品ということで、学びの意欲向上推進事業用ということで、計算習熟プリント、あるいはファイル等の消耗品の経費でございます。

めくっていただきまして、18ページ。

15目静川小学校教育振興費13万6千円ですが、11節は需用費、特殊教室用の文具等の消耗品経費、また備品購入費については、やはり特殊教室用の黒板の購入経費でございます。

19目の南小学校教育振興費については、21万3千円。これはいずれも8節から12節まで、豊かな体験活動推進事業費に充てるものでございます。県の委託事業でございます。

次に中学校費であります。

1目の学校管理費68万9千円ですが、11節46万8千円。下部中学校分の防災用品の購入経費。また14節について、22万1千円は、機器のリース料の追加でございます。

次に3目の下部中学校管理費15万3千円。修繕料です。やはりテレビドアフォンの取り付け、また職員室の流し台の修理等でございます。

5目の下山中学校管理費14万9千円については、体育用具入れ物置を購入する経費でございます。現有の倉庫が北小の建設工事に伴いまして、使用不能になっているための購入でございます。

また、8目の久那土中学校教育振興費7万5千円。また下部中学校教育振興費7万5千円は、やはり指定寄附金の計上、補助購入費でございます。

19ページの社会教育費でございますが、4項1目社会教育総務費1万円です。これは遊具の点検費用でございます。三沢河川ふれあい広場の遊具の点検をするものでございます。

次に5項の文化振興費、2目文化財保護費28万6千円ですが、4の共済費、これは微笑館の臨時職員分の社会保険料でございます。

それから14節使用料、賃借料7万円は重機の借り上げ料でございますが、文化財包蔵地の試掘調査を行うということで、重機の借り上げ料でございます。身延山にて、五重の塔を建設する予定がございますが、その予定地内の試掘でございます。

次に4目リバーサイドパーク運営費1万円です。これは遊具の点検費用です。7目の和紙の里運営費117万2千円です。11節の修繕費といたしまして、84万8千円。これは和紙会館の屋根が2月の強風によりまして、緩んだために、2枚に1本の割で、釘打ちの作業を施したいということでございます。

次に14節の使用料は32万4千円。リース料でございますが、レジが2台ございますが、故障のために新たに買い替えをして、リースの委託をしたいということでございます。

6項の保健体育費であります。6項1目保健体育総務費、補正額44万6千円。8節の報償費18万円。これは歳入でコミュニティー助成事業とございましたが、その補助金をいただく事業でありまして、スポーツ教室を開催する事業で、その次のページの11節、12節も、いずれもわたっておりますが、同じ事業でございます。

次に4目の身延学校給食費248万2千円の減額については、先ほども申しましたように、臨時職員1名がシルバー人材センターへ雇用という形になったために、予算計上上、こちらを減額、また労働費のほうを増額いたしております。

次に5目体育施設費として1万円。これは遊具の点検で、下部地区町民グラウンドの遊具の点検費用でございます。

以上が一般会計の補正予算でございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

再開は午後1時15分から、行います。

休憩 午後12時15分

再開 午後 1時15分

○議長（伊藤春三君）

再開いたします。

続きまして、議案第80号について、町民課長より説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（遠藤和美君）

それでは、議案第80号 平成17年度身延町老人保健特別会計補正予算（第1号）についての詳細説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお願いします。

今回の補正は16年度医療費の確定による精算分として、6ページの歳入に計上させていただきましたように、支払い基金から59万9千円。それから、国から619万5千円。県から154万8千円。計834万2千円が医療費交付金、不足分として交付されますが、これはもともと一般会計から繰入金として借りていたものですので、7ページの歳出で計上させていただいてありますとおり、834万2千円を一般会計へ繰り出して精算するために、補正をお願いします。

以上です。どうぞよろしく、お願いいたします。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

続きまして、議案第81号について、環境下水道課長にお願いいたします。

環境下水道課長。

○環境下水道課長（佐野雅仁君）

それでは、議案第81号の平成17年度身延町下水道事業特別会計補正予算の詳細説明をいたします。予算書をご覧くださいと思います。

4ページをお開き願います。

ここでは、地方債の補正でございますが、補正後は限度額の補正でございますが、限度額を1,140万円増額するものでございます。

7ページをお開き願います。

3款1項2目の国庫支出金でございますが、財政課長が説明いたしましたとおり、補正額は1,130万円でございますが、1節の国庫補助金が減額の1,070万円。2節の汚水処理施設整備交付金2,500万円。これは補助金を交付金に代えまして、国庫支出金が1,430万円の増額になるものでございます。

4款繰入金でございますが、1項4目身延下水道事業一般会計繰入金、補正額が258万円。これは委託費の230万円と事務費の28万円でございます。

7款1項2目の身延公共下水道事業債でございますが、1,140万円。1節の公共下水道事業債が570万円。過疎対策事業債が570万円でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款2項4目身延下水道事業建設費でございますが、補正額が2,828万円。当初予算では2,405万円計上いたしましたが、今回、事業費が5,205万円になりましたので、2,800万円の増額となります。

内訳につきましては、処理場の管渠自主設計、町の単独分が100万円。航空写真による129ヘクタール分の平面測量航空写真ですが、2千万円。自主設計が1,800万円。管渠

自主設計が1,400万円でございます、節に入った11節で、これは事業費の1%分ということで、2,828万円の1%、28万円。13節の委託料2,800万円、今説明したとおりでございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

議案第82号については、省略をいたします。

発議第1号 身延町議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において、選挙すべき議員の数に関する条例の制定について

片田直康君より、説明をお願いいたします。

片田直康君。

○25番議員（片田直康君）

発議第1号について、朗読をもって提案説明に代えます。

発議第1号

平成17年6月13日

身延町議会議員 伊藤春三殿

提出者 身延町議会議員 片田直康

賛成者 身延町議会議員 小林茂男

賛成者 " 松木慶光

賛成者 " 樋川貞夫

身延町議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙をすべき議員の数に関する条例の制定について

上記のことについて、地方自治法第112条および会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条1項1号の規定により、在任期間（平成17年10月31日）終了後の一般選挙の議員定数を20名とし、選挙区の合併前の旧下部町、旧中富町、旧身延町の3選挙区とし、各選挙区の定数を次のとおり定めたいため、地方自治法第112条第2項の規定に基づき、この案を提出する。

身延町議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において、選挙すべき議員の数に関する条例

（議員の定数）

第1条、地方自治法第（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、身延町議会の議員の定数は20人とする。

（選挙区および各選挙区において、選挙をすべき議員の数）

第2条、公職選挙法（昭和25年法律第105号）第15条第6項の規定による身延町議会の議員の選挙区および各選挙区において選挙をすべき議員の数は、次のとおりとする。

選挙区、選挙区の区域、選挙をすべき議員の数。

下部 合併前の下部町の区域 6人。

中富 合併前の中富町の区域 5人。

身延 合併前の身延町の区域 9人。

附則

この条例は平成17年7月1日から施行し、この条例の施行の日以後初めてこの期日を告示する一般選挙から適用する。

以上であります。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

請願第2号 一般産業廃棄物最終処分場に関する件について

渡辺君好君より、説明をお願いいたします。

渡辺君好君。

○12番議員（渡辺君好君）

一般産業廃棄物処分場に関する請願書

平成17年2月25日

身延町議会

平成17年2月25日

収受第2-25-1号

請願書 一般産業廃棄物最終処分場に関する件

請願の趣旨

廃棄物問題は今、人間生活との関わりの中において、いかにしても避けては通れない最重要課題であり、諸々の生活環境を考える上で無視できるものではなく、排出者の責任であると同時に、住民生活を守る行政の責任としても軽視できないことは、ご承知のことと存じます。

ついては、本町内へ民間業者による廃棄物最終処分場設置に向け、許認可権者である山梨県当局にて、事前協議中であります事案に対し、本書を呈し、請願をいたします。

現在、処分場の必要性は高まっております。近年、生活の向上に伴って、廃棄物の量は年々増加の傾向を続けており、焼却灰等の処理に各市町村とも膨大な経費を捻出して他都道府県に、その最終処分を依存している現状であります。

一方、人の命と生活を守るため、廃棄物処分に関わる法律は年々、厳しくなっております。公共関与、民間を問わずに、生活環境影響調査が厳しい基準の中で行われることとなっております。このことは、貴職はもとより議員各位におかれましても、これまでの経過の中でご理解を深められてこられたことと存じます。

つきましては、一般産業廃棄物最終処分場設置に関し、これまでの経過を賢明に、ご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

（要旨）

地方の時代と言われ、住民の生活の安全、福祉の向上等々「やすらぎと活力ある、開かれたまち」づくりに向け、町行政の重要性は日増しに増加しつつある今日、貴職におかれましては、町民から大きな信頼と大きな願望が託され、執行者として、また町議会議員として、郷土発展のために限りなきご尽力を賜っておりますことに対し、心からの敬意と感謝を申し上げます。

さて、最近大きな社会問題として「廃棄物最終処分場」問題がクローズアップされております。人として避けては通れない、必要不可欠な施設であると認識しております。この問題に関わる、もろもろの解決責任は各自自治体にあるものと思っております。この一翼を担う皆さま方の環境

問題解決にあたりましては、町の将来像を決定づける最重要課題であるといっても過言ではありません。

株式会社 山の都が、5年来、産業廃棄物最終処分場の建設を計画し、もろもろの事案に対し、最大限の企業努力をなしております。私たちは、この問題に対しまして、誰よりも早く、誰よりも強い関心を持ち、また誰よりも町の環境問題を考慮し、最終処分場がなぜ必要か、本当の意味での環境が子々孫々まで守れるのか、公害問題はないのか等々、研究し、勉強を重ねながら最終処分場の現地見学や会社の説明会に再三出席させていただき、でき得る限りの調査研究をしてまいりました。

本件土地の地権者たちは、自分たちの所有地を提供することが、ただ、単なる土地売買という行為ではなく、地権者の純粋な思いをご理解してくださる方々が日増しに増え、多数いることに勇気付けられておる昨今であります。

現在、技術の粋を結集しての無公害施設、無害化された焼却灰を、法律のもとで責任ある維持管理を行い、現に他県において民間の処分場を運営しておる本件申請事業者が、まさに「日本一素晴らしい最終処分場」を建設設置するという構想に、全面的に賛同するものであります。

現状維持による、他県への廃棄物搬出に伴う多額の諸経費を見直すことができ、本件事業ができますことによる、もろもろのメリットも期待でき、雇用の推進、地域の活性化、租税公課、法人所得市町村民税等の歳入、新規企業等の誘致等々、限りなきものが存在すると確信をしております。

私たちは、真に環境問題を考える町民の一人として、環境ビジョン作成のためにも、北川地区内に建設を予定する最終処分場については、身延町議会の深いご理解とご協力をいただきたく、心からお願いをいたすものであります。

平成17年2月25日

請願人

南巨摩郡身延町北川90

北川組組長

小林吉行

南巨摩郡身延町北川4947

赤池政敬

南巨摩郡身延町下部997

依田孝夫

南巨摩郡身延町下八木沢98-1

(株) 誉建設 代表 木村 進

南巨摩郡身延町手打沢1271

(株) 深沢工務所 深沢一保

南巨摩郡身延町常葉774

望月幸男

紹介議員

南巨摩郡身延町下部510番-1

草間 天

南巨摩郡身延町岩欠1182

渡辺君好

南巨摩郡身延町手打沢927

川口福三

身延町議会議長 伊藤春三殿

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

請願第3号 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願について

望月邦彦君より説明をお願いいたします。

望月邦彦君。

○32番議員（望月邦彦君）

義務教育国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願書
請願の趣旨でございます。

国の責務である教育水準の最低保障を担保するために、必要不可欠な義務教育国庫負担制度を堅持すること。

本請願につきましては、毎回の議会に提出されておるところでございますので、うしろのほうの説明は省かせていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（はい。の声）

どうもありがとうございました。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

請願第4号 身延町下部地区温泉掘削工事早期着工に関する請願について

深沢純雄君より、説明をお願いいたします。

深沢純雄君。

○13番議員（深沢純雄君）

請願書

第5 - 86号

身延町下部地区温泉掘削工事早期着工に関する請願書

趣旨および理由

国・県においては観光立国、観光立県を目指し、諸施策が積極的に展開されております。本町においては、依田町長の重要施策の一つとして、観光立町の実現に取り組んでいただいております。

しかしながら、下部温泉郷においては昭和62年のピーク時に30万人を超えた入湯者数が、昨年度は15万人台までに減少してしまいました。この状況から脱し、下部温泉郷の活性化を図るには、豊富な量の温泉を確保することが大前提であり、新たな温泉の掘削は下部区民の長年の悲願でもあります。

旧下部町は山梨県から温泉の掘削許可を受け、下部湯町活性化基金による予算を充当する予定で、掘削を目指していただきましたが、町村合併の流れの中で、工事着工には至りませんでした。

合併後、観光立町を目指す本町としても、下部地区、ひいては身延町全体の活性化につなげたいとの特段のご配慮により、再度、平成16年12月に同温泉の掘削許可を申請していただきました。山梨県においては、臨時に温泉審議会を招集していただき、極めて短期間で掘削許可を出していただいたところであります。

その後、町当局においては、円滑に工事を進めるため、専門家による既存の源泉に対する影

響調査を進めていただき、その影響の可能性は極めて0に近いとの結論を得ていただきました。

下部地区、ならびに下部旅館振興協同組合としても、温泉掘削に不安を抱える事業者に対し、丁寧な話し合いを持つとともに、専門家を招いてのセミナーを開催するなど、新たな温泉の掘削を目指し、地域・観光関連業者が一体となって、努力しているところであります。

このような状況を鑑み、下部区民をはじめ、観光関連業者の長年の悲願でもあり、下部温泉郷の活性化に最も有効かつ不可欠な事業であります、温泉の掘削工事にできるだけ早く着工していただきたく、必要な措置をしていただきたいので、地方自治法第124条の規定により、右、お願いいたします。

平成17年5月30日

身延町議会議長 伊藤春三殿

請願者

身延町下部区区长

旭 大三

下部旅館振興共同組合理事長 石部元章

紹介議員は小林茂男議員以下、11名が署名しております。

よろしく申し上げます。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

以上で、提出議案および請願の説明は、すべて終了いたしました。

日程第8 提出議案に対する質疑を行います。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略させていただきます。

報告第1号について、質疑を行います。

28番、笠井万沱君。

○28番議員（笠井万沱君）

それでは報告第1号について、まず1点、質問させていただきます。

先ほど、課長のほうから説明があったわけでありませぬけども、第24条第1項2号中、そこには障害者、未成年者、年齢65歳以上という寡婦、または寡父ということが載っているわけでありませぬけども、その年齢の中で、65歳以上の者についてという部分についての改正だと理解しております。

そこで来年度と、再来年度、17年1月1日からですから、18年度、19年度で3分の2、3分の1を減額すると。そして、20年度からは125万円以下の所得があっても、税金がかかると理解していいのか、1点だけ答弁願います。

○議長（伊藤春三君）

税務課長。

○税務課長（望月世津子君）

お答えいたします。

125万円以下でありませぬけども、すべての人に課税されるわけではありませぬ。

通常の人でしたら、所得割・均等割にそれぞれ非課税基準というものがございませぬ。それ以下の方につきましては、125万円以下の所得だからといひませぬ、課税されるわけではありませぬ。すべての人に課税されるわけではありませぬ。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

笠井万沱君。

○28番議員（笠井万沱君）

説明の中で、所得割やら均等割、もろもろの考えの中で、課税されない人もいるけれども、課税される人もいるんだよという答弁ですね。

そこで、125万円以下で今後3年間以降、それに該当する人たちが、どのくらいいるかというものは、今の状況の中で、その人数は分かっているわけですか。これが1点。

それから、課税されないよ、あるいは課税されますよという人たちに対して、行政当局ではどのような方法をもって知らせめるのか、2点だけ答弁を求めます。

○議長（伊藤春三君）

税務課長。

○税務課長（望月世津子君）

来年度、再来年度、それから20年度にどのくらいの方が課税されるかということにつきましては、18年度につきましては、17年の現在の所得によって課税されるわけですので、人数は把握できません。

現在、平成17年度の住民税の課税ベースでいきますと、17年1月1日現在の65歳以上の方の数が6,088名ございました。そのうちの13%程度の方が課税されるという、計算センターの数字から分かっております。

今後のことは、現在以降に得られる所得に対しての課税ですので、申し上げることはできません。

○議長（伊藤春三君）

よろしいですか。

17番、渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

今のなんですけれども、所得が125万円以下、今までが課税されていなかった方に課税されるということなんです、収入からいろんな控除を引かれて125万円以下ということで、理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（伊藤春三君）

税務課長。

○税務課長（望月世津子君）

お答えいたします。

今おっしゃられた、いろいろな控除といいますのは、基礎控除とか老年者控除とか、社会保険料控除とかという、所得控除のことだと思いますが、それを控除する前の、給与所得でしたら給与所得控除後の額。それから年金の収入でしたら、年金の特別控除後の額。それが125万円ということでございます。いろいろな所得控除をする前の金額のことです。

○議長（伊藤春三君）

よろしいでしょうか。

（ な し ）

報告第2号について、質疑を行います。

14番、穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

詳細の説明があったわけですが、1点だけお聞きしたいと思います。

合併による特別交付金ということなんですが3億1千万円、あえて財政調整基金と減債基金に振り分けた理由をお聞きしたい。たぶん裏には企業債の借り換えの絡みとか、そんなものがあるんだろうとは思いますが、そのへんをお聞かせ願えればと。

もう1点、突然ではございますけれども、16年度の決算はまだなんですけれども、16年度末で起債制限比率が本町、どのくらいになっているか。もし、お分かりであれば、たまたま減債基金というようなものが出ておりましたので、お聞きしたいなと思います。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

お答えします。

まず1点目でございますけれども、今回、財政調整基金と減債基金に積み立てを予算上、行うということをしたわけでございます。これは、まず財政調整基金、それから減債基金については、第1点目の理由としては、合併のときに旧3町それぞれ財政事情の中で、取り崩し等もいたした関係で、減額をしておるとい部分1つはありました。できるだけもとへ戻しておきたいというのが1点ございます。

それから、もう1点目は財政調整基金、あるいは減債基金は特定目的基金とは違いまして、その年のそれぞれの財政事情を勘案して、取り崩して一般財源化して財源に充てることが可能でございますし、今後の財政事情を考える中で、利用していくの一番、適当ではないかという判断をいたしたわけでございます。

この2点が理由でございます。

それから2点目の質問は、現在、決算統計を目下やっている最中でございまして、まだ今のところ数値は、はっきりしておりません。申し訳ございません。

○議長（伊藤春三君）

よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

28番、笠井万沱君。

○28番議員（笠井万沱君）

それでは、報告2号について、1点だけ質問をさせていただきます。

今、穂坂議員のほうから、3億1千万円のうちに財政調整基金のほうへ2億1千万円、それから減債基金の中へ1億円ということでありましてけれども、この3億1千万円という、その特交がきたその理由というものが、合併によって3億1千万円きたというふうに理解していいですね。

答弁を求めます。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

3町合併するときに、いろいろ合併の論議があったわけですが、そのときにもこの話は出て

おったと思いますが、国で合併が成就した場合、最初の年には3億円という形で、特別交付税に措置されるということは申されておりました。その関係で3億円が、この特別交付税の総額の中に、含まれているだろうという解釈をしたわけでございます。

なお、特別交付税については、これがいくら、これがいくらという具体的な数字は示されておられません。したがって、そういう解釈をさせていただいたと、こういうことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

28番、笠井万沱君。

○28番議員（笠井万沱君）

今、財政課長のほうから、それだろうと、そういう形も含まれているものだろうと、私は理解しているわけでありましてけれども、財政調整基金へ2億1万円、入れてありますよね。当然、財政調整基金は何でも使えるという状況の中で、できれば希望として、合併の中で相当、いろいろの部分の中で金がいる。効果的な金も必要だ。できれば目的基金が何かをつくって、その2億1千万円を使うのが望ましいでしょうけれども、2億1千万円、財政調整基金へ入っているけれども、ぜひ有効的な、合併の中で使ったよという状況の中で、使用していただければと。希望を申し上げて、質問を終わります。

○議長（伊藤春三君）

ほかにございませんか。

（なし）

ないようですので、報告第3号について質疑を行います。

28番、笠井万沱君。

○28番議員（笠井万沱君）

先ほど、財政課長のほうから明許繰越の計算書、そのものについて、すべて説明がございました。そこで、いくつかまだ手の付けられていない部分があるわけですね。例えば、防災費の中で673万1千円、630万円、こういう部分もあるわけでありましてけれども、現在の状況、手が付けられていない部分がどうなっているのか。1点だけ答弁を求めます。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

ちょっと確認をさせてください。

先ほどの私の説明の中で工期とか、それからもうすでに完成しておりますという説明をいたしました。その中で具体的にいえば、今まだ未契約の部分については、町道田原宮木線の災害復旧工事、238万9千円です。これがまだ契約がされておられません。このことでよろしいでしょうか。

○議長（伊藤春三君）

28番、笠井万沱君。

○28番議員（笠井万沱君）

今、その部分の238万9千円と、防災費の中の673万1千円のうち、翌年度繰越金630万円、この部分についての説明を求めます。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

それでは、まず1点目、地域防災計画の作成業務委託630万円でございますが、これは工期は2月28日と申しました。担当課は総務課でございますが、これは進めておるのですが、結果的に最後の仕上がるのは2月28日という形でございます。今、鋭意、計画策定中でございます。

なお、工事関係については、建設課長のほうから内容の説明をいたします。
よろしく願います。

○議長（伊藤春三君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

お答えします。

ただいま、ご質問ございました未契約繰越の件でございますが、町道田原宮木線になるわけでございますが、富士川の出水の関係で湯水期、平成17年度の湯水期に施工していきたいと、こんなふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

28番、笠井万沱君。

○28番議員（笠井万沱君）

今、建設課長の言った238万9千円については、これから契約するんだということですね。

○議長（伊藤春三君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

そのとおりでございます。

○議長（伊藤春三君）

よろしいでしょうか。

次に報告第4号について質疑を行います。

（なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

報告第5号について質疑を行います。

よろしいでしょうか。

議案第78号について質疑を行います。

（なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第79号について質疑を行います。

23番、深沢敏夫君。

○23番議員（深沢敏夫君）

2点について、お伺いいたします。

第1点は11ページ、歳出の企画費の中で、新身延町潜在観光資源等の業務委託、具体的にもう少し丁寧に説明していただきたい。どんなことをやるのでしょうか。それが1点。

それから13ページ、健やかセンター増築設計管理業務というのがありますが、これは健やかセンターを増築するということだろうと思いますが、68平方メートルについてですね。合併後に福祉関係の職員を、旧下部町・旧中富町・旧身延町というふうに各地域へ置いて、そして地域の町民と近いところでもって、福祉業務を進めるというようなことではなかったかというような感じがするのですが、それを健やかセンターへ全員を集めるということについての、もう少し説明を詳しくしていただきたい。

それから、健やかセンターの増築について、職員の数がどのくらいになるのか。駐車場等のスペースはどうなっているのか、そのへんのことについても、お伺いしたいと思います。

以上。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

それでは、まず新身延町潜在観光資源、それから健康資源等、活用調査業務について、お答えいたします。

従来の観光は、それぞれの観光施設を巡って帰っていくという、そういうのが従来型の観光でございますけれども、現在は各地域の資源、あるいは歴史、そういうものを訪ねながら、滞在型といえますか、例えばその地域における、いろんな文化に触れながら、自分たちのこのフレッシュ、あるいは健康を求めてという、そういう今の観光に変わりつつございます。

合併しまして、新町の基本であります、これまで町長も数々説明をしてきておりますけれども、観光課を設けまして、新しい町の観光に基づく活性化を今、探っております。その中で、本町の自然が豊か、いろんなものが豊かって、どういうものが豊かなものがあるのかということで、基本に戻りまして、3町にはいろんな歴史・文化、それから地形的なもの、豊富な資源がございます。

かつては身延町におきましては、平成9年ですか、やはり学術的調査も行われてございます。また、それぞれの各地域においても、例えば中富町におきましては、1日ゆったり歩ける青少年の自然の里もございます。こちらにも、非常に貴重な鳥もいたり、また植物もあったというようなことで、その点もございます。

また、私も合併をして初めて知ったのですが、遅沢地区には化石公園、非常に貴重なものもございます。こういう、すでに分かっている部分の資料の整理、あるいは改めてそれぞれ専門家の先生方に入っていて、例えば地形学でありますと、田中収先生をはじめまして、また植物のそれぞれ専門家、なお滞在していただくには、今度はこの身延町の地域における食材、そんなものも求めていこうとさせていただきます。項目的には、相当な数に上っておりますけれども、もう一度、繰り返しますけれども、それぞれのこの新しい身延町における歴史・自然、いろんな資源を発掘して、それを観光滞在型的なものに、結び付けていこうとするものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

健やかセンターの増築関係について、答弁を申し上げます。

先ほど財政課長、町長等の中で、健やかセンターに福祉保健課、今現在の下部の本課ということで、身延と中富にそれぞれ分課があります。全員が健やかセンターへ、1カ所になるような説明でしたが、今のところ課内の打ち合わせでは、福祉保健関係の相談窓口、それから各種申請の受け付け等は、下部・身延へ残しまして、中富は変わりませんけれども、そんなことで合併前は、3つの事務所があったわけですが、福祉保健課は9カ月過ぎましたが、職員の関係、それから各種住民に対するサービスの関係も、すべて統一されておられません。まだ、合併前のような状況が少しは続いております。

そんな関係で、町長のあいさつの中にもありました、小さな役場で大きなサービスを狙っていく部分もありまして、組織機構的には人数は何人になるかは分かりませんが、そういう格好で住民サービスは落とさず、事務部門については1カ所に集まろうという考えであります。現在の下部、身延におきましては、そんな考えの中で、どんな方が役場の福祉保健課へ来ていただけるのかということで、用件等の調査といひましょうか、住民の皆さんが帰ったあと、これは電話で足りるとか、これは受付ということで、申請書の書き方と記載例があれば、誰でも書けるとか、そんなことをこれは相談できたとか、そういうことを調査しております。そして、なるべく身延地区、下部地区におきましては、今までどおり住民サービスを低下させないように、考えております。

会議等は健やかセンター1カ所ということになりますと、会議等の問題で距離的な部分は、どうしても身延町は大きな面積でありますから、それが少し不便になると思いますが、その点はまた事務処理等、簡素で合理的にできてくる部分、ほかの部分でのサービスができると思っております。

それから、駐車場の件ですが、組織機構、人力的な部分が総務課等の関係で、はっきりしませんけれども、20台弱の数が増えると思います。通常、健やかセンターの周りに駐車場がありますので、そちらへ止めておきまして、各種行事がありましたときは、富士川橋の横に職員の駐車場がありますので、職員はそちらへ止めておきたいと思っています。

以上であります。

○議長（伊藤春三君）

23番、深沢敏夫君。

○23番議員（深沢敏夫君）

潜在観光資源の問題については、私も懸念しているということではなくて、こういうことは大いにやるべきだということで、賛成という立場で質問をしているわけですが、これについては、やはり新身延町の地域の中にも、こういうものについて、造詣の深い人が大勢いると思いますので。ただ、偉い学者の人たちに頼むというようなことではなくて、地域の人たちの協力も、ぜひお願いできるようなシステムができたならと、これは要望ですが、そんなことを思っています。

それから、私が聞き落としたんだと思いますが、福祉の関係では全員が、とにかくこちらへ引き上げるというような話に聞き取ってしまいましたので、私が間違っていたら、申し訳なく思っています。ただ、今、安心しましたのは、住民サービスの低下はなしと、こういうふうなことでするので、よく理解できました。

以上。

○議長（伊藤春三君）

16番、佐野文秀君。

○16番議員（佐野文秀君）

11ページ、歳出の目の4企画費、これの19負担金補助及び交付金ですが、補助金として長寿社会づくりソフト事業、こういう名目で、八日市場の4月のお祭りに100万円出すということになりました。これについての収支は、チェックする考えがあるのか。

それとも、やってやりっぱなしなのか、それをお尋ねします。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

お答えいたします。

補助申請から始まりまして、内容審査を行ってございます。なお、支出におきましても、それぞれ領収書等をいただいて、審査をしてございます。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

よろしいでしょうか。

20番、草間天君。

○20番議員（草間天君）

11ページの企画費の給湯事業基本計画策定業務について、3点についてお伺いします。

この地域の範囲は、どこまでを考えていますかということと、またいつまでに完了する予定ですか。それともう1点、その中央温泉研究所ということなんですが、ここは1カ所かどうか。例えば、先ほど出ました田中収先生とか、いろいろな何人かの先生に、お伺いを立てるのかどうかということ。3点について、お伺いします。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

まず、地域と申しますか、まずこの内容について、ちょっと説明をさせていただきます。

内容につきましては、今の温泉掘削につきましては、鋭意努力しているところでございますし、今回、議員さんのほうからも、請願書が出されているところでございます。温泉掘削が成功いたしますと、あとどのように給湯していったらいいのか。あるいは送湯管を、例えばこれから今、下部温泉郷で予定されています、上下水道に合わせて敷設していくのか。あるいは山側を、今、相当の保温の効果もあるということで、這わして温泉郷の近くまで持って行ってきたらいいのかどうか。これは今度、最終的には受益者と申しますか、分湯等を受ける方の分担金、加入負担金と申しますか、そういうものにも跳ね返りますし、以降の使用料等にもかかわってきます。

それらを判断するために、今回は調査しようとするものでございまして、そうなりますと当然、必要とする下部温泉郷を地域としまして、期間的な問題でございますけれども、今後、掘削の工事費等を計上いたしますと、掘削の工期に約6カ月ぐらいかかります。以降、自然湧出でない限りは、動力ポンプの設置等を得ながらいきますと、やはり8カ月から10カ月の期間

を要してきます。

その給湯する前に、先ほど言ったとおり、使用料がいくらになるのか、それらも合わせて今回、シミュレーションしておかないと、いよいよ出て配管が終わって給湯していく場合、今度は給湯ができないというような状況になりますから、やはりその工程等を見合わせながら、いずれ給湯事業、給湯条例等を議会へ提出していかなければなりませんので、私の今のところの予定では、地元の説明も入れますと、今6月ですから、できましたら9月ころまでには、内容をまとめたいと思います。

それから、田中先生がというふうな、うんぬんが出ましたけれども、先生のいろんな意見も常時いただいております。基本となるのは、今、財団法人中央温泉研究所のほうへ、いろんなことをお願いしておりますから、そこに中心になっていただくというふうな予定であります。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

いいですか。

14番、穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

1つについて、2点お伺いします。

8ページ、14款2項2目の衛生費について、お伺いいたします。

保健衛生費補助金が汚水処理施設整備交付金ということで、財政課長の説明は、名称変更ですよというふうなご説明をいただいたのですが、単に名称変更するわけがないので、中身があるかと思えます。その仕組みもお聞きしたいと思えます。

というのは、本町では下水道計画を進めております。それらのかかわり。それから財政課長が地域再生計画等もという言葉も触れておりましたので、国交省、農水省にかかわるような、事業の中でこういうふうに変ってきたと思えますので、その点を財政課長というより、担当課長のほうでご説明いただければ、住民の皆さんに分かりやすい、今後のことが分かるのではなからうかと思えますので、お尋ねいたします。

○議長（伊藤春三君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（佐野雅仁君）

穂坂議員のご質問にお答えいたします。

今、言われたことですが、地域再生計画ということでございますが、去年の今ごろ、まだそういう言葉はあまりなかったのですが、今年になってパタパタということで、1月下旬からこの言葉が出てきまして、地域再生計画をつくらないと、これからの補助金はいただけませんよということは、聞いておったのですが、意外と早く。平成18年度からは合併浄化槽の補助金はありまないと、個人のものもございませんということなんです。

うちでもそれは困りますということで、地域再生計画を練り直しまして、4月26日に内閣府のほうに提出しました。どういうことかということでございますが、今まだ審議しているところでございますが、今月中には認定はされると思えます。仕組みでございますが、要するに地域再生計画というのは、今までは下水道は国土交通省、農業集落排水は農林水産省、合併浄化槽は環境省という形で、補助金をもらっていたんです。

しかし、国がお金がないものですから、これをまとめてきました。要するに、平成17年度

につきましては、国土交通省が300億円、それから農林水産省が115億円、環境省が75億円、合計490億円、これを内閣府に出します。内閣府はこれを全国の地域再生計画をプランニングをしたところを、全部見まして、こういうものです、こういうものですよという形で、親切に丁寧に教えてくれるのですが、身延町の場合にも、この仕組みといたしますので、要するに合併浄化槽だけでは駄目なんだよと。下水道だけでも駄目なんです。では、どういうことですかと、2つの省庁をまたがってくださいと。ですから、身延の場合ですと、特にたまたまバッティングしました、身延の公共下水道があります。公共下水道の関係と、そして環境省の合併浄化槽の関係を取り入れるということで、合併浄化槽も今まで従来どおりもらっていた、個人設置型といたします。補助金を出して、自分が立て替えてつくって、あとで補助金をもらっている形のやり方、個人設置型。

それから、3月定例会で説明いたしましたけれども、市町村設置型と、この2本を考えております。その中には、環境省と国土交通省、これはいいわけですが、条件が1個ありまして、下水道の認可を取得したところでないとは駄目ですよという、厳しいチェックがあります。ですから今、身延の公共下水道は急いで認可を取りに、もう上がっております。ですから、今月中には下りるとは思いますが、と同時に合わせて内閣府の認定がされるのではないかと思います。

予算的規模は今言った300億円が国土交通省で、農林水産省が115億円で環境省が75億円、合計490億円、これが今年度分でございます、この仕組みですが、5年間です。身延町は5年、5年以内ですから、3年でもいいのですが、身延町の場合は5年にいたしました。5年で総事業費が全部で35億円ですか、市町村設置型が5年間で2億4千万円。それから個人設置型という、今まで従来での補助金の関係が2億7万1千円ですか。それから下水道も、大野から身延山まで30億71万円ですか、という数字でございます、合わせると約35億円弱でございます。

特に違うなというのは、使い勝手がすごくいいんです。うちは35億円、5年間でやりますと、最後は35億円になればいいという制度なんです。ですから、今までですと、補助金なら毎年、申請して、毎年、実績を多く出してという形なんです、この交付金はそうではなくて、一番最後に実績を出すわけです。

今、言われたように、どういうところが使い勝手がいいかというと、例えば2億4千万円、合併浄化槽の予算を取ってあって、下水のほうがお金が足りなくなった。でも、合併浄化槽が今度は下水に入ってしまったから、少なくなったから、余ってしまったよといったときには、こっちへそのお金が回せるんです。

逆のこともあるんです。下水道がどんどん進んでいったんだけど、お金が余ってしまったから、合併浄化槽へ回すということもできる。こういう連携プレイができることです。

一番面白いのは、入札なんかで差金が出ますよね。その差金をどうするか。今までですと、変更もしくは返還しました。しかし5年間の長距離のロングスパンですから、来年度分を組み込んでもいいわけです。ですから、今まで3月定例議会で、ここで皆さんに審議してもらって、予算を通過して4月1日から新年度予算ですけども、今度の交付金の場合は、その前の年にも、その差額部分のお金があれば、それで来年度予算の前倒しで設計を組んでしまって、4月1日に発注してもいいよという、簡単に言えばこんなことです。

ただ、大きな事業になりますと、起債があります。起債を借りる申請手続きをしますから、

この申請のときに財務省へ行って、掛け合わなければなりません。財務省の予算額というのは、こうだっというのが分かりさえすれば、早く発注ができるわけです。このところがいいところなんでございますが、また逆に言いますと、今後の身延町のと言いますか、全国なんですが、行政全般について、補助金というものはもうなくなると思ってください。すぐにはなくなりません。ただ、今言うような形で、地域再生計画とかかなんとかかんとか言いながら、なくなっていきます。

ですから、皆さんが補助金、補助金と言いますけれども、補助金はだんだんなくなってくると思ってください。それを地域再生計画とか、言葉を変えて、いわゆる実績型ですね。実績型で早くやれということ、国はしています。事業を組んだら早くやって成果を出しなさいと。一番最後にその結果の評価をする審査があります。その審査を受けて、また次の段階の5年後に向けて、どうするこうするってことをします。そういうことであります。

○議長（伊藤春三君）

14番、穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

よく分かりました。

長い説明で、これ以上、聞くとまた分からなくなりますので、ちょうど分かりやすかったです。本当によく分かりました。下水道計画についても、どういうかわりになっているかも理解できましたし、多くの町民の方に、こういう形をよく分かるように説明しておいてほしいなということです。

それで少し、たまたま地域再生計画という言葉が出てきましたので、こういうふうなことになってくると、本町の機構改革の中で、組織機構もある意味では、町長さん、そういうものを含んで、例えば道路なんかの場合は、町道があり県道があり林道がありとか、いろいろなことがあって、それが一本につながっていくようなことがあるときには、産業課と建設課を融合させたような、組織機構に変えていかざるを得ないのではないかなと。そういう方向で、ものを考えていったほうが、国・県との、特に国との折衝が容易になってくるのかなという。たまたま、この言葉を聞いたもので、そんなことが頭に浮かびますものですから、これはこの項の質問とは全く違いますけれども、一言申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伊藤春三君）

いいですか。

17番、渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

11ページですが総務費、1目一般管理費の15節工事請負費なんですけれども、議場改修工事ということで、国・県支出金ということで、3,800万円計上してあります。議場を改修、財政的に厳しい中で、議場を3,800万円で改修することなんですけれども、いろんな努力はされたと思いますが、私、議場に行ったときに、そんなにかかるものなのかなと、ちょっと正直な話、びっくりしてしまっただけですが、具体的にどういうふうな改修で、こんな3,800万円もかかるのか。ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

3,800万円は、この財源内訳のところからきていますけれども、3,800万円あるいは3,900万円ぐらいはかかるだろうと思っております。私どもも正直、申し上げまして、要するに旧中富町の本庁舎の2階にございます議場を改修するわけですが、そんなにかからないだろうと、最初、私どもも思っておりました。いろいろ専門的な知識を持つ方たちにも相談する中で、条件とすれば、議席をまず今までの旧中富町の議員さんでしたら16だったけれども、18はあるんでしょうか。それを2議席増やして20は必要と。

それから、執行部のほうも16人だったと思いますが、それを現在の数ですと、29人ぐらいにしなければならぬと。この1点は、このことをクリアしなければならぬと。

それから今、議員さんが申しあげましたように、私どもとすれば、なるべくお金はかけたくない、財政的にも非常に厳しいですし、税金を大切なところへ有効的に使っていきたいということは、もともと思っておりますので、議場の改修はできたら安いほうがいいではないかと考えております。

したがって、もっと具体的に言えば、今使えるものは使っていこうということで、設計等も組んだわけにございます。例えば、机ですね、旧中富町の2階にございます。机は当然、段差がございまして、まっ平ではありませんので、床は当然、改修しなければならぬわけですが、机の配置ですね、前へ出すとか、横へずらすとかする部分。それから数が多いのは、これは新しくつくらなければならぬわけです。そして、椅子も今、固定式に実はなっています。これも現在、お座りの椅子等も利用できればいいのではないかなというようなこととか、それからマイクについても、今の議場は机と一体的になっておりまして、人数の関係等を考えますと、非常に狭い中でゴタゴタするし、また使い勝手もちょっと調子悪いかというようなこと、費用のこと等も考えれば、要するに具体的には、これとはちょっと違いますけれども、要するに個々に移動できるような形にしたいというようなこと。

それから、めいめいに置くのではなくて、2人とか3人で1つのマイクを使う。このようないくつかの点を考えて、なんとか経費を安くあげたいと考えております。そういうようなことで、今後、また10月ですか、新しい議員さんも生まれるようございまして、それまでにはとにかく新しい形で、改修を終わっておきたいというようなことございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

ちょっとくどいようですが、改修工事は内容的には建築改修、床等の建築の改修とか、家具ですね、机・椅子の改修、それから電気・放送設備の改修、大きく分ければ、この3点になるうかと思っております。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

17番、渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

努力した形跡は認めますけれども、私、議場に行ってみたんですけども、議員の席は机を、あと補足をして持っていけばいいし、それから当局のほうは前のほうに、一列に、増やせばいいし、それから当局のほうのイスも固定式ではなくて、あれが移動できるようにして、少し詰めてもらえば、そんなに私はお金がかからないで済むではないかと思うんですよね。マイクにしたって、こういうコードが、別に出ていたって不都合ではないですから、そういうような努

力で、こんなにお金をかけない、大事なお金ですから、それから、もしそこが駄目でしたら、ここだって、私はいいと思うんです。そういう意味で、もう1回検討していただきたいなと思っています。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

議員さんの仰せになっていることは、十分、私どもも理解しております。

できるだけ、改修工事に経費をかけないような形で、今後やっていきますので、ぜひ、ご理解をいただきたいと思います。

また、机の位置とか、あるいは全体の配置とか、それから電気にしても、今の、要するに今まで使っていた電気、それから録音、それからマイク等の設備は、あれは使えないということ、ちょっと聞いておりますので、全面改修になる。だから電気・放送設備がかなりのウエイトを占めているということを知っておりますので、そのへんも、もうちょっとなんとかならないかなということ、また詰めたいと思っております。

議員さんのご意見は承っておきますけれども、改修は必要だと考えますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

よろしいですね。

（はい。の声）

28番、笠井万沱君。

○28番議員（笠井万沱君）

それでは15ページ。

工事請負費の52万6千円。公営住宅解体工事、梅平団地。改めて、これの説明を求めたい。

○議長（伊藤春三君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

お答えします。

当初予算で、町営住宅の取り壊しということで、役務費の中に計上してあったわけでございます。

建っているものが、役務費は非常によろしくないというふうなことで、今回、財源の組み替え、節の移動ということで、工事費のほうに持ってきたわけでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

28番、笠井万沱君。

○28番議員（笠井万沱君）

この梅平団地でありますけれども、身延町の全体的な住宅を考えたときに、政策空き家ですね、この身延町の梅平団地も政策空き家であろうと予測はしているわけですがけれども、全体的な部分で考えると、住宅が236戸あって、そして政策空き家が82戸ある。全体的な住宅の中で、40%以上が政策空き家ですよ。非常に不思議だなという感じもいたしますし、梅平住宅以外に、舟原が34年、それから坂下が35年、この梅平が38年だったと思うんですよ、建

築が。その以前の住宅を壊さずにして、この住宅だけ壊すと。不思議だなという感じもするわけでありまして、今の状態の中で、この政策空き家、これは梅平が13戸だと思いますよ。この現状がどうなっているのか。その人たちは今、どうなっているのか。これは建て替えるのか。過疎計画の中では、梅平住宅が過疎計画の中に建設として立ち上がっていますけれども、これらも含めて、今の現状について、改めて答弁を求めます。

○議長（伊藤春三君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

お答えします。

議員さん、おっしゃるとおり、本町には町営住宅、県営住宅がございます。県営住宅が6団地、町営住宅が7団地あるわけでございます。その中で、下部の柿島団地、今現在、建設計画を詰めている段階でございますが、空き家政策ということで、募集を停止してございます。

基本的には老朽化というふうなことで停止し、新しい町営住宅、定住化政策の中で検討していきたいと、こんなふう考えているわけでございますが、ただいま議員さんのおっしゃる梅平町営住宅につきましては、おっしゃるとおり、築、幾年ですか、昭和38年ごろ造られております。そんなことで、しかも敷地が借地というふうなことでございますので、今現在、募集を停止し、空き家政策の中で、より0に近いふうにもっていきながら、新しい町営住宅に、できれば変えていきたいと、こんなふうに基本的な考え方を持っております。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

28番、笠井万沱君。

○28番議員（笠井万沱君）

この梅平の部分をちょっと、ここで見たわけでありまして、改めて、住宅政策そのものについては、9月の一般質問でもしながら、問題の提起をしていかなければならないのかなという感じもするわけでありまして、坂下にしろ、飯富の部分にしろ、それから柿島の住宅にしろ、今回は8億円ぐらいかけてやるとか、やらないとかという部分が出ていますけれども、例えば、地震がきたときに、町の管理住宅として管理しなければならない住宅として、その住宅を現在、どういうふう考えているのかという疑問も感じますし、今後も住宅政策の中で、1点だけ、町長どう考えているか、答弁を求めます。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

笠井議員の質問にお答えをいたします。

この梅平団地でございますけど、築後40年以上、経っているわけで、それと、これは地主から、もうずいぶん前から、要するに返還を求められている場所でございますし、場所も役場のすぐ近所、東電の前でございますけど、そういうようなことで、政策的な空き家というより、むしろ逐次、取り壊しを進めておるところでございますが、もうずいぶん長く、最初から住まっている方なんか、なかなか出ていっていただけるような状況が進んでおりませんが、そのことも含めまして、この梅平団地については、できるだけ早く撤去をして、いずれにしろお返しをするというような姿勢で、今までも取り組んでまいりました。また、坂下住宅も大変老朽化

をしておりますし、この坂下住宅につきましては、旧町時代に町営住宅のマスタープランみたいなものをつくり始めたんですけど、財政がなかなか困難でございますので、途中で取り止めという形になっておりますし、今回の地震災害等に対しての、要するに公設の住宅についての、いろいろな心配もあるわけでございますけども、これはやはりお住みになっている方と、一応、合議をしながら、このことについては、十分配慮をしまいたいなと思っておるところであります。

○議長（伊藤春三君）

6番、日向英明君。

○6番議員（日向英明君）

1点だけ、お聞きします。

8ページの県の補助金ですけど、先ほど渡辺文子議員から質問がありましたので、重複する部分は避けたいと思います。

市町村合併支援特例交付金、これは先ほどの課長の説明の中で、5年間で1億2千万円ほどくると説明があったわけですけど、今回は議場の改修等を使うわけですけど、次年度以後、どんなふうな計画があるかどうか、大変、大切な有効なお金ですので、場当たりのというか、その場で使うようなこともなきにしもあらずということになりますので、できたら計画的に、きちっとお金が使われるようなものを持っているかどうか、そのへん1点だけお聞きします。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

まず、ちょっと確認をしておきますが、私の説明も、ちょっと間違っていたのかもしれませんが、1.2億円、1億2千万円を5年間、したがって、総額では6億円ということが、まず1点ございます。16年度、ですから、昨年度も使わせていただきましたし、17年度も当然1億2千万円まではいいわけございまして、ただ、あとの予算は、今年度は500万円ぐらいですということが、1点ございます。

この特例交付金の性格なんですけど、要は合併に伴って通常の経費より、はみ出た部分と申しますか、要するに合併に伴って必要になった経費ということが、まず条件でございます。

したがって、何にでも使えるというものではないわけですし、今回の議場の改修などは、まさに合併に伴って、新しい議場を改修するという、そういう理由にあるわけでございます。

したがって、年度、あと3年間、あるわけですが、今後、こういうふうな形で、合併に伴って、上乘せになる経費に当然、使っていきたいと思っております。有効的に当然、使いたいと思っておりますので、また、具体的にどのようなものというのは、今後、各課でも、手持ちがあるようですので、そのへんを精査しながら、財源を有効利用していきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

21番、依田正敏君。

○21番議員（依田正敏君）

先ほど、財政課長から詳しく説明をいただいたんですけども、ちょっと聞き漏らしがありましたので、確認したいんですけども、10ページの繰越金ですけども、5月末日の出納閉鎖の

時点で、平成16年度の一般会計の繰越金は、いくらに積算されているか、もう一度、お答えを願います。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

16年度の決算の正式な数字はまた、次の議会で報告させていただきますが、現在のところ、予算を組むにあたりまして、大まか、概算は当然弾いておるわけです。

その数字なんですが、決算の、要するに翌年度への繰越金というのは、8億3,800万円ほど見込んでおります。しかし、この中で、もう予算化したもの、あるいは繰り越す財源、今回の予算財源等々を考えると、9月補正等の財源としては約4億円ぐらいかなと、このような形を見込んでおります。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

21番、依田正敏君。

○21番議員（依田正敏君）

あとから、いろいろはっきりしてくるものということで、これはよく分かるんですけども、問題は予算設計の段階で、予算を立てるときに、おおむね繰越金がいくらぐらいあるだろうかというふうなことに對しての、ある程度の目算はあったらと思います。

そうでなくては、繰越金当初計上を2億円というような格好でもって、年度の予算が出発しております。そういう問題を、庁内ではどんなように議論があったのか。そのへんをちょっとお伺いできたらと思います。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

申し上げます。

繰越金を毎翌年度の6月、あるいは9月の財源にするということは、旧町ともやってきたところでございます。16年度から17年度に移る時期、したがって17年度の当初予算を組む時期には、16年度は、はてさてどのくらい繰越金が出るだろうということは、当然一番重要な、また、やっておかなければならないことございまして、事務局段階では、まず新しい町でございますので、正直言って、これを充てることは、ちょっとむずかしいだろうなということは考えました。

しかしながら、今までの流れの中で、旧3町の今までの推移で、大体どのくらいの繰越金を、それぞれ繰り越しという形でやってきたというのをつかんでおりましたので、その概算を大体足して7億円ぐらいでございました。3町足してですね。だから、そのへんはいくだろうということはふんでおりました。これが正直な話なんですけど、ただ、この3町の合併において、予算の執行段階、あるいは予算計上の段階で、二重にやっていなかったところはないだろうとか、二重の支払いは当然ございませんが、予算計上の段階ではですね。そういう部分もあつたら困るというようなことがありましたので、慎重にかかりました。

予算執行については、当然、財源の有効活用でございますので、無駄な支出は当然、いたさないように努力をいたしてきたわけでございます。おかげさまで、繰越金が8億円ぐらい確保

できたと。結果的には、そのようなことでございますので、安堵している状況でございます。
以上です。

○議長（伊藤春三君）

21番、依田正敏君。

○21番議員（依田正敏君）

先の定例会でも、私の一般質問の中でも、財政の問題の質問に対し、まず町長も合併協議会で話された建設計画に関しては、それを具現化していくことを第1に考えている。ただ、今は抽象的な文言が多くて、運営化がまだまだ、できる段階でないと。できるだけ、そういうものは目指していきたいと、そういう思いの中で、以下、担当課長のほうから答弁をさせると、こういうふうなご答弁をいただいておりますけれども、実はこういう財政規模を、ある程度どこへ出していくか。

あるいは見えないと言いながらも、例えば北小学校や特定目的基金をどういうふうに使っていくかと。これはやっぱり財政規模というものは、やっぱり財政力の指数の少ない町村であると、そういうことを真剣に、ある程度考えた中で、対応していかなければならないではないかなと、個人的には申し上げますけども、これはまた、機会を変えたときに、私なりの質問で、質問をさせていただきたいと思っておりますので、今日はこれで終わります。

○議長（伊藤春三君）

15番、川口福三君。

○15番議員（川口福三君）

2点について、お伺いいたします。

まず、この11ページの節の1、報酬でもって43万5千円。これはもう、説明の段階では行政改革推進委員、10人分というご説明がございました。この行政改革推進委員の10人のメンバー構成ですね、どういったメンバー構成でされているのか。

それから、2点目といたしまして、委託料、節13の委託料ですね、ここに3つの業務が組み込まれておるわけですが、総額では561万9千円ですが、この3つの業務のうちで、ここに金額が分かりましたら、教えていただきたい。

また、最初の開発計画の設計審査等の業務という、その業務の中で、山砂利というような説明があったんですが、山砂利はどこへ計画されているのか。

以上の点について、お伺いいたします。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

委託料の561万9千円の関係でございますけど、開発計画設計審査等業務、これが36万9千円でございます。

次に新身延町潜在観光資源、健康資源等、活用調査業務が315万円です。

それから給湯事業基本計画策定業務が210万円でございます。

次に開発計画設計審査等業務の内容でございますけど、これは山砂利ということで、旧中富町の遅沢地区、後山の地区でございます。

内容といたしましては、当然、山砂利を取るというふうなことで、私たちが業務の委託をお

願いたいというのは、専門家、つまり山をカットするわけですから、取り付け道路、あるいは構造物が入る場合は、安全基準をきちっと捉えているのかどうなのか。専門的な見地から、ご意見をいただきたいというふうなことで、その部分については36万9千円というふうなことで、計上させていただきます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

総務課長補佐。

○総務課長補佐（柴原信一君）

お答えさせていただきます。

行政改革の関係につきましては、5月25日に第1回の委員会を終えたところです。これらにつきましては、公募による者5名、識見を有する者5名ということで、10名で組織をさせていただいてあります。来週にも、第2回が行われます。それで当初3回を見込んでおりましたが、担当といたしまして、よりよいものをつくっていききたい。なおかつ、美辞麗句の言葉だけでなく、確実にできるもの、実行に移せるものをつくっていききたいということで、あと10回程度ということで、補正を計上させていただきました。

よろしくお願いたします。

○議長（伊藤春三君）

よろしいでしょうか。

15番、川口福三君。

○15番議員（川口福三君）

この行政改革推進委員、これも誠に今の時代に即応した委員会だと思んですが、同僚議員の、穂坂議員のほうからお話が出ましたが、今現在、執行席が、新しい議場で29設けるといような執行部の多さ、これを改革によって、課を減らすなり、統合するなりして、改革をする予定があるかどうか。

それから、もう1点。山砂利の問題ですが、確かに旧中富町は、この山砂利の宝庫です。考えてみますと、セメント産業と同じように、地下資源を開発することにおいては、無限の山砂利が埋蔵されていると。非常に計画事態はともかくといたしまして、やはり地域においては、こういった計画をする上において、町として、まずあとあとの開発団体において、災害という問題が考えられます。その点を、十分重視した中で、今後のこういった基本計画を立てていけるようにお願いたします、私の質問を終わります。

○議長（伊藤春三君）

要望でいいですね。

（はい。の声）

36番、深沢瀨君。

○36番議員（深沢瀨君）

いろいろお伺いしたいと思っているんですが、皆さん、同僚議員がお尋ねになったので、よく分かりましたが、大変今日は、課長さんが親切なご説明で、聞くところはないかなと思ったわけですが、1点について、お伺いしたいんですが、まず15ページですが、13節の委託料、緊急木造住宅、我が家の耐震診断でございますが、これが今回の予算は3万円に対する60件、それと関連すると思いますが、19節の負担金で、このうちの60戸のうちの診断された分で、

19節のほうで、10戸分の、1戸60万円で10戸分で600万円を補助金として出すんだと、こういう解釈でよろしゅうございますか。

それと、もしそうであれば、これまで、13節の委託料で耐震診断をされたという家庭があるかと思いますが、何人か。大変、少ないということを知っています。南部、身延、特に先ほど、前回、配布されました東海地震の被害想定調査でも、県下では全壊する棟が7千戸とか、あるいは半壊が約3万1千戸とかとされている中で、南部、身延は割に、耐震の診断をするところが少なかったということを知っていますが、現在、まだ身延でどのくらい行っておりますか。それに併せて、おそらく60戸というのが出てきたと、こういうふうに思いますが、よろしく願います。

○議長（伊藤春三君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

お答えします。

3月の定例会でも、一般質問にお答え申し上げてございますが、平成15年度、16年度、2カ年で139棟ですか、戸に直すと、135戸になるようでございますが、139棟、耐震診断いたしました。

その中で、いわゆる1を基準にしまして、1から上が安全であると、1から下が危険であるというふうなことで、県の耐震に基づく補強政策ですか、これは0.7以下について、1以上の安全を確保するというふうな、基本的な考え方がございます。本町は、この0.7以下が111戸ございます。

これを受けまして、平成17年度、国1万円、県1万円、町が1万円、3万円で、60戸予定しておりますが、町長の政策というふうなことで、これに単独費の60戸をプラスいたしまして、トータルで本年度110戸にしていきたいと、こんなふうに考えております。

60万円のことでございますが、60万円を10戸というふうな考え方を持ってございます。これはあくまでも単独費で、0.7以下の人で、なおかつ0.7以上に安全率を上げると。県の場合は、1以上でございますが、本町の場合は、冒頭、予算の説明で財政課長が申し上げたとおり、0.7以上に、言えば県より規制を緩和してあると、こんなふうに考えております。

1人でも多く、死傷者を少なくしたいというのが、本町の基本的な考え方でございます。こんなことで、できれば、議会、終わった段階で、議員さんにもお願いしていかなければならないわけでございますが、一朝有事の際には議員さん、それから町の職員が表へ出て、一生懸命、復興に努力をしなければならぬわけでございますので、建築基準法が昭和56年5月以前の住宅を有している皆さん方は、ぜひ耐震診断をしていただいて、安全を確保していただきたいと、こんなふうに考えます。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

36番、深沢瀨君。

○36番議員（深沢瀨君）

ありがとうございました。

そうしますと、いわゆる申し込み期間というのものも、一応、限定されていると思いますが、期間について、いつごろまでか。それから、申し込みの方法ですが、大変、私も何人か聞かれ

て、お年寄りの方で、役場へ行かなければ申し込みができないのかなという方もあったわけですが、このへんについて、どのような方法をとればいいか。あるいはまた、今、課長のほうからは議員が積極的に、そういうことをPRしようということですが、できるだけ、広報等を使って、大いに一つ宣伝していただきたいと、こんなことをお伺いします。

よろしくをお願いします。

○議長（伊藤春三君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

行政連絡員会議でも、PRしてきたわけですが、広報みのぶの6月号でもご紹介いただきました。そんなことで、この予算で提案されているものにつきましては、議会終了後、また広く周知をしていきたいと。ただ、当初予算で計上されているものに関しましては、各支所に書類が置いてございます。仮に申し込んでいただければ、建設課の職員が、また対応すると、そういうふうな考え方でやらせていただいております。

以上でございます。

○36番議員（深沢滯君）

期間はないんですか。

○建設課長（伊藤守君）

失礼しました。

申し込み期間は、なるべく早く準備のほうをしていきたいと、こんなふうに考えております。締め切り、いわゆる60戸がもう当初予算で計上されておりますので、もう4月から申し込みは受け付けておりますので、いっぱいになりましたら、締め切りたいと。

なおかつ、今回、60戸、お願いしてございますが、これもできれば、先着順に受け付けはしていきたいと、こんなふうに考えております。ぜひ一つ、ご協力をよろしくをお願いします。

○議長（伊藤春三君）

よろしいでしょうか。

（はい。の声）

27番、樋川貞夫君。

○27番議員（樋川貞夫君）

議案第79号について、質問させていただきたいわけですが、それぞれ委員会付託が予定されておりますので、委員会に属さない項につきまして、2点お伺いいたします。

衛生費と教育費について、お伺いをいたします。

13ページの衛生費でございますけれども、簡易水道運営費に工事請負費として、水道施設リモート監視工事というのが、計上されております。

午前中の説明の中で、集中監視、パソコンで呼び出せるようにしたいというような話を伺ったわけですが、もう少し具体的にお伺いをしたいと思います。

そうなりますと、現在、飯富の浄化センターのほうに本部があるわけですが、今、旧中富町の庁舎にある子機といたしまして、集中制御、それから旧身延町の庁舎の地下1階にありました、集中管理制御。そのへんとの取り合いがどうなるのか、1点目にお伺いをいたします。

2点目に、教育費でございますけれども、やはり午前中、説明をいただきましたテレビドア

フォンでございますけれども、不勉強で申し訳ございません。どんなものなのかを、まずご説明をいただいて、久那土小中学校だけに修繕費を計上したと。もちろん、ほかのところはついていないと思いますけども、現在のこの情勢の中で、ほかの数多くの小中学校をどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

以上2点、お願いします。

○議長（伊藤春三君）

水道課長。

○水道課長（井上隆雄君）

お答えいたします。

水道の関係ですけど、リモート監視システムということでございますけど、これは遠隔地、いわゆる支所単位にすでに旧町単位では、集中監視システムというものが構築されております。

その中で、今回の機構改革によりまして、水道課が浄化センターのほうへ職員がすべて移るということで、現在、中富地区におきましては、浄化センターのほうに、そのシステムが構築されております。

あと下部地区と身延地区におきましては、支所単位で集中監視を行っていたわけですけど、それをインターネット回線を通じまして、中富の浄化センターのほうへデータを持っていくということでございます。

なおかつ、下部地区の集中監視のシステムですが、昭和50年後期から60年前期ということで、今回のパソコン対応には対応できないと、旧型でということで、これを全面的に更新する必要があるのでございます。

その経費を含めて、現在の予算にお願いする金額に至っております。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

お答えします。

まず下部小学校と下部中学校に設けます、テレビインターフォンでありますけども、普通のインターフォンでありますと、声だけで来客の確認をするわけではありますが、これから計画しておりますのは、小型のカメラが付いておりまして、呼び鈴を鳴らした人の顔が職員室で確認をできるというようなシステムの、テレビインターフォンを付けたいというような考えであります。

その中の、特に2校だけというようなことで、ご質問がありましたけども、ご存じのとおり、下部小学校と下部中学校は大変、施設そのものが職員室から来客が確認できないような構造になっております。

例えば、静川小学校などではありますが、来客が駐車場から入ってくるのが、職員室からも確認ができるというような、そういう造りになっておりますけども、下部小学校と下部中学校については、そういうような施設でないために、特に管理者から、そういうものの設置を要望されましたので、その2校に他校に先駆けて付けてみたいというようなことであります。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

27番、樋川貞夫君。

○27番議員（樋川貞夫君）

1点目の水道施設、リモート監視工事につきましては、概略は分かりました。

もうちょっと教えてもらいたいんですけども、旧下部町の設備につきましては、50年製でありますから、取り替えると、そういうことですね。

旧身延町の庁舎にあります、そのものの集中監視制御装置は、そのまま持ってこられると。中富町のものは、すでにいっていると。こういう理解をさせていただきますけども、パソコンで取り込めるといふ。いわゆるパソコンというのは、一人ひとり職員が持っている。それで現状が、水位がオーバーしたのか、低下したのか、すべてが監視できると、そのようなりモート監視装置を希望するんですけども、もうちょっと、そのへんを具体的に教えていただきたいと思っています。

それから、教育費につきましてはですけども、説明の欄に修繕費と書いてあるんですね。すでに、付いているものを直すというふうに、常識的に解釈すれば修繕だと、私は理解したわけです。

今、お話を聞きますと、下部小中学校については、そういう特殊事情があって、試験的に今回、学校からも要望があったので、やってみたいと。こういうお話ですけども、ただ入り口だけに、それを付けたって、防犯のため、ただの来客だったらいいんですけども、開放的で、360度開放なので、どこからどう人が入るか分からないと思うんですけども、そのへんまで、ご検討されたかどうか。お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

水道課長。

○水道課長（井上隆雄君）

お答えします。

ノートパソコンというものを使いまして、現在、それぞれ職員がパソコンを、それぞれ1台持っているわけですが、それも水道監視用の専用のパソコンということで、別途で設置していただくとすると、そういうふうな形になっております。

なおかつ、各地区ごとに能力的なものがございまして、地区ごとにパソコンは1台ずつ必要だということがございます。また、そこまで全体を掌握して切り替えるまで、まだ体制が整っていないということで、現状のあるものを監視できるように、とりあえず、設置したいということがございます。

よろしくお願いたします。

○議長（伊藤春三君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

まず、修繕費に計上されておりますわけでありまして、私どもも財政当局と、工事請負費かなというようなことでも、検討させていただいたわけでありましたが、大変額が少額でありましたので、今回は相談をさせていただいて、修繕というようなことにさせていただきました。

それから、あと一般質問の中にも、不審者対応の質問がなされているようでありまして、その中でもふれさせていただきますが、ご存じのとおり、学校はどこからでも入れるようなシ

ステムになっておりますし、通用門というのがたくさんあります。

現在は、あらゆる通用門のほうは閉じめをしておりまして、来客は1カ所で対応できるようなことで、張り紙とか施錠をしておりまして、この2校につきましても、そのような対応をさせていただいておりますが、先ほど言いましたように、構造が特殊な構造でありますから、この2校に、この施設をさせていただきたいというものであります。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

27番、樋川貞夫君。

○27番議員（樋川貞夫君）

教育費につきましては、十分内容を理解できましたけれども、科目の整理の関係で、財政担当課のほうで修繕費うんぬんと、こういうことだと思いますけれども、それはそれでいいんですけども、いずれにしても、要望しておきますが、今このように厳しい社会情勢の中で、施錠してあるからいいとか、入り口が1カ所でなくて、ぜひ、そうは言っても、生徒の中でも、2、3日前の、あんな事故が出るわけですから、ぜひ学校から将来を担う子どもの中で事故がないように、最善の努力をしていただきたいと思います。

それから、水道施設のリモート化でございますけれども、くどいようですが、現在、使われているものは、大いに利用していただいて、先ほどから、るる、ほかの項でも出てはいますが、ぜひ活用した中で、最近は非常に技術も進歩しているわけですから、十分、利用方法ができるはずですので、活用をお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（伊藤春三君）

よろしいですか。

（はい。の声）

議案第79号について、質疑がございませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

議案第80号について、質疑を行います。

（なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第81号について、質疑を行います。

（なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第82号について、質疑を行います。

（なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は3時20分にいたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時20分

○議長（伊藤春三君）

再開いたします。

先ほどの建設課長の答弁について、訂正がございますので、お願いをしたいと思います。

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

先ほどの我が家の耐震診断の申し込みの件につきまして、訂正をさせていただきます。

先着順にと申し上げましたが、6月の広報では今月いっぱい締め切りまして、多い場合は抽選というふうになってございます。

しかしながら、今議会でお認めいただける範囲であれば、とりあえず先着順にというふうを考えております。

舌足らずの言葉で申し訳ございませんが、そういうことで、一部訂正させていただきます。お願いします。

日程第9 提出議案の委員会付託に入る前にお諮りいたします。

報告第1号から報告第5号まで、議案第78号および発議第1号、ならびに請願第2号、請願第4号について、会議規則第90条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

報告第1号について、討論を行います。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

報告第1号について、採決を行います。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例の一部を改正する条例）原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり可決決定いたしました。

次に報告第2号について、討論を行います。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

報告第2号について、採決を行います。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成16年度身延町一般会計補正予算（第4号））

原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成16年度身延町一般会計補正予算（第4号））は原案のとおり可決決定いたしました。

次に報告第3号について、討論を行います。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

報告第3号について、採決を行います。

報告第3号 平成16年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算について

原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、報告第3号 平成16年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算については原案のとおり可決決定いたしました。

報告第4号について、討論を行います。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

報告第4号について、採決を行います。

報告第4号 平成16年度身延町一般会計予算事故繰越し繰越計算について

原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、報告第4号 平成16年度身延町一般会計予算事故繰越し繰越計算については原案のとおり可決決定いたしました。

報告第5号について、討論を行います。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

報告第5号について、採決を行います。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号))

原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号))は原案のとおり可決決定いたしました。

議案第78号について、討論を行います。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第78号について、採決を行います。

議案第78号 身延町農業委員会の委員の定数等に関する条例の制定について

原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第78号 身延町農業委員会の委員の定数等に関する条例の制定については原

案のとおり可決決定いたしました。

お諮りいたします。

発議第1号 身延町議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の制定については、すでに特別委員会の審議を経ているため、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

発議第1号について、採決を行います。

発議第1号 身延町議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、発議第1号 身延町議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の制定については原案のとおり可決決定いたしました。

お諮りいたします。

請願第2号については、3月定例会において廃棄物最終処分場建設反対の議決がなされておりますので、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議あり。の声)

異議がございますので、討論を行います。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時30分

○議長(伊藤春三君)

再開いたします。

では、反対者の方の討論を先に行います。

35番、高野敏彦君。

○35番議員(高野敏彦君)

反対の討論をいたします。

建設予定地は砂防指定地にあたり、水源涵養域でもあります。数回にわたり、信州大学の保坂教授に地質調査をしていただきましたが、断層が5層も走っているとのことで、大変、急峻で危険な地域です。

また、花柄沢は直接常葉川に注ぎ込み、下流には町営水道の取水場もあり、農業用水としても利用されており、何よりも間近に北川集落があり、その悪影響は計り知れません。このような地域に廃棄物処分場など、絶対に造るべきではありません。

また、3月議会では反対の請願が圧倒的多数で可決されていますし、県から求められていた町の意見も建設不同意の報告がなされております。

よって、私はこの請願に反対いたします。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

賛成者の方はありますか。

（ な し ）

討論はほかにございますか。

（ な し ）

では、討論を打ち切ります。

請願第2号 一般産業廃棄物最終処分場に関する件について

採決を行います。

本請願について、採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 少 数 ）

挙手少数であります。

よって、請願第2号 一般産業廃棄物最終処分場に関する件については、不採択とすることに決定いたしました。

請願第4号について、討論を行います。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

請願第4号について、採決を行います。

請願第4号 身延町下部地区温泉掘削工事早期着工に関する請願について

原案のとおり、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、請願第4号は原案のとおり、採択することに決定いたしました。

日程第9 提出議案の委員会付託を行います。

総務常任委員会付託議案

議案第79号 平成17年度身延町一般会計補正予算（第1号）中、

歳入全般

歳出のうち第2款 総務費中、7項国土調査費を除く総務費

第9款 消防費

議案第80号 平成17年度身延町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

以上を、総務常任委員会へ付託いたします。

教育厚生常任委員会付託議案

議案第79号 平成17年度身延町一般会計補正予算（第1号）中、

歳出のうち第3款 民生費

第4款 衛生費

第5款 労働費

第8款 土木費中、6項下水道費

第10款 教育費

議案第81号 平成17年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第82号 平成17年度身延町高齢者保養施設事業特別会計補正予算（第1号）について

請 願 第 3 号 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図
るための請願について

以上を、教育厚生常任委員会へ付託いたします。

産業建設常任委員会付託議案

議案第79号 平成17年度身延町一般会計補正予算(第1号)中、

歳出のうち第2款 総務費中、7項国土調査費

第6款 農林水産業費

第8款 土木費中、6項下水道費を除く土木費

以上を、産業建設常任委員会へ付託をいたします。

以上で、各常任委員会への付託が終わりました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして散会といたしま
す。

大変、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時40分

平成 1 7 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 4 日

平成17年第2回身延町議会定例会(2日目)

平成17年6月14日
午前9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(42名)

1番	川崎晴義	2番	望月寛
3番	福与三郎	4番	山田省吾
5番	伊藤晃	6番	日向英明
7番	望月重久	8番	鈴木俊一
9番	深沢柳太郎	10番	奥村征夫
11番	深沢脩二	12番	渡辺君好
13番	深沢純雄	14番	穂坂英勝
15番	川口福三	16番	佐野文秀
17番	渡辺文子	18番	伊藤文雄
19番	望月広喜	20番	草間天
21番	依田正敏	22番	佐野政幸
23番	深沢敏夫	24番	近藤康次
25番	片田直康	26番	佐野秀光
27番	樋川貞夫	28番	笠井万汎
29番	中野恒彦	30番	赤池好二
31番	佐野国明	32番	望月邦彦
33番	広島公男	34番	小池昭光
35番	高野敏彦	36番	深沢瀨
37番	石部典生	38番	片田文斎
39番	小林茂男	40番	岩柳嘉一郎
41番	松木慶光	42番	伊藤春三

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(28名)

町長	依田光弥	助役	野中邑浩
総務課長	赤池善光	下部支所長	山宮富士男
身延支所長	片田公夫	企画課長	渡辺力
財政課長	鈴木高吉	税務課長	望月世津子
町民課長	遠藤和美	出納室長	市川忠利
保育課長	赤池和希	福祉保健課長	中沢俊雄
中富分課補佐	小林英雄	身延分課補佐	広島法明
教育委員長	笠井義仁	教育長	千頭和英樹
学校教育課長	赤池一博	生涯学習課長	佐野治仁
文化振興課長	二宮喜昭	建設課長	伊藤守
産業課長	遠藤忠	観光課長	望月治雄
環境下水道課長	佐野雅仁	水道課長	井上隆雄
土地政策課長	深沢茂	峡南衛生所長	大野久方
社協局長	佐野文一	環境下水道補佐	赤池義明

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2名)

議会事務局長 望月悟良
録音係 高野恒徳

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（望月悟良君）

相互にあいさつを交わしたいと思います。

ご起立願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

○議長（伊藤春三君）

開会に先立ちまして、事務局から事務連絡を行います。

○議会事務局長（望月悟良君）

事務局のほうから、連絡をさせていただきたいと思います。

お手元のほうに、昨日お配りいたしました一般質問の高野敏彦議員の項目の中に、2点（2）の1と4を落としてしまいまして、その分を追加させていただきましたので、訂正させていただきたいと思います。ご了承お願いいたします。原本には入っておりました。よろしく願いいたします。

それから、今日の昼食でございますけれども、A B会議室を予定していたわけですが、12時半から猟銃の免許の講習会があるということで、ぜひ昼食のほうは本庁の議員控室のほうで昼食をとっていただくように、お願いいたしたいと思います。

なお、休憩時間は、本庁のA B会議室を確保してありますので、ここでご休憩いただくということでお願いいたします。

それから、あと1点でございますけれども、皆さん、議員さんの机の上に例規集が2冊あるわけでございますけれども、例規集の追録が、まもなく、20日ごろの予定だそうですので、そのまま、その上に置いていただきたいと思います。お持ち帰りいただいた議員さんも多いかと思いますが、大変重いもので大変だと思いますけれども、そんな予定がありますので、議会が終わっても、そのままにしておいていただきたいと思います、このようにお願いいたします。

暑くなると思いますけれども、今日もよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第2号により一般質問を行います。

日程第2 一般質問

まず、通告の1番は深沢純雄君です。

深沢純雄君、登壇してください。

深沢純雄君。

○13番議員（深沢純雄君）

私は、一般質問通告書に従いまして、町営柿島住宅の新築について、質問をさせていただきます。

まずはじめに、町長にお伺いいたします。

町内の公営住宅のあり方について、町長はどのようなお考えかお聞きし、また最後に総括的

にご意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

深沢議員のご質問にお答えをいたしたいと思いますが、公営住宅のあり方についてということでございます。

大変、難しい問題でございますけど、定住促進を町の基本姿勢として、今、取り組んでおるところでございますので、公営住宅については、ある程度の整備をいたしておくことが、まず第1であろうかと思うわけでございますが、公営住宅の現状でございますけども、町営住宅の管理戸数は町内が236戸で、県営住宅の管理戸数が210戸、計446戸でございますけど、それに雇用促進住宅が旧身延にございまして、これが60戸というような形で、現状はあるわけでございますけど、その築後、ずいぶん経っているところが多いわけございまして、とりあえず、この旧身延地区でございますと、7団地でございますけど、昭和34年から昭和54年、56年ぐらいまでの間に建設をされた住宅が多いわけで、全部で107戸でございますけど、それと下部地区が昭和46年、47年度、また昭和60年度に建設をされた2団地がございまして、これが26戸でございます。旧中富町は7団地でございますが、ここがやはり46年、47年、54年、56年、63年、あと一番新しい寺沢の榎田団地が平成15年、そして西嶋第2団地が平成8年度ということでございますので、大変老朽化をした町営住宅が多いわけございまして、このことは昨日もちょっとご指摘をいただきました、東海地震に対する防災関係で、今後きちっと対応していかなければならないのかという感じがいたしますけど、需要につきましては、ほとんどの住宅がある程度、入居されておる状況でございます。今、西嶋第2団地と榎田団地でございますか、この西嶋第2団地が32戸、榎田が21戸でございますけど、これらは一応、全戸、入居されておるところで、また、新しい町営住宅でございますので、入居者が待機をしているような状況であります。

そのような中で、町としての公営住宅の今後の対応につきましては、とりあえずケース・バイ・ケースにもよるわけでございますけど、一応、町が取得できる、できるだけ低廉な価格でできるような土地がございましたら、やはり建設をしていくことが、一つ、定住促進を図る上で大事なことかなと、基本的にはそんな考えを持っておりますが、ただ、旧身延地区は公営住宅より、むしろ団地、住宅団地のほうが、ある程度住民の皆さんの要望は多いような感じがいたしまして、今までも2団地を造成して、分譲をいたしておるところでございます。

定住というのは、短期、中期に定住をすることがよいのか、それとも永住をしていただくことがいいのか、ここらへんに町としての政策的な考え方があるわけでございますが、どちらも大事でありますけど、でき得れば、個々の皆さん方が建設をしていただいて、自分の持ち家を持っていただくということが、一番よろしいのかなという感じがいたすわけでございますので、旧身延地区は造成をいたします敷地等々が、ある程度ございますので、今までやはり地権者の皆さん方が、税金等の問題もありまして、なかなか個人的には売買が進んでおりません。行政が間へ入って、斡旋をするような形で、土地を取得してやらせていただくという、公有財産の拡大事業というのがございますが、この公拡法に伴う事業を進めることが、一つの定住促進を進める一つの手立てだと思いますし、また、そういう宅地造成ができないような狭隘なところは、限られたスペースの中で、公営住宅を建設させていただくというようなこと、この2通り

の考え方で、基本的には今後進めさせていただきたいなと思っておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

深沢純雄君。

○13番議員（深沢純雄君）

建設課長に質問をさせていただきます。

私は、平成12年3月の定例議会の一般質問で、柿島地区開発についてお尋ねをしましたが、その中で現在の町営住宅、柿島住宅は昭和46年、47年にかけて20戸の建設をし、33年が経過し、老朽化が進み、新築に向け、昨年、入居希望者の申し込みを締め切り、土地買収が終了したと聞いております。

建設課長にお聞きいたします。

現在の入居者数と買収した土地の面積と、現在の土地の面積を別々にお聞きし、買収した土地の登記は完了していると聞いておりますが、完了したでしょうか。また、柿島地区の開発、平成12年に全体の柿島地区の開発ということでもって、答弁をいただいているわけですが、その点はどうなっているか、お聞きします。

○議長（伊藤春三君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

ご答弁申し上げます。

ただいま、柿島団地の用地についてのお尋ねでございますが、現在の敷地面積が3,495.02平方メートルになっております。買収面積が、追加買収なわけでございますが、隣地の東側ですか、3,283.03平方メートル。それから平成12年にも、そんな話をさせていただいたわけでございますが、久那土小中のプールの跡地というふうなことで、この跡地が1,470平方メートルございます。

今回8,253平方メートルで、端数、省略させていただきますと、8,253平方メートルで、現在、柿島町営住宅の建て替えに向けて、準備を進めております。

なお、追加買収も登記はどうなっているかというご質問でございますが、これは買収が終わりまして、すべて、登記のほう完了しております。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

深沢純雄君。

○13番議員（深沢純雄君）

それでは、入居者はもちろん、三沢地区全体の活性化に、私は期待しているところではありますが、土地造成の着工が遅れている、昨年、買収して、なかなか土地造成が行われていないということについては、課長、どのように思いますか。

○議長（伊藤春三君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

ただいま申し上げたとおり、平成12年から建て替えの準備等には入っております。そんなことで、平成15年度に用地の買収が終わり、登記も完了しているわけでございますが、宅地

造成はということですが、ご承知のように、行財政改革というふうなことで、三位一体、いろいろなことが言われ、かなり資金的に厳しくなっております。

今までは単独の補助金で流れてきたわけですが、平成15年度にまちづくり交付金、いわゆる都市再生計画というふうなことで、今現在、その都市再生計画を県のほうと詰めていくというふうな状況でございます。

これらの中には道路、水路、そういうふうなものも入って、再生計画をつくって、三沢地区の整備をしていきたいと。中に、柿島団地の建設計画があると、こんなふうに考えていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

深沢純雄君。

○13番議員（深沢純雄君）

それでは、建設課長。まだ、この柿島地区の総合計画の青写真というのは出ていないということですね。

○議長（伊藤春三君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

お答えします。

プランと申しますか、今現在、県のほうと詰めておりますので、それ相応な考え方、プラン、計画は持っております。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

深沢純雄君。

○13番議員（深沢純雄君）

それでは、土地造成の着工がいつになるかということを知りたいんですけども、それもまだ、予定はないということですか。

○議長（伊藤春三君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

予定がないということではなくて、一つの都市再生計画の中での建設計画を進めていくということで、それらもすべて入っているというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

深沢純雄君。

○13番議員（深沢純雄君）

次に新築する建物について、どのような計画でもっているのか。鉄筋か、木造なのか。それとも平屋なのか、二階建てなのか。その点について、お聞きします。

○議長（伊藤春三君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

これらも、今現在、県のほうとヒアリングをやっているわけですが、当初はRCの鉄筋コンクリートでプランを考えていたわけですが、温かい住宅のほうがいいだろうというふうな県の指導もございまして、今現在は木造で二階建てを考えております。

ただ、3つのタイプがございまして、単身用と2人用、それから3人以上というふうに、3つのタイプを考えております。高齢者向けに単身用は平屋建てで、ほか2階建てで考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

深沢純雄君。

○13番議員（深沢純雄君）

では、次に移りますけども、新築した住宅の家賃、敷金についてお聞きします。

当然、新築した場合の家賃は建物によって違ってくると思われませんが、町内にある町営住宅の例をお聞きし、管理条例の第3条中に住宅に困窮する低額所得者、若者を指していると思われませんが、低廉な家賃で住宅を供給するとあります。過疎化歯止めのためにも、家賃の高騰を避けていただきたい。他地区町営住宅の兼ね合いも思いますが、どのように考えているか。また、資金はどのようになっているか、お聞きします。

○議長（伊藤春三君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

お答えします。

公営住宅の家賃につきましては、公営住宅法および身延町町営住宅条例、これらに基づいて算定していくということになるかと思えます。

新しく造ると、当然、もとの耐用年数が0年というふうになるわけでございます。そうすると結構の金額になりますが、これらは同じように、公営住宅法および町の条例に基づきまして、特例がございます。その特例の中で対応していくということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

深沢純雄君。

○13番議員（深沢純雄君）

それで、建設課長にお聞きしますけども、町営住宅建て替え事業にある明け渡しの請求等、第35条に町営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明け渡しを請求することができるかとあります。

先般、課長の発言の中で、先般というのは、平成12年度だったと思えますけれども、現在ある建物は、そのまま入居していただき、違う場所に住宅を建てるということを発言しておりますけれども、その点について、変わりはありませんか。

○議長（伊藤春三君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

お答えします。

今までの計画の中では、追加買収をしたところに一部住宅を建て、今現在、入居している方たちが、そちらへ移って、移ったのちの現在の公営住宅を取り壊し、新しい公営住宅を造っていくと。そんなふうな考え方、プランがございました。入居者の説明と、また議会にも、そういう説明をしてきたわけですが、間取り等の、その当時は東向きに計画なんかされているわけですが、これらを含めて、南向きも検討する中で、今現在、作業を進めているわけですが、プールの跡地も含めた中で、再度、計画をしております。

入居者には、一つの選択肢といたしまして、全員が近隣の久那土の県営住宅等に移ってもらって、全体的に取り壊し、建設というふうな選択肢もありますという話もしてございます。一部になるか、全部になるか、今現在、詰めている段階でございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

深沢純雄君。

○13番議員（深沢純雄君）

今のお話ですと、入居者に対して、期限を定め、その明け渡し後、どこかへ移ってもらうということですね。

○議長（伊藤春三君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

今現在、つくり方のフローと申しますか、手順を考えているわけですが、一部の住宅を新しく造って、一部の人に入ってもらう。または、全部の入居者が違う、別の住宅へ一度、移転していただいて、全部取り壊して更地にして、宅地造成をしながら造っていくかということになるかと思えます。これらを含めて、今現在、検討しておるということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（伊藤春三君）

深沢純雄君。

○13番議員（深沢純雄君）

次に、建設地に隣接する、先ほど課長が言いましたように、久那土小中の、旧プールがあるわけですけど、前回、12年にも早期の取り壊しをお願いしたわけですが、いまだに取り壊しがしてありません。この点についても、お聞きします。防犯上、特に好ましくないということでもって、平成12年に私は一般質問しているわけです。

○議長（伊藤春三君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

お答えします。

プールの跡地は、当時は普通財産ということで、財政のほうで管理しておりました。

議員さんのご指摘がございまして、水が溜まるというふうなことで、財政当局からの要請の中で、建設課もいきまして、そこに穴を開け、なおかつ不特定多数の人が中に入れないように、一応、囲い等はさせていただいた経緯がございまして、

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

深沢純雄君。

○13番議員（深沢純雄君）

教育長にお伺いします。

こういうプールを新築する場合、旧プールを取り壊して、別のところで造ったんですけども、旧プールを取り壊すということを、新しいプールを造るときに、そういった予算化をすべきだと思いますけども、教育長、どのように思いますか。旧プールの取り壊しも入れていくべきだと思いますけれども、その点、教育長、どう思いますか。

○教育長（千頭和英樹君）

その経緯につきまして、課長のほうが詳しいもので、課長に答弁をさせます。

○議長（伊藤春三君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

工事のことは、私が一番よく知っているので、ご答弁させていただきます。

いずれにいたしましても、町の財政上、厳しいというふうなことで、公営住宅の建設ということになれば、補助金がつくというふうなことで、更地にするのは、とりあえず、そのときにしようというふうに、前、教育委員会、それから財政、建設課で話をした経緯がございます。以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

深沢純雄君。

○13番議員（深沢純雄君）

最後になりましたが、柿島住宅の早期の建て替えをお願いするものですが、交付金の関係もあると思いますが、大体いつごろ着工になるのか、お聞きします。

○議長（伊藤春三君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

着工はいつかということですが、先ほどから再三申し上げているとおり、今現在、都市再生計画ということで、県とヒアリングをしてございます。その中で、今鋭意、一生懸命詰めている段階でございます。

見通しと、どうしてもということであれば、本年度中にはなんとか見通しをつけたいということで、今、頑張っております。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

深沢純雄君。

○13番議員（深沢純雄君）

早急に、見通しをつけていただきたいと思います。

最後になりましたけれども、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

ただいまの質問の、また答弁の経緯の中で、柿島団地のいろいろなことにつきましては、ある程度、担当課でも鋭意、進めておるところでございます。

このことにつきましては、教育委員会等の関係もございますので、できるだけ早い時点で、結果を出すことにいたしてまいりたいなと思っておりますのでございます。

身延町全体を見ますと、県営住宅の空き家が結構多いわけでございますし、このことにつきましては、ずいぶん前から一応、その入居の条件の給与についての、引き上げ等をお願いいたしておるわけでございますが、なかなか法的に難しいというようなことで、そんなことはでき得ませんで、一応田原の県営の団地だけは特例を認めていただいているんですけど、ほかのところは、それが不可能だというようなことでございますし、また先ほど申し上げました身延の船原地区の雇用促進住宅でございますが、60戸のうち17戸を今、空き家になっているわけでございますので、これらの県営住宅、雇用促進住宅等々の実態を把握する中で、やはり町民の皆さんのニーズをきちっと調査するというのも、一つの方法だと思いますが、地域的にやはり柿島団地については、道路状況もだいぶよくなっておりますので、需要も多かるうと思うわけでございますが、大変厳しい財政状況下でございますが、いろいろな工夫をしながら、先に下水道関係で、地域再生計画の事業を取り入れるというようなこともございますので、国土交通省の中では公営住宅の建設についても地域再生計画の範ちゅうに入るのではないかなというようなことも、ちょっとお聞きはしておりますけど、これもとりあえず、こういうような、いろいろな仕組みをある程度、きちっと精査をし、そして、何が一番、この要するに目的を、そのクリアするためには、これが一番よろしいというようなことがあるうと思うので、担当課ともども、このことにつきましては、鋭意努力をさせていただいて、ご期待にそえるようにいたしてまいりたいなと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（伊藤春三君）

深沢純雄君。

○13番議員（深沢純雄君）

以上で、私の質問は終わります。

○議長（伊藤春三君）

以上で、深沢純雄君の一般質問が終わりましたので、深沢純雄君の一般質問を終結いたします。

次の通告2番は、深沢敏夫君です。

深沢敏夫君、登壇をしてください。

深沢敏夫君。

○23番議員（深沢敏夫君）

通告に従って、質問させていただきます。

今回の、私の質問はちょっと爛冷ましの感が否めません。と申しますのは、去る3月議会における町長と教育委員長の施政、ならびに教育方針に対する内容がたくさん入っているからであります。

私は、町長の施政方針等についての質疑は、予算審議の中でやるべきだと思っていました。現在もそう思っております。ところが、とりあげていただけませんでしたので、その後、研究・検討を重ねる中で、今回の質問となりました。

3月議会での予算審議は、請願の取り扱い問題等で、予定が大幅に遅れ、議長も議員諸兄も行政の皆さんも先を心配していたころであったと思います。私もその点は納得しております。ただ、予算審議は議会の最重要の仕事であるということだけは、申し添えたいと思います。

さて、本論に入りますが、先般、下部温泉郷まつりへ町の補助金がカットされたというような報道がされました。合併、観光立町という町の施策に対して、冷たい水を頭からかぶせられたような感じがいたしました。そう思ったのは、私だけではないと思います。現在も、そのように思っている町民が大勢いるということも、私も確認しております。しばらくおきまして、観光パンフレットの宣伝も報道していただきました。夢を抱きながら読んだのは、私だけではなかったと思います。

町長の施政、教育委員長の教育方針、ともに当日、私はメモをとりながら、深い感動を覚えながら、拝聴していたことを、改めて再確認しております。

以下、具体的なお尋ねを申し上げます。

まず、町長にお尋ねします。

昨日の町長の施政報告の中にもありました、下部温泉郷の祭りの活性化の問題もとりあげていただきました。

さて、ああいう新聞に出た補助金の削減というような新聞ですが、その問題を町民に分かりやすく説明を、町長にさせていただきたいと、このように思います。

この場でもって、よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

深沢議員の、ただいまのご質問でございますけど、温泉まつり自体は、旧町時代は町長が実行委員長ということで、開催をされていた経緯があるわけでございますけど、新しい町になりましたから、これは合併の調整とか、いろいろの会議の中でも、お話し合いがされている中で、それぞれ各旧町には、町が主催で行ってございました、お祭りがあるわけでございますけど、とりあえず、湯町の温泉まつりにつきましては、山日に報道をされたこと自体、このことにつきましては、観光課長が実際に実行委員会へタッチをいたしておりますので、観光課長から答弁をする格好になるかと思いますが、このお祭りというのは行政主導でやるということは、これは今日の行政の、地方分権の流れの中で、控えさせていただくことのほうがよろしいのかなということでもあります。これと観光立町ということとは、また別の話であろうかと思うわけで、このことの区分けは、きちっとさせていただくと。ただ、町が手放し、何もしていなかったということではございませんで、細かい話は課長からお聞きをいただきたいと思いますけど、基本的には下部温泉の皆さん方が自主的に考えていただいて、話し合いの結果、あんなふうなお祭りになったということで、山日の報道につきましては、大変遺憾でありますけど、ああいうような報道がされたこと、とりあえず、そのことについて、ちょっと、課長のほうから、答弁をさせていただくようにしたいと思いますけど、私からは基本的には、町主導の祭りは、できれば今後やめさせていただいて、自主的に地域地域の皆さん方の思いでやっていただくと。そして、町がそれを財政的にも、一応人的にもサポートをしていくというような基本的な考え方がありますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

観光課長。

○観光課長（望月治雄君）

補助金につきましては、16年度と同じ、同額でございます。ただ、新聞にありましたことは、花火の協賛金という中で、実行委員会が協賛を求めたものがないことと、町独自でポスターの作成費がなくなったということだけです。だから、補助金につきましては、区、湯町のほうが250万円、それから町の補助金が250万円、それに昨年までは協賛金、花火代とした形の中で、90万円ほど寄附金を仰いだそうです。それにポスター代が40万円ほど、かかっております。そのみのお金が少なくなったと。花火は、新しく実行委員会ができましたので、実行委員会さんの名前で協賛を求められれば、それだけまた、よりよい協賛金が集まったのではないかなと、私はそう思っております。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

深沢敏夫君。

○23番議員（深沢敏夫君）

町長の答弁の中でもって、祭りのようなものは民間活力、町民の活力を発揮する場所であって行政主導でない、まったく賛成でございます。そのとおりです。それから、課長の答弁の中でカットではないということで、これは逆に言いますと、新聞の報道が、町長は遺憾という言葉でもって、今申し上げましたが、私、新聞の報道が間違っていると、こういうことだろうと思いますね。

実は私も、これだけの質問をするために、下部温泉郷のお祭りにも、黒い帽子はかぶりませんが、お忍びでもって行って、大変な人でなくて、民間の人たちと4、5人の人たちとお話をする機会を設けました。それから新聞社へ、デスクまでは行きませんでした、デスクまでは断られてしまっただけで、新聞社のほうへも、山日YBSの関係者を通じて話し合いました。そしたら、もうすでに行政のほうでもって来てくれたり、それから電話でもって山日へ問い合わせた人も、身延町の中にあつたと。そういうようなことや、こういうようなことでもって、実はおぼろげながら、今町長と課長が答弁したことを、私も大体勘でもって、そのようなことを予想しておりました。

ただ、新聞の報道というのは怖い。非常に遺憾であるというようなこと、こういうようなことについては、たまたまアルファがついて、現職の町会議員が、行政官が新聞社へ通報したのではないかというような、そういうアルファがついて、噂が流れていることというのも、皆さん、お伺いしている人もあると思いますが、そういうような実態がある。新聞社の対応は、もう一度、責任者である町の最高責任者の町長があいさつに行っていたきたいと、こんなふうに思います。

以上、温泉郷まつりの補助金削減という報道の問題については、終わらせていただきます。

次に観光による活性化、これは前回の3月議会で、私が質問したときに、町長からちょっと短い期間だから、十分に私、分からなかったんだけど、観光については、全課で推進するんだと。まったく、そのとおりだと思うんですが、ただ、そうなりますと、非常に漠然としてくる。と申しますのは、観光のまちづくりについても、福祉のまちづくりについても、暮らしやすいまちづくりと、そういうものについても、これは福祉のまちづくりについては、こ

これは民生課でやるとか、それから観光については観光課でやるとか、そういうことでなくて、全町でやっていかなければならないんだけど、やはり観光立町というようなことを、一番掲げるのであれば、もう少し具体的に何か、示していただきたいというようなことが、私にはあるわけですが、ただ、非常にうれしかったことに、昨日の議会の中で、潜在的観光資源を開発するんだと。私はその問題については、一つの期待をもって、企画課長に話を、昨日お伺いしたところですが、その中で、私は町内にも立派な人が大勢いるので、そういう町内の頭脳を活用していただきたいというような申し述べをしたんですが、そんな点でもって、企画課長、どうでしょうか。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

お答えいたします。

人材の面につきましては、非常に3町合併しまして、私もつくづく感心しているところは、大変申し訳ないんですけど、若いもので、非常に人材がおります。早速、課のほうへ帰ります、議員さんの質問を係りのほうへ話し、早速、人材登録、そんなことも始めようかなというふうなことで、今回の歴史、文化、いろんなノウハウを持っている人たちをお願いいたします、新町に資する資料を集めていきたいと思います。

また、先ほど、総合的に観光、それから農林業、これはすべてが一体的になってのまちづくり、これが基本だと思います。また、企画のほうでも調整しながら、そんな議員さんの、今おっしゃられた方向で、いろんな計画を進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

深沢敏夫君。

○23番議員（深沢敏夫君）

次に、やはりこれも新聞で紹介された、観光パンフレット。私も、家でも見させていただきまし、また時間をかけて、温泉等に行ったときに、そこでも細かく見させて、素晴らしい観光パンフレットだと思います。

観光課長でも町長でも結構ですが、今施設においている状況があるんだけど、私は少し積極性に欠けるのではないかと。キャラバン隊でもつくって、それを今、いただくことを考えてもいいのではないかと。しかも、ボランティアでもお願いしたりする中で、そういう発想をもっていたらというような、仮称ですよ、キャラバン隊、そんなようなもので何かあったらなと思います。課長、どうですか。そういう意見。

○議長（伊藤春三君）

観光課長。

○観光課長（望月治雄君）

お答えいたします。

今言われました観光パンフレットも合併して、この間、作りました「四季めぐり」のことだと思いますけども、これらも先ほど、職員の方から、よい知恵をいただいた中で、できた観光パンフレットでございますけども、うちにおきましては、旧下部も旧身延も観光協会がありますので、県、それからクラフトだとか、峡南地域振興のキャンペーンには出ております。それ

から独自でも、キャンペーンはやって、パンフレットと物品を配布しながら、入客に努めてまいりました。

今年度は一応、お祭り体系が、全体のお祭りが終わりましたので、山梨県で東京日本橋で、富士の国山梨館ができましたので、そこで3回ほど1週間かけて、パンフレットだとか物産を持って行って、キャンペーンをする予定で、今、計画中でございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

深沢敏夫君。

○23番議員（深沢敏夫君）

キャンペーンの成功を期待いたします。

その観光のPR等について、1つ。私なりに提案をしたいと思うんですが、もし参考になったら、合併の進行中、町名の募集をいたしましたね。その結果を見ても、私はびっくりしたんですよ。全国津々浦々から身延町という名前が、すごい数に挙がって、ほかの富士川町とか、そういったものをかけ離れて数が多い。九州から北海道まで。そういうような状況で。そういうような組織を、どういう組織で、ああいう身延町の名前がたくさんになったか、私にはよく分からないわけですが、かなり考えられることは、たぶん日蓮宗のお寺が九州から北海道まであるかなという、そういう、私は自分で勘ぐりをしたわけですが、間違っているかもしれない。もし、そういうようなことができるんだったら、そういうものも観光に使える。

以上です。観光の問題は。

3つ目の町長の質問に移ります。

町長の施政方針の中で、民間経営の、いわゆる観点と言ったと思うんですが、ちょっと私のメモがあれで、観点を取り入れてとか、視点を取り入れたというようなことでもってお話しをされたと思うんですが、民間経営の視点、観点、そういうようなものは、具体的に中身は町長はどんなことを考えているんですかということを質問したいです。

町長、お願いします。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えいたします。

今、観光問題でも、いろいろ民間の方々、それぞれおやりになっておるわけでございますけど、ともかく、今年度へ入る直前には振興のほうから、富士川地域観光連絡協議会ですか、このようなものを立ち上げてという話がございましたが、これは峡南地域、富士川の沿線で構成をする町で、1つ、こういうようなものを立てて、エージェンシーみたいな形のものをつくって新生、要するに拠点づくりをして、窓口を一本にしてやっていただいたらどうだろうということでありまして、これは行政側が一つ、窓口のような形で、一例を申し上げますと、今JR東海さんの静岡支局が大変、身延線の活性化というようなことで、大変ご苦労をされておるわけでございますけど、その窓口になるところが、各町に観光課があつたりなかつたりというようなこともございまして、振興では、それを包含をした窓口を広域でつくったらどうだということではございますけど、この中には行政だけではなくて、各町の商工会だとか、観光協会、諸々の産業に関わる皆さん方に入っていただくというようなことでございますので、民間の活

力をということになりますと、やはりうちで活性化センターでお願いをいたしております、ゆばの里とか、いろいろと地域で、それぞれの皆さんが農林業の方でも観光の事業にそれぞれ、大なり小なり関わっておられる方がございますので、具体的にまだ拾い上げては見ませんが、そういうような皆さん方が大熱心におやりになっておいででございますので、その方たちの組織づくりも必要であろうかなと思いますし、広域の峡南地域でも、富士川を中心とした、新しい観光の組織づくりとか、そういうようなものを今、考えておるところでございますので、ちょっと雑駁でございますが、そんなふうでお願いをいたしたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

深沢敏夫君。

○23番議員（深沢敏夫君）

今、町長にも聞いて、自分も何も言わないでは悪いと思うから、やっぱり、民間経営というのは、やはり採算性とか信頼とか、社会貢献とか、そういうようなことがあるんだと思いますが、行政へもってくると、採算性は、これは町民サービスが大変できたかどうかという計りがあると思いますが、その採算性のように、私は考えております。

次に、昨日も町長が行政の意識改革ということについて、お話があったんですが、一体、町長の考えている行政の意識改革というのは、どんなことを考えているのかということをお伺いいたします。昨日も、この話が出ました。お願いします。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

意識改革というのは、まさに意識を改革するという、文字どおりのことでございますけども、それでは具体的にどうするのかという、お尋ねだと思うんですよね。ですから、まず、これは常識的なことでございますけど、あいさつがきちっとできること、まず1つ。それに電話の対応がきちっとできること。仕事ができるというのは、これは役場職員とすれば、これは当たり前のことでもありますので、ただ、一般の民間の皆さん方がおやりになっていることが、なかなかできていないというのが、まわりの皆さんからご指摘をされる、いろいろな点があるわけありますので、これらはやはり、その研修会とか、いろいろなことをやらせていただく中で、要するに人間として、やらなければならないことを、きちっとやるのが、まず第一であろうかと思っておりますし、それとあとは、やはり僕は、年度のはじめに、訓示で職員の皆さんに申し上げましたが、要するに公務員というのは、正直なところ言って、不易流行であってほしいと。これは芭蕉の、要するに俳句用語でありますけど、変わってはならないもの。これは、いつの時代にも、公務員として変わってならない姿勢というのはあるわけでございます。このことをきちっとふまえる中で、流行とはやはり、ときの流れの中で、いろいろと変革、改革が行われる中で、それをきちっと自分のものにして対応できるかということであるわけでございますが、とりあえず難しい言葉でございますが、不易流行ということ、この意識改革の中に、きちっとしたバックボーンとして、頭の中へ入れていただきたいというようなことは、職員にもお願いをいたしておるところであります。

○議長（伊藤春三君）

深沢敏夫君。

○23番議員（深沢敏夫君）

まったく、町長の考えと、私も一致しているんだろうと思いますが、これは意識を改革するというのは、行動に表れてこないと、改革にならないですね。そういうことで、私が前、学校に長い間、勤めていたんですが、学校の職員がホテルの業務へ参加して、民間の視点を学んでいるという、そういうような形が最近多いんです。教員の中に、そういう資質を持った人がバラバラ入っている。団体の中に、そういうようなことでもって、ホテルに派遣されるとか、それからデパートへ派遣されるとか、そういうようなことで、どのくらい、また細かい数字は私にも分かりませんが、こちらの人たちは分かっていると思いますが、そういうことで、教員を、ただ意識改革するというだけでなく、そういう体を通した意識改革というようなことが、これは今の、身延町の役場の人たちが悪いとか、そういうものではなくて、これはそういう歴史をたどってきていますから、そういうものでないと、人間は意識を改革できないではないかという、そういう、私自体がそうですから、そういう考えを出したわけです。すみませんでした。

以上で、民間経営の問題については終わりたいと思います。

次に経常経費の削減の問題について、お尋ねしたいと思いますが、これは今の時代の要請の中で、自立した財政状況をつくっていくためには、1つの重要なポイントであるということ、私は思っております。これは3月議会でも、ちょっと財政課長のほうから、話をさせていただいたように思いますが、町長の話の中で、これが出てきましたので、具体的に何か、削減の視点というものがありましたら、具体的に出していただきたいと、少しでもいいですから、お願いします。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

17年度の予算編成にあたりまして、経常的な経費等の削減、できるだけしていきたいというようなことは、冒頭考えておりましたし、またヒアリング等で各課等の要望をお聞きする中で、では、この点についてはどうなのかということは、その場面場面でやってまいりました。

結果として、合併して半年しか経っていない段階でございましたし、新町の経常経費というのが、新しい形でどう出るのかという場面が、なかなか分かりませんでしたので、まだまだ不十分ということは考えております。

今後、具体的に新町の建設計画に基づいた、いろんな施策も目に見えた形で出てまいりましょうし、各課で旧町からの事業等も勘案する中で、事業が進められますので、その中で、具体的なものが出てまいろうと思います。また、その中で経常経費の削減は心がけていきたいわけですが、現在のところ、拾ってみますと、次のようなものが挙がるかなというようなことで、ちょっと準備をさせていただきました。

まず人件費につきましては、新規採用の職員はご承知のように抑制をされておりまして、結果的には前年度比で10名の減員になっているということが1つございます。

それから特別職のお話で、ちょっと申し上げにくいですが、特別職の中で、収入役について、おかれていないという現実もございます。

それから、職員の間で特殊勤務手当というのがあるわけですが、これも全国的には、いろいろ見直しする風潮にございまして、旧3町のときにも、それぞれの町でも見直しがされまして、また新町においても、合併協議の職員の間話し合いで、削減していこうというふう

なことになりまして、現在、支給できるということについては、例えば行路死亡人の処理手当だとか、あるいは動物の死骸の処理手当と、この2つの手当しか残っておりません。それ以外の特殊勤務手当については、削減をされております。

また、管理職手当につきましても、条例では10%以内となっておりますが、現在、課長が8%、それから課長補佐が6.4%という支給率でございます。また時間外の支給につきましても、全体として圧縮していこうということで、職員の間で協力を願っているところでございます。

また、補助費がございますが、具体的に言いますと、今年度、敬老祝金の支給の年齢につきまして、見直しがされまして、旧町のときには75歳以上、全員という形でしたが、新年度、17年度は77歳と、それから88歳以上という形で見直しがされました。

次に合併浄化槽の補助金の見直しということで、旧3町でそれぞれ違っていた補助基準というのがあったんですが、これを統一すると同時に、基準額について見直しがされて下げられたというようなことで、いくつかまだ、ほかにもございますが、拾ってみますと、各種団体の補助金等もあるわけですが、これは新町発足して、まもないというようなことで、ちょっと経過を見ているわけですが、今後の行政改革の一端として検討をしてみたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

深沢敏夫君。

○23番議員（深沢敏夫君）

課長、ありがとうございます。細かく説明していただきました。

今のようなことの中で、あと町民サービスの問題については、質問を避けます。

ただ、私も管理職のことで、課長と同じように言いづらいんですが、県内の町村の中に、収入役、または助役さんを置いてない町が相当数増えております。本町にも、今、たまたま課長がそういう話を、言いづらい話で、私も言いづらいですよ。課長も言いづらいかもしれないけど、私も言いづらい話で、そういう状況もあるということだけは、取り上げておきます。

次に教育委員会関係のほうへ、ちょうど時間が半分過ぎましたので、移らせていただきます。

1点目。委員長の方針の中で、未来を開く学力の増強と強調されていたんですが、未来を拓く学力をつけるということ。この未来を拓く学力というのは、分かるようだけでも、具体的にどういう力かということが、私、ちょっと分かりませんので、これもお母さんやお父さんに向かって、または町民に向かって、教育委員長の考えとして、こういう学力をうちの町ではつけていくんだという、分かりやすく、一つ、説明をしていただきたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

教育委員長。

○教育委員長（笠井義仁君）

深沢議員さんのお尋ねにお答えしますが、教員としても大先輩の深沢議員さんにお答えすることは、なんか面接を受けているようで、非常に緊張するわけですけども、ぜひお手柔らかにお願いしたいと思います。

できるだけ、未来を拓く学力とは何かということを述べよということですが、国際的にも国内的にも、これからますます困難が予想される中、このような不確定な未来社会に力強く生き

抜いていく力を教育の中で育成しなければならないと、こういうふうに考えております。そのためにも、人生の中で小中学校というのは、家に例えると、ちょうど土台の部分に当たるわけですが、まず生涯を通じて土台となる基本的な知識、技能をまずしっかりと修得させて、その獲得した知識が生きて働く学力となり、課題解決のために生かされる学力となるような教育活動を展開していかなければならないというふうに考えておりますが、これだけでは、くぐった言い方ですので、深沢議員さんは満足されないと思いますので、もうちょっと具体的に申し上げますと、ただいま申し上げました基礎基本となる学力というのは、いわゆる昔から読み書きそろばんと言い伝えられております、いわゆる学力の中でも根幹となる学力ですが、その中でも特に、人間が社会に生きていくためにコミュニケーションということが、一番重要になるわけですが、そのコミュニケーションを支えるのは、いわゆる話したり、聞いたり、理解したりと、そういう力になるわけですが、県教委の重点施策の中にも、確かな学力と伝える力を伝える国語力の向上ということが掲げられていて、読み取る力とか表現する力が、今は非常に不足しているわけですが、こういうものを各教科はもとより読書活動の充実等の中でもって、強化していくようにという重点施策があるわけです。

あとは、各学校とも、いろんな方法でもって、議員さんお分かりのように、工夫を凝らして、例えば習熟度別授業などを取り入れて、分かりやすく、全員の子どもが理解できるように工夫をされているところでございます。

それから、生きて働く学力とは何かということも、ちょっと述べなければならぬと思いますが、例えば思考力とか判断力、表現力、それから自らの学び方、その学ぶ意欲、知的好奇心とか課題発見能力とか、というような幅広い学力のことでありますが、こういう学力を身に付けることこそが、これからの教育改革に求められておりますし、新学習指導要領の中でも目指している学力というふうに言われていると思います。

ちなみに、ちょっと余計なことかもしれませんが、私は町の教育方針にも従いまして、子どもたちの前に、入学式あるいは卒業式、その他、子どもたちの前に立って話をするときには、次の3つのことを中に入れるようにしています。その1つは高い志を持つということ。それから高い道徳心を持って、自らは謙虚であると。それから3つ目には人や自然にやさしく、郷土を愛する広い豊かな心を持つと。この3つのことをキーワードとして入れるように、心がけております。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

深沢敏夫君。

○23番議員（深沢敏夫君）

ありがとうございました。何か、私のほうで、高いというか深い教育論を教えていただいたような感じがしております。

それで、私もこの一般質問をいたす前に、中富町内に4つの学校を訪問しまして、どの学校の校長先生が対応していただきまして、2日にわたって、学校の訪問をさせていただいて、その学校のものを聞いてきてから、ここへ出すという、そんな意味ではなくて、私自身が、今の学校から、もう錆びてしまって、カマが錆びてしまって、今の学校の様子分かりませんので、遊びに歩いてみれば、何か犬も歩けばというような形でもって、得られるものがあるではないかというようなことでもってあります。

学力観、今の子どもは学力があるのか、ないのかということについては、各学校、みんな質問してみました。どなたでも結構ですが、教育委員会では今の子どもは学力があるというような判断ですか、ないというような判断ですか。

では、いいですよ。言いづらかったら、私のほうで言います。

私はあるという判断です。今、委員長が言った読み書きとか、そういうものについては少し、漢字の書く力というのが、とても劣っているようです。それは皆さんも認めているところだと思います。それは授業時間数が少ないですから。ただし、学力というのは、先も話しましたが、生きる力ということですから、私、ここには載っていませんが、携帯電話を持っているけど、掛けるのと取るのだけなんです。あとのメールも何にもできないです、私には。そして誰の電話をパッと入れるということもできないんですよ。みんな孫にしてみよう。また、近所の子どもにしてみようですよ。早いんですよ。頼むというと、うれしがって来てくれるんですよ。パッと。そういうようなことですが、そういうようなことも、一つの学力の一面だというような解釈をしますと、学力はあるのではないかなというように思います。

だから、時間がありませんから、どんどん進みますが、学力低下と言われているけれども、学力は低下していないではないかというような判断を、私がしているということだけは明記しておきます。

その次に総合学習について、ちょっとお尋ねしたいと思いますが、今の学校現場で、教育委員会としては、総合学習というのが定着していると思いますか、どういうふうにあれしていますか。

○議長（伊藤春三君）

教育委員長。

○教育委員長（笠井義仁君）

お答えします。

いわゆる、知識を生きて働く学力に転換、あるいは発展させるためには、総合学習というのは教育課程の中になくってはならないものであるというふうに考えております。大学を出ても、実社会で役に立たない人間という実態の中で、学校教育の中では、むしろ、総合学習は教育課程の中心となっていかなければならないというふうに、私は考えております。

しかしながら、逆に総合学習が大事だからといって、中途半端なきちんとした考えのない総合学習は単なる遊びに終わって、学力低下を招くこととなります。

残念ながら、今、深沢議員さんがお尋ねになりましたことですが、学校現場には、私が承知している限りでは、まだ、本来の目的を達するような段階には達していないと。まだまだ、模索の段階にありますけども、少なくとも学校現場では苦闘をしているということだけは、ご理解をいただきたいというふうに思います。

もう少し、長い目で見ていただいて、素晴らしい生き方を学ぶための学力がつくことを、私も期待しております。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

深沢敏夫君。

○23番議員（深沢敏夫君）

定着はまだ十分していないけども、非常に価値があると、こういうことですね。それが総合

学習が、ゆとりの時間との関連の中で、学力不振の原因となっているというふうな、そういう論調がされている。新聞などにも、そういうことが載っているんですが、やっぱり学校現場の先生方も非常にそういうことについては、非常に不安を持っています。やはり、そのへんは教育委員会の指導機関である教育委員会で、きちっと、やっぱり考え方を出していただくことがいいんじゃないかなというふうに思いましたので、ここへ出しました。

学校現場では、教師も子どもも非常に忙しい、そういう状況に陥っています。忙しいわけです。忙しいわけというのは、私どもが現職でいるところには、大体、年間の授業日数が250日あったんです。多いときには252、253日あったんです。それが現在、200日ですね。だから5分の1減ったんですよ。そういう状況が今の学校現場の実態、そういう中で、子どもを力をつけていこうということで、先生方にとっては研修、研究、書類提出、それで、子どもは短い時間でもって詰め込まれるというような状況もあると、そういうようなことで、非常に忙しい、それに塾へも行かなければならないというふうなことで、忙しい状況。子どもも学校もゆとりがないというふうに見ているんですが、委員会としてはどうですかね。

○議長（伊藤春三君）

教育委員長。

○教育委員長（笠井義仁君）

おっしゃるとおりだと思いますけども、以前に比べればということですが、指導内容も、かなり精製されておりますし、国や県による加配とか、町単教員の増員などでもって、以前に比べれば、子どもたちと教師が向き合う時間というのは、かなり多くなってきているというふうに思います。

ただし、身延町においては、今後、少子化がかなり進んでいくわけですが、複式化の進行とか、それから先生、いろいろご承知の6式加配、あるいは3式加配というものが、児童生徒が減少するために受けられなくなりますと、さらに余裕のない学校生活が始まるんじゃないかと、大変憂慮しております。

時間がないということですが、最後に一言だけ言わせていただきたいんですが、ゆとりというのは、暇な時間ではなく、密度の濃い充実した学校生活を送れる時間であると、私は考えておりますが、国際学力テストの結果を過度に問題化して、これまで系統学習という名の下に、詰め込み教育が行われて、できない子どもはどんどん切り捨てられていったと。その結果、荒れる学校を産んでしまったということの反省の上に立って、今のゆとりの教育が産まれてきているということを考えると、非常に憂慮しているといえますか、悲しく思います。

私は、今の教育方針は絶対間違っていないと思いますし、よく読んでみますと、中央教育審議会のほうでも、基本的には今の方針でいいんだというふうに言っているわけですが、もっと勉強しろとは言っていますけども、方針を転換して、もっと詰め込みということは絶対言っていないと思います。

なんか、先輩の先生になんか、言い方がちょっと、申し訳なく思います。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

深沢敏夫君。

○23番議員（深沢敏夫君）

私もそのとおりだと思っているんですよ。学力調査をやった、テスト用紙を、私も取り寄せ

てやってみたんですよ。やっぱり漢字を書くとか、そういうような学力ではなくて、一番最初に、委員長が未来を拓く学力、そういうものをつけようという意図のテストが、日本の子どもは弱いと、こういうことだったと思います。

それでは、次へ移らせていただきます。

先ほども読書の重要性をちょっと、委員長が言いましたが、学校図書館の充実について、時間がないので、3つ並べて質問したいと思いますが、昨年9月の合併以来、教育委員会で学校図書館の充実、または学校図書館のあり方、そういったものについて、話題になったことがありましたか。あったら、端的にそれをお話ください。

それから、学校図書館の充実について、教育委員会としては、今の予算措置、私も調べれば分かるんですが、昨日も匿名の寄附が身延町にありましたが、どの程度あるのか。

それから、現場では10分間読書などをして、本に親しむ活動をしている学校が非常に多いんですね。そういうようなことの中で、魅力ある図書館を造っていくというようなことの中で、そういう前向きの形でお答えいただければありがたいなと、こんなふうに思います。

○議長（伊藤春三君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

学校図書館の充実についてということで、3つの項目のお尋ねについて、ご答弁申し上げます。

我々、先人もそうでしょうけども、特に子どもは本からさまざまな影響を受けます。本と触れ合うことによりまして、子どもたちは言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにします。

このように学校図書館の役割は、極めて重要でありまして、より一層、学校図書館を充実することが求められております。そのためには、特に人的配置の推進というものが欠くことができません。

その要になります学校図書館の司書というのは、資料の選択、収集、それから提供や、子どもたちの読書活動に対する指導を行うなど、学校図書館自体の運営活用について、中心的な役割を担うものでありますから、その配置が施設活用の鍵になるものだと思います。

このことが、先ほどもお尋ねのありました合併以後の、昨年11月19日に発足をいたしました、現在の教育委員会の体制の中で、月1回開催されます定例の教育委員会、あるいはそれ以外の例えば入学式の折とか、卒業式の折、そういうときに、たびたび人的整備のことが話題になってまいりました。その内容は合併前のそれぞれの町におきまして、旧下部におきましては、4校を1人が担当していたと。それから旧身延においては、6校を3人で担当してありました。それから旧中富については、4校を部分的、隔日勤務で、その日も2時間から3時間というような勤務の職員4人で担当していたということで、それぞれ3町とも足並みがそろっておりませんでした。

ですから、このことを整備するということが、教育委員会の中で急務であるというようにとらえられまして、さらに身延町には町立図書館という立派な施設がありますから、それとのネットワークを構築しながら、これをどう充実させていったらいいかというふうなことが話題になりました。

このため、教育委員会におきましては、旧身延なみに、1人が2校を担当するというような

体制づくりをしていこうというようなことで、司書増員のための人件費の要求をいたしまして、町長のご理解をいただきまして、この4月から7人体制でスタートして、現在、運営されているというようなことであります。

最初の項目はそんなことでありますが、次の学校図書館の充実の考えと、具体的な予算措置ということですが、その学校図書館の重要性については、先ほど申し上げました、図書の蔵書の整備を図ると共に、これからはマルチメディアに対応した学校図書館というものが必要になってくることから、視聴覚機器や情報機器の整備を図りながら、さらに町立図書館や、その他の公立図書館とのネットワークを構築しながら、この整備を進めていきたいというようなことを考えております。

あと、具体的な予算ということですが、まず小学校につきましては、図書購入費といたしまして、58万7千円から71万5千円が小学校9校に、それぞれ計上されております。

それから、中学校の生徒用の図書購入費といたしましては、56万5千円から83万2千円がそれぞれ中学校5校に計上されております。

こういう予算の中で、効率的な運用によりまして、本の倉庫から学びの宝庫となるような、図書館機能の実を上げていくように、また校長や、それから司書と連携を深めながら、充実に取り組んでまいりたいと思います。

それから最後の項目の、それぞれの読書の関係でありますけども、各学校におきましては、始業前の10分間読書、あるいは集中読書の時間などを設けておりまして、それぞれ独自の読書活動を展開しています。

文字離れが進む子どもたちに読書の習慣を身につけ、読書をとおして感受性豊かな人間性を育み、またこれを通して集中する心を養おうというようなことで、それぞれの学校で、このような読書活動に取り組んでおります。

新年度から7人体制でスタートしたわけですが、このことによりまして、司書がそれぞれ図書館にいる時間というのが、大変長く確保されるようになりました。児童の相談、あるいは指導面で広範囲にわたる活動ができます。それから教職員には、教育課程に応じた資料の提示などによりまして、大きく役立っております。それから児童生徒には、健全な教養の育成に果たしておりまして、町の英断に対しまして、学校関係者、あるいは保護者から大いに感謝の声が挙がっているというふうな状況です。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

深沢敏夫君。

○23番議員（深沢敏夫君）

意地の悪い質問で申し訳ありません。

その図書費をたくさん予算化していったということについては、学校の現場の先生は喜んでいそうですね。すでに私が歩いたと思う。そういうことをお伝えしたいと思うんです。ありがとうございました。

これは、とても長い目で考えなければならない、今日明日というわけにはいかないと思うんですよ。3番目の学校を変質者から守るという問題については、これは毎日、ずっとやっていたらなければならないんだけど、普通、地震とか火災から子どもを守るというのが、普通ああいうところのセオリーだったわけですよ。それが今は、変質者という問題が、これまた、非常

に根の深い問題のようです。

昨日、下部小中でしたか、今のを設置していくようなことで、私はそういうことの予算的なこともお金をかけることも必要だけでも、人を見たら泥棒と思えというような、自衛力、そういうものを子どもに育てていかないと、そういうものは、ただ機械的にやるでは、どこかから、ああいう人たちは入ってきたり、考えたりするという、普通の人では考えられない問題が起きると思いますが、そこらへんについて何か、教育委員会、短く教えてください。

○議長（伊藤春三君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

教育委員会といたしましては、子どもが安全で過ごせることができる学校、それから保護者や地域から信頼される学校、開かれた学校を目指しています。

新聞報道などで、いくつかの事件が報道されているわけではありますが、それなりにそれぞれの学校で、一応対応というものは講じております。

教育委員会も2月に町内全14校を教育委員によって、その学校の安全に対する設備等の状況はどうなっているかとか、あるいは教職員の考え方がどうだというようなことで、全14校を巡回いたしました。

そういう中で、いろいろな予算措置なども計上させていただいたわけではありますが、さらにそれぞれの学校でも、安全対策のマニュアルをつくれとか、訓練を徹底するよというようにすることで、校長会や教頭会などを開いた折にも、それぞれ指導しておりますし、特に地域でいろいろなことが起きた、そういう情報は共有するよというようにすること、あとは警察とよく連携をするよというよこと指導も行っております。

ただ1人、学校関係者だけではありませんで、地域住民がこぞって、学校や地域を守る、そういう意識の肝要と、その体制づくりを進めていくということが必要だろうと感じております。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

深沢敏夫君。

○23番議員（深沢敏夫君）

社会教育について、旧町で重ねてきた学習講座の推進はどんなふうに行っているのかということ、それから私、たまたま下部の風呂へよく行くんですが、湯之奥にすごい祠があって、その祠でもって、ガンを治したという人が静岡からよく来るんですよ。それで湯へ入っていく。月2回くらい来るんですよ。そういう文化財を写真でもいいし、何かそういうような形でも残していけば、もう消えてしまうような場所にあるんですよ。それで、そこだけではないんです。今日は時間がないから、いくつも例を挙げませんが、例えば中富にもあります。身延にもありますし、それから下部にも、まだほかにもいっぱい、そういうような、先ほど出た文化財の発掘の問題、保護の問題、そういうような問題について、また、教育委員会で、ぜひお話をし、深めていただきたいということ、お願いのような質問ですが、あと1分30秒ありますから。

○議長（伊藤春三君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野治仁君）

講座につきまして、16年度の講座等につきましては、すぐに運営を図りました。17年度の講座、教室等につきましては、広域的な部分につきましては、例えば5月号の広報にパソコン教室、身延山大学公開講座、そんなようなものを募集して、多くの参加者を募って運営を図っているところです。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

文化振興課長。

○文化振興課長（二宮喜昭君）

それでは文化財関係について、お答えいたします。

旧3町をまとめますと、現在、文化財だけでも250ほどあります。それで国の指定なんかが12あって、県が28とか、あとは町の関係が200いくつとかというふうに、たくさんあるわけですが、今年4月から文化財主事として、県から2年間の予定で派遣を受けております。そういうことで、これから文化財審議委員さん等と共に、そういう文化財については検討をしながら、また各旧町で作っていた文化財の冊子をまとめたようなものをしながら、今後の文化財の保護、育成に努めていきたいと思っております。

以上です。

○23番議員（深沢敏夫君）

ありがとうございました。時間ぴったりに終わっていただいて。

質問は3回までとなっていますという赤いのと、それから10時35分までです。残りは9月定例会にしてくださいという話も、ここに書いてありますが、いろいろ雑駁な質問で申し訳ありません。失礼なこともありまして、議長、手を挙げなくて口をきいてしまって、申し訳ありません。

以上で、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伊藤春三君）

以上で深沢敏夫君の一般質問が終わりましたので、深沢敏夫君の一般質問を終結いたします。暫時休憩をいたします。

再開は10時45分を予定しています。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（伊藤春三君）

再開いたします。

続いて、通告3番は望月重久君でございます。

望月重久君、登壇をしてください。

望月重久君。

○7番議員（望月重久君）

通告を申し上げます。2点についての質問をさせていただきます。

まず最初に、地籍調査の促進でございます。

これは、ご承知のように、大変重要な事務事業でございます。旧町時代から、相当前から実施をされております。

私の、身延地区の様子を先だって、状況をお聞きいたしましたところ、現在、身延の梅平地区が調査中でございます。逐次、実施をされていくようでございますけれども、門内地区に入り、あるいは豊岡地区へというような状況をお聞きする中では、相当まだまだ、これから年数がかかるようなことも伺っておりますけれども、新町、合併いたしまして、全町的に、これらの促進をぜひお願いして、大切なこういう事業を早めに完了するよう、お願いしたいなということで、3項目ほど挙げておりますが、(1)のまず、調査の現状と進捗状況について、お伺いをいたします。町長、お願いします。

○議長(伊藤春三君)

町長。

○町長(依田光弥君)

地籍調査の現状と進捗状況について、私のほうからお答えをさせていただきますけど、本町の地籍調査事業は下部地区が昭和63年度より、中富地区が平成元年より、身延地区は昭和58年度より調査が始まっているわけですが、新しい町の面積はご存じのように、304.73平方キロということでございますが、このうち226.21平方キロが、調査面積ということで、ご理解をいただきたいと思いますが、平成16年度末において、今までの進捗状況でございますが、下部地区5.20平方キロメートル、パーセンテージに直しますと、5.98%。中富地区が6.08平方キロメートルでございます。16.13%。身延地区が13.40平方キロメートル。13.20%と、3地区合計で24.68平方キロメートルで、10.91%の調査が終了いたしておるところでございますが、順次、事業を進め、登記事務を進めておるところでございますが、平成17年度も3班の編成で、実施を予定いたしておるところでございます。

地域の皆さん方のご協力を、ぜひお願いしたいわけですが、地籍調査をやることによりまして、土地の明確化を含め、一応、町といたしましても、固定資産税の公平な課税というようなこともありますし、高度利用によりまして、地域の発展にもつながるわけでございますし、住みよいまちづくりが可能となると確信をいたしておるところでございますので、財政、大変厳しい折からでございますが、順次できるだけ早く進めていきたいと、担当課でも努力をいたしておるところでございますので、ご理解を頂戴したいと思っております。

○議長(伊藤春三君)

望月重久君。

○7番議員(望月重久君)

ありがとうございました。

次に(2)の今後の各地区ごとの実施計画について、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長(伊藤春三君)

土地対策課長。

○土地対策課長(深沢茂君)

それでは、お答えいたします。

平成12年度を初年度とした、平成21年度までの第5次国土調査事業、10カ年計画を作成しております。10カ年計画の後半では、下部地区は車田、三沢、上之平、波高島、湯町、

湯之奥地区を。中富地区におきましては西嶋の第13、第14、手打沢地区を。また身延におきましては波木井、大野、梅平、身延地区を計画しております。

調査未実施地区につきましては、平成22年度よりの第6次計画に予定し、早期に調査ができますよう、努力しております。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

望月重久君。

○7番議員（望月重久君）

ありがとうございました。

（3）の先ほど、町長ならびに課長からのご答弁をいただく中で、パーセンテージも示されておりますけれども、これが新町になりまして、下部地区、中富地区、身延地区、全部が完了する見込み年度でございます。結構でございますけども、そのへんの目安、見通しを、お分かりでございますれば、お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

土地対策課長。

○土地対策課長（深沢茂君）

完了の年度でございますけど、ちょっと難しい問題でございますけど、一応、計画では調査終了年度、下部、中富地区は平成38年度、身延地区は平成30年度を予定しております。

しかし、昨今の国県補助等の動向によりまして、前後する可能性があるとは思いますが、よろしくお願いたします。

○議長（伊藤春三君）

望月重久君。

○7番議員（望月重久君）

大変ほど遠い、向こうのように思います。平成30何年。

これは大変、重要な事業といえども、当然、財源、あるいは人件費等、事業を推進するためには必要になってくるわけだと思います。これらを継続的に進め、なるべく早期に完成できますよう、要望をさせていただきます。よろしくお願いたします。

この項については、以上であります。

続きまして、印の2番目でございますが、合併特例債の活用について。

これは新聞紙上でも見させていただいておりますけれども、（1）番にあります新庁舎建設財源に充てる計画があるというような、新聞で拝見いたしましたんですが、建築費、さらには用地費、あるいは設備費等々が計画されると思いますが、この中で当該用地につきましては、でき得れば、公有地に配慮していただいたらどうか。というのは、やはり民有地を買収する、あるいは借地等、借地は大変問題があるかと思っておりますけども、買収なんていう場合には、大変用地費がかさむと思います。その分を、近代的な設備費等へ投資すればよいというような観点から、公有地といっても、大変場所が広いと思っておりますけど、ただいま河川、護岸等の整備によって、国有地あるいは県有地河川敷を利用とか、現在、町有地、あるいは県有地等も町内にはございます。これらをご検討いただく中で、そういう公有地が利用できないかどうかという点について、お伺いをしたいと思います。

町長、その点は。担当課でも結構ですが。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

お答えをさせていただきます。

新町の建設計画の中に、今委員さんご指摘のように、計画期間10年間で、全部の計画期間は10年間でございますが、その計画期間が最後の3カ年において、具体的には平成24年から26年度が、その期間に当たるんですが、これに一応、15億円の合併特例債を見込んだ計画になっております。

これは具体的に、例えばどのようなところとかということは、まったく未知のことございまして、可能性とすれば、15億円ぐらいはいかなものかということで、計画に織り込んであるわけでございます。

また、具体的には全体の財政事情、あるいは総体的な町の発展等も考えながら、進められていくことだとは思いますが、具体的な話はまだ、この建設についての検討等は行われておりません。建設予定地については、未定ということでありまして。

ただ、合併協定書の中に一応、方向性が示されておりまして、議員さんご承知だと思っておりますけれども、交通事情や他の官公署との関係など、町民の利便性を考慮する中で、町民参加による審議会の設置などをしながら、検討に入っていくということが謳われておりますので、この新庁舎うんぬんについては、これから0から出発するという段階でございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

議員さんご指摘の公有地うんぬんというようなことも、1つの案だとは思いますが、具体的にはまだこれからということですので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤春三君）

望月重久君。

○7番議員（望月重久君）

ただいま財政課長からの答えで、大変重要な案件で難しいと思っておりますが、こういったことについてのご検討を要望させていただきます。

それでは、次に（2）の、やはり合併特例債の活用の中で、旧町時代から道路開設、あるいは改良等について、地域からの陳情、要望が大変あったと思っております。その要望の計画書の中で、3月議会のときにも過疎債に基づく自主計画等が示されておりますけれども、要するに道路と水道については、大変地域活性化のためにも必要なと存じます。これらが管理されれば、過疎地においても、人口の増加も考えられると思っております。そういう意味におきまして、これについても、大変財源には相当の苦慮が必要かなと思っております。

すでに建設課等においても、過去にそういう陳情、要望のあった個所については概測等もされたということも聞いております。これから具体的に、路線名は申し上げませんが、全般的に重要性、あるいはかつ必要性という面からも、十二分にご検討いただきまして、できる限り、こういう特例債も道路財源に充てて、地域の発展のためにお願いをしたいということ、要望を兼ねておるわけでございますけれども、これらについてのお考えについて、お伺いをさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

道路の行政については、旧町時代から、この3町とも同じような地形を持つ町といたしまして、起債等を有効に活用する中で、町政の主要な位置を締めておりました。額的にも、非常に一番多かったし、また新町になりまして、この道路の開設、あるいは維持にかかる経費というのは、新町においても、かなりのウエイトを占めてくるだろうと、予測はしております。

さて、ご質問でございますけれども、旧町時代から当然、それぞれの町で計画を立てて、総合計画の実施計画等の中で、3年間の計画をそれぞれ組む中で、順次、道路の開設等を行ってきたと思います。

新町においても、当然、新町総合計画をつくって、また実施計画を策定して、3年間のローリングでやってきますというふうな計画は立てておるんですけども、具体的に今年度から、では3カ年の道路の状況はどうなんだということについては、今、目下策定中でございますので、具体的にどの路線はどうだというふうなことは、まだ言えません。

ですが、考えといたしまして、当然、旧町からの、まだ未着手、あるいは継続中という、この路線は、まず先に考えていかなければならないだろうと思っております。また、もう1つの考え方は、新町になって、全町的な発展を考える中ではどういう観点から、道路の開設等の順序立てをしていったらいいかという、新しい観点も当然必要でございます。

そのようなことを考える中で、限られた財源でありますけれども、有効に活用して、町の発展、均衡ある発展を目指していかなければならないと思っております。

考え方でございますが、具体的には欠けますが、一応、そんなような考えを持っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（伊藤春三君）

望月重久君。

○7番議員（望月重久君）

ただいま財政課長からのお答えで、大変、前向きに検討していただくというふうに理解をいたします。年次計画を立てる中で、先ほど計画の話もございました。ぜひ、基本的には財源だと思います。あるいは補助金もあろうかと思いますが、これらを大いに活用する中で、地域の要望にこたえていただきたいと、切に要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

以上で、望月重久君の一般質問が終わりましたので、望月重久君の一般質問を終結いたします。

次の通告4番は、近藤康次君です。

近藤康次君、登壇をしてください。

近藤康次君。

○24番議員（近藤康次君）

私は久方ぶりに、こういう席に立ちました。役場の職員時代から、旧身延町の議員の時代、約40年くらいはかかっているわけですけども、そのあたりで、一番、私感じたのは、この今日の、皆さん方の服装ですね。町長以下、軽い、涼しい姿。これが本当の人間の欲望だと思っているわけですし、私は、こういう姿を役場の40年のうちの20年間あとは、常にこういう

姿勢でやってきたものですから、私の思うことが、30年経って、いよいよ世の中で認められたなど。精神衛生上は実によろしいというような気持ちでございます。お互いに暑いのは怖いわけですから、そういう点からいきますと、人の心の変わり方というのは大変なものでして、望月吾録町長の時代には、今度議会が始まるからネクタイ締めてくれ、頼むよというようなこともありましたけれども、そういうことから開放されますと、職員もやっぱり、リラックスしまして、仕事に専念できると、こんなふうに思っております。

そういうようなことで、私は今回は飯富病院のほうの、病院議会のほうへ出させてもらいましたけれども、そこで感じたことを、町長に1つ、お願いしておきたいわけですが、この間の雑誌ですね、ホスピタルですね。その中で、町長がおっしゃっていることは、病院はサービス業ですよ。地域住民の声、患者さんの声が具体的に伝えられていくキャッチボール式が必要だと思ふよというようなことでしたね。副組合長の早川町長さんも、近くに病院があるということは心強いことだということで喜んでおります。

そういうようなことで、私たちは病院というものはなくてはならないもの、あったときには使うときには大変なときですけども、そういう日ごろの訓練も必要ですし、早くみてもらって、早く直そうという、こういうようなことです。

そこで、私はこの雑誌を見まして、その中のお言葉を聞いて、この質問はしなくてもいいなと思ったわけですが、せっかくの機会ですので、病院経営に関する考え方を、端的に一つ、町長からお伺いをして、席を下がりたいと思うわけですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

組合立の飯富病院でございますけど、早川町と身延町が参画をしておるわけでございますけど、近藤議員は組合議会で議員として、ご活躍をいただいておりますので、今までの経緯の中で、病院のいろいろな面についてはご承知のことと存じますので、何かやりにくい面もあるわけでございますけど・・・議長、何か・・・僕が答弁をしているときに、2人で私語をしていたでは、どうにもならない。きちっとやってください。

そんなことで、飯富病院の50周年記念で発刊をされた、こういう冊子がございます。この中で、長田院長がこんなふうに、これは抜粋をさせていただきますけど、半世紀を経た今、このような歴史を尊び、貴重な伝統を維持、発展させていくことが、51年目以降の飯富病院の基本的理念となるということは、言うまでもありませんが、問題は宿命とも言える人口減少、過疎にいかにか立ち向かうかであります。

今回の合併により、飯富病院が人口1万8千人の新身延町に存在するようになったとしても、住民の最も身近にある親身になった地域包括医療を目指そうにも、20年後には人口が半減するといわれている超過疎への対策抜きに何も語ることはできません。

まず、峡南中部に位置する現在の飯富病院の医療圏を峡南全域、さらに鰍沢北にまで拡大することが大前提となります。そのためには病院や老健の住環境の整備、医療機器の充実が必要となりましょう。もちろん、医療の質の向上は必須です。医療従事者としての研鑽やサービスの提供者としての自覚も厳しく求められるでしょう。ガンや骨折や認知症に代表される高齢者に発生する疾病の予防のため、院外での活動も必要でしょう。介護力の低下した、高齢者世帯が増加するため、特別養護老人ホーム、介護付き住宅の併設、在宅サービスの、さらなる充実

が必要でしょう。まだまだ、多くのことを実行しなければなりません、要は保健医療、福祉の拡充と、有機的結合をさらに強めることが必要であります。

飯富病院の開設51年目、その第一歩を踏み出す、出発のときだということでもあります。過疎の中に病院が取り込まれるのではなく、地域の多くの他の職種との協調により、飯富病院が過疎に打ち勝つ力を持つことが、必要不可欠で、そのようになったとき、はじめて飯富病院の50年の、よき伝統を引き継ぐことも可能になると思われるのであります。

私も、まさにそのとおりでございますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（伊藤春三君）

近藤康次君。

○24番議員（近藤康次君）

お言葉のとおりでして、私もこの冊子を見まして、もう言葉はいらないなと思いました。ただ、私も、どっちかという、嫌われるほうですけども、ただ、この間からの2、3の町長の様子を拝見していて、これはいかんな、気の毒だなと、こういう思いはヒシヒシと胸にきておりますので、そこらあたりをうかがっていて、それとなく、やっぱり、外野のほうから、こうだよ、ああだよというようなことで、職員をはじめ院長先生方にも、たまには雑談のような形でなくて、柔らかく、精神衛生の効果を上げてみたいと、こんなふうには思っております。

大切なときでございますので、私も邪魔はしないように、一生懸命、その面ではお手伝いしたいと思っておりますので、気を弱くなさらずに、強く持って、お務めいただきたいと、こう思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

以上で、近藤康次君の一般質問が終わりましたので、近藤康次君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時17分

○議長（伊藤春三君）

再開いたします。

次は通告の5番は、望月寛君です。

望月寛君、登壇をしてください。

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

昨年の9月、歴史的な3町合併に伴い、人口も1万7,009人を数えるに至りました。いまや、どこの市町村においても、高齢化が進み、高齢化対策、特に介護の問題は切実な課題として取りざたされております。

介護保険制度が始まって、すでに5年が経過しておりますが、世間では施設へ入所したいが、希望者が多くて、なかなか入所できることができない、何年も待たなければ入所できないという声を、しばしば耳にすることがあります。

私も、まだ勉強不足で一体、どういう人が入れて、どういう人が入れないのか、その基準はよく分かりません。誰が見ても、入所させてやりたいと思っても、入所できない現状を理解するためにも次のことをお尋ねし、町当局の考え方を伺いたしたいと思います。

まず現在、今、40歳以上が介護保険を払っておりますが、身延町で、40歳以上の介護保険を払っている人は何人いるのか。それから、教えてください。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

お答えいたします。

介護保険制度では、被保険者を市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者ということで、一応、第1号被保険者と呼んでいます。それから、市町村の区域内に住所を有する40歳以上、60歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者と言っております。それで平成17年4月1日現在の身延町の65歳以上の第1号被保険者は、6,070人です。第2号被保険者は5,453人の計1万1,529人です。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

今の40歳以上の人を、もう1回言ってください。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

5,453人です。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

山梨県でも、ちょいちょい新聞あたりで、高齢化の進み具合が掲載されておりますが、今、身延町の場合はどうか、伺いたしたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

県下の高齢化率の公表は、毎年7月末ごろになっておりますので、県全体の数字は17年は、分かっておりません。16年につきましては、県の65歳以上の高齢化というのは、20.9%でした。それで身延町は、旧3町足しまして、その時点におきましては、65歳以上の高齢化率が34.9%でした。これは県下で芦川村、早川町、丹波山村について、4位となっております。

なお、平成17年4月1日現在の身延町の人口に対する高齢化率ですけど、35.4%に伸びております。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

それでは、伺います。

受給者中、要介護1から5までの認定を受けている人は何人いますか。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

平成17年4月1日現在の数ですが、818人になります。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

そこで伺いたいんですが、新聞で去年ですが、12月14日の新聞に特別養護老人ホームの優先入所制度がありますよね。それはご存じですか。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

承知しております。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

そうしますと、施設へ行って聞いてみますと、軽い人が入っていて、寝たきりのような人が家で困っている。それも承知していますか。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

そういった部分は、具体的には承知しておりませんが、介護保険制度が平成12年度から始まっております。それ以前に、すでに特別養護老人ホームに入所していた人が特例的なものがありまして、そのまま入所しております。そういった方の中に、今議員さんがおっしゃったような方がいる可能性はあります。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

それならいいけども、1回調べてみなさいよ。最近入った人が、軽い人が入っているんですよ。家で困っている人が、若い人が仕事を辞めてみている・・・。

若い人が入って、寝たきりの人が家で困っている、困っているということは、若い人が仕事を辞めてみているんですよ。若い人が入った、その人はもう簡単ですよ。入れてしまったから、もうあとは用はないよということで。僕も、少しだけ、ボランティアさせてもらっていますよ。何か行事でいきます。家族が来ていない。入れれば、入れっぱなし。本当に残念。

だから、どうせ助けてやるんだったら、寝たきりの、若い人が仕事を辞めてみている、そう

いう人を助けてもらいたいということ、それは町民の声ですよ。

ぜひ、それは早く、それは、この介護保険が始まる前に入った人は仕方ないけども、その後の人たちは、早く調査してくださいよ。それで、次に入れるときには、ちゃんと、これは把握して、町民からいろいろ言われぬような施策をしてくださいよ。なんでも順番だよ、では入れたよ、では入りなよということではなくて。

そして、さっきも言いましたとおり、入所の、ちゃんと基準があるんだから、これを活用して、ちゃんとやってくださいよ。そうしたら、町民も何も言わないでしょう。ぜひお願いしますよ、これは。また、僕はあとで追及しますよ。やったか、やらないか。今日、ここでおしまいではないからね。どうですか。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

介護保険制度そのものにつきましては、ちょっと議員さんのほうと、私もちょっと勘違いの部分もありますけど、基本的に介護保険制度は国で決めた制度であります。介護保険制度が出る前には町が特別養護老人ホームの措置という格好で、入所を決めていましたが、介護保険制度が始まりました平成12年度からは、町は被保険者ということで、国保の被保険者と同じような感じの制度で保険料を集めて、各サービス提供施設等にお金を支払いしています。

今ご質問の特別養護老人ホームの施設に限りますけど、施設へ入所できる方は、国の制度ですから全国统一です。この介護保険というのは、要支援と要介護という、2つに認定されます。要介護の中に要介護1から5までありますけども、そういった格好で認定されます。

それで要介護になった方、要介護1から要介護5の方は、どなたでもご希望により、施設へ入所できます。その施設へ入所する方法は、認定されれば、その家族なり、その認定された人が、いわゆる介護支援専門員、ケアマネージャーという人を自分で選びまして、その人と相談しながら、どこの施設へ入るんだとか決めます。それは身延町だけの施設ではありません。どこでも選べます。町がどの施設へ入ってくれとか、町が入る順番を決める制度ではありません。これはあくまで本人と、いわゆるケアマネージャーがそういう施設を決めるわけで、またその施設におきましては重いとかが、軽いとかがということは抜きに、介護が1から5まで認定されれば、基本的には申し込み順という格好になります。それで、申込者が非常に施設のベッド数と比べて多いから、今待機者が非常に多いわけです。

それで、先ほど質問にありました優先入所という制度は、これは各県で決める制度ですが、山梨県においても決めておりまして、これは町が主導的に優先入所するという制度ではありません。施設が自分たちの施設に優先的に入れる制度ということで、県の指導を得て決める制度であります。

その中には当然、介護者がいなくて、一人暮らしで、いわゆる重度の介護の方が優先される制度でありまして、点数によりまして、点数が85点以上になりますと、優先入所の資格ということになります。これもあくまで町が決めることではありません。施設が決めることあります。

そういう格好で、以前の、いわゆる町が措置した制度から、大きく平成12年度から変わっております。町は被保険者ということになっておりまして、あくまで、本人が施設と契約して入るものであります。

以上であります。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

はい、分かりました。

それでは、次の問題に入ります。

入所すると、1人当たり、どのくらい町から支払われているのか。金額をお願いします。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

これは平成17年3月分の実績になりますが、各施設あたりの平均支払額であります。

特別養護老人ホームが29万1,387円、老健施設が27万3,982円、指定介護医療施設が39万824円です。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

それでは、次を伺います。

付きっきりで在宅介護を強いられている人は何人いるか、分かりますか。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

付きっきりで在宅介護を強いられている人の把握は、非常に難しいので、介護見舞金支給条例というのが、町で決めてあります。それに基づきまして、平成16年度に介護見舞金を支給しました、寝たきり老人および認知症老人の数で答えさせていただきますが、そうしますと51名であります。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

僕の一番、問題として考えていることですが、在宅介護者には町でお金を送っていると聞いているが、どの程度の金額か。また、どんな名目になっているのか。旧中富、下部地区はどんな形になっているのか、教えてください。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

先ほどお答えしました51人の、そういった格好になりますけど、介護保険制度で要介護4、5の寝たきり老人および認知症老人と、これは介護保険を申請しなくても、それに準ずると申しますか、民生委員さん等が見まして、準ずる方も含まれます。そういった方と同居して、6カ月以上、常時介護している介護者が対象になります。

ただし、6カ月ありますけど、1年間にわたり、介護サービス、いわゆる介護保険のサービスを利用したり、入院している期間が3カ月以上あった場合は、該当しないようにしております。金額は年額5万円です。

このほか、旧身延町においては、1級、2級の障害者、特別児童扶養手当受給者の在宅介護者も対象にありました。合併前は中富町も旧下部町も、そういう方は対象にしておりませんでした。いわゆる老人の方だけでした。

昨年の合併時点で統一し、旧身延町に合わせ、平成16年度から旧中富、下部地区においても、基準日を10月1日としましたので、すべて平成17年度に統一し、高齢者のほかに旧中富、下部地区におきましても障害者障害児の介護者にも対象を拡大し、支給しております。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

今の説明で、身延は5万円だから、ほかのところも、みんな5万円にしたということはあるがたく思っておりますが、この金額を増やすということを考えられませんか。それを言いたいのは、昨日も皆さんのほうから、予算が提示されましたけども、そういう老人の、早く言えば、温泉とか、昼間だけ行って、遊んでくるとか、そういうところの費用というのは、赤字になれば補正を組んでくれる、いつも議会でも補正が出てくる、そういうところの補正が、だから、こういうのは、結局くれなければ、向こうも請求するわけにはいかない。こっちでもって、もう少し、さっき課長の話だと29万円の27万円の39万円という、施設へ払っているんだから、それに該当しなくてもいいけども、少しは近づくような方法を考えたことはありますか。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

合併の協議の中には、自分は合併後、この課にきましたので、詳しいことは知らないわけですが、以前の情報で、県でもこういう制度がありました。山梨県におきましては、年額3万円という制度がありました。当時、旧下部町、旧中富町も3万円という制度でした。特に議員さんが住んでおります旧身延町におきましては、県下、その他の市町村に比べまして、非常に高く、5万円でした。そういった在宅介護をしている人は非常に大変ですから、介護保険制度もあまり使わなくて大変ということで、5万円という、県下の他の市町村に比べては大きな金額でした。

そういう中で、合併協議の中では、そういう方は大変だろうということで、すべて合併後は5万円にしようということになったと思います。それで、なおかつ、県にはない、障害者の制度も取り入れて、全町的に5万円という制度になったと思います。

そんな中で、最近の情報ですが、県においては、在宅でみている方が非常に多い中、県の制度が厳しくなりまして、平成17年度から、県では、介護サービスを1週間、使った方は、もう対象にしないということで、ほとんど介護サービスを使わない方しか支給しない制度になりました。こういう方になりますと、身延町でも1人が0ぐらいになります。そんなことで、県の制度は財政事情から、非常に厳しくなっております。

そんな中でも、身延町は5万円ということで、県下の他の市町村に比べては、高いわけですから、

が、それを上げたらという事情もありますけど、これは財政当局との話し合いになりますか、現在の財政事情から言うと、県下で一番いい制度、なおかつ上げていくということは、非常に難しいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

結局、寝たきりの人が施設へ入所できない、家でもって困っている。そして、この人がいくところがないような、家でも冷たくされる。それについて、グループホーム、そういうことの新設とか考えていますか。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

そういった各施設の設置を、町営ということになりますかどうか分かりませんが、町営ということは非常に難しい考えであります。それで民間の方がそういう施設を造っていただければ、一番結構なわけですが、今、情報によりますと、そういった施設を、南部町のほうで、民間の方が造るという情報がありますが、そういった場合、南部町だけでは入所者がいっぱいにならないから、身延町でもどうですかという、お客さんですから、来るわけです。そんな格好で営業に来ている方もおります。

また、平成17年度に新たな介護保険事業計画をつくるわけですが、グループホームではありませんけど、その中に1、2、民間の事業者の方が身延町内で、そういった施設を造りたいという声は聞いております。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

それでは、介護保険については以上です。

今度は障害者について、伺います。

障害者の種類には身体、知的、精神とありますが、町内において、それぞれの手帳を取得している人数を教えてください。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（広島法明君）

望月議員の質問にお答えします。

言われましたように、障害者の種類には身体、知的、精神の主に3つに分かれておりますが、身体障害者の手帳につきましては、身体障害者手帳といひまして、その手帳交付者は平成16年4月1日現在で、身延町全域で1,084人です。そして知的障害者の手帳は、療育手帳といひまして、その手帳交付者は、同じく昨年4月1日現在で134人。そして精神障害者につきましては、手帳自体は精神障害者保健福祉手帳。交付者は88名ですけど、そのほかに精神科への通院医療公費負担承認者ということで、精神障害者ということ、ある程度、公にという

か、それをもとでの公費負担を受けているという方が140人です。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

それでは、等級別および年齢別を障害者、障害の種類ごとに教えてもらいたい。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（広島法明君）

先ほど言いましたように、身体障害者につきましては、身体障害者手帳交付者が1,084人ですけど、その身体障害者の種類別は、また視覚障害、聴覚障害、並行障害と10種類ぐらいありますので、ひとまとめで身体障害者ということで説明させていただきます。

身体障害者手帳は、ご存じのように1級から6級までありまして、1級が348人、2級184人、3級186人、4級187人、5級93人、6級86人です。年齢別に言いますと、17歳以下が10人、18歳から64歳が267人、65歳以上が807人で、全体の約75%。4人のうち3人が高齢者ということになります。

それから知的障害者に交付しています療育手帳におきましては、Aの1からAの3までと、Bの1、2に分かれていまして、Aが75人、Bが59人です。年齢別は17歳以下が10人、18歳から64歳が109人、65歳以上が15人です。

精神障害者、保健福祉手帳につきましては、1級から3級までありまして、1級が28人、2級が53人、3級は7人です。20歳以下は0人で、20歳から64歳までが74人、65歳以上が16人です。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

それでは、次にいきます。

障害者中、仕事ができないような方には、何かを施された手当が出ているのかどうか、お伺いします。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（広島法明君）

仕事ができない方の区分が非常に難しいですが、身体障害者の手帳が1級でも、例えば視覚障害者、全盲の方でも鍼灸、マッサージ師とか、心臓障害の1級で、ペースメーカーを入れている方でも会社員の方もいますし、これは国でも県でも町でも、そんな仕事ができる、できないで、区分けは一切しておりません。あくまでも障害の程度によって、区分がされています。

障害者に手当をされている、一番多くのは障害基礎年金だと思います。これは手帳の身体障害者手帳、療育手帳等の手帳の等級には関係がなくて、年金保険用、専門の診断書に基づきまして、1級か2級に認定をされます。身延町では1級受給者が181人、2級受給者が120人で、合計301人が障害基礎年金を受給しております。このほか、障害発生時の年金

が厚生年金加入時の発生だと、障害厚生年金を上乗せのような形で、受給している方もいますが、これは社会保険事務所が直接の窓口で、町はとおしませんので、人数把握はできておりません。

それと著しく重度で、永続する障害があり、常時特別の介護を要する障害者に、特別障害者手当として、支給をされていまして、身延町でも19人が受給しております。

あとは障害児者関係の手当としまして、特別児童扶養が12名、障害児福祉手当が5人、福祉手当として2人が受給しております。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

ありがとうございました。

これは通告にはなかったんですが、実は6月4日の日に、僕は一応ヘルパーというものをもらっているんですが、その交流会が敷島町の文化会館でありまして、それへ一応、参加させてもらいました。それで、そのときにパンフレットがいろいろあったんですが、このパンフレットが入ってまして、これはどこかということをやったら、増穂ということで、それで、その日は遅かったものだから、後日、家へ来て、どういう人がどうしているのかなと思って電話をしたら、来て見てくれということで、それで一応、見せていただきました。

そしたら、身延からも、ここへ行っているんですね。身延からも、ここへ行って、厄介になっているんですよ。そして、行ったら、弁当を作っている、そしてパンを作っている。では、その弁当はどうだといったら、あるところの役場は、そこからとっている。それだけだったら、商売にならないでないですかと言ったら、うちは幸いにして、工業団地のそばのもので、工業団地でとってくれていますということで、それでつくっているところも、全部見せてくれました。白衣を着て、白い帽子をかぶって、入りますということで、そしたら、本当に、まず体が不自由でありながら、あれを見学させてもらって、自分も黙って、このまま帰るわけにはいかないと思って、実は弁当を自分で10個買って、そしてパンも買って、家の近所へ配って歩いて、これを食べてみてくれということで、どうしたのと言うから、いいから、うまいかまずいかを食べてみて、その返事を、嘘を言わなくてももらいたいということで、10人の人に食べてもらいました。そうしたら、やるのに金額を言っではまずいと思ったから、あとで金額を言おうと思ったら、うまかったよと。米もうまくて、おかずもよく考えてあるねということで、いくらしたというから、そのとき、これは400円でございまして言ったら、400円で、これでもって金になるのかという話。

そのときに、僕がここで聞いた話に、それでは、この人たちは月にどのくらいになるんですかと聞きましたら、月に6千円だって。月曜日から金曜日まで、ずっと働いて、月に6千円。だから、僕も先、言ったのは、これをやっているのを知っていますかと言ったのは、身延から行って厄介になっている。なぜ、何か、少しでもとってやることを考えないかということ。遠くても配達しますということだった。だけど、遠いから、今日言って今日では困るけども、とってくれることが分かれば、スケジュールを組みますよという話でした。パンなんかも、本当にうまい。とても、パン屋のパンなんか食べられないです。本当に。私はパンが好きだから、もうパンの味だけは分かっています。酒は駄目だけでも。

本当に、やっぱり行政として、この人たちが一生懸命働いているんですよ。杖を突きながら、片手で。パンを1つでも買って、その人たちを励ましてやる。そのくらいの気持ちを持ってくださいよ。

銭だけ請求されたから、銭だけやればいいということではなくて、その人たちは何をしているのか。遊んでいる人に金をやってくれとは言わないですよ。一生懸命働いているんですよ。どうですか、町長。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

先ほどからの望月議員、大変ご熱心にご質問をいただいて、本当に敬意を表するわけでございますけど、実際問題として、介護保険、そして身体障害者の支援費制度とか、制度が変わってきておりますし、また民間の業者も参入をしておりますので、前の、要するに措置制度のころとは、ずいぶん変わってきておることだけは確かなので、行政での一つの関わり合いというのは、限界があるわけでございますので、いろいろな面で、民間の皆さん方がご努力をしていただいて、特養なんかもそうですけど、ケアマネージャーが決めていただいて、そして入っていただくということですけど、施設自体が今、充足するような状況ではございませんから、やはり待機をされている方が多いというのは、これは現実でありますけど、ただ施設を増やすこと自体には、それは国もそうでしょうけど、町で1つ、造ればいいというようなことにもなり兼ねない面もあるわけですけど、これは大変、至難の業でございますし、いろいろな経営観の中で、行政のほうもそれなりに対応はさせていただいておりますので、高齢化等も進んでおりますし、介護保険へのいろいろな要支援から5級までの対応については、民間の人たちが参入して、業者としてお願いをしていただいているのが、だんだん増えてまいりますけど、私は持論としては、町が直接、あるいは社会福祉協議会で、介護保険事業をやることについては、もともと反対であります。これはやっぱり、民間の皆さん方に事業をしていただく。

ですから、望月議員がおっしゃるように、なんか行政側もやっていないというようなとり方をされる、おそれがある。ですから、これは社会福祉協議会は、ほかの仕事できちっとやっていただいて、介護保険については、民間の皆さんの力を導入してやっていただく。これが本筋であろうかと思いますが、今なんか、要するに措置制度と、この介護保険のサービス事業とか、こんがらがったような格好でやられている、だから増穂のあれは、やはり民間でやっておられると思うんですよ。身延町でも、かじか寮では、やはりパンを作って販売して、うちの役場にもおいでをいただいて、とらせていただいた経緯もありますけど、やはり、それはそれなりに行政といたしましても、そのことについては金で、一応いろいろな面でフォローができれば一番いいわけでございますけど、そのことにつきましては、きちっと対応させていただくように、今後とも頑張らせていただきたいと思いますと思っておりますのでございますけど、ぜひとも、要するに制度の一つの、区分けをきちっとお願いをいたしたいと思っております。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

この新聞でも、去年の12月14日に特養の待機者が4千人いるという、山梨県の新聞です

よね。だから身延町で、もし造ったとして、50人入っても、どこへ加えることもできない。僕から言わせれば、本当は家族がみるのは、これは当たり前だと思うんですよ。家族が見るのが、だけど、みんなうまいものは食べにくるけど、まずいものは食わないよと。だから、こういうことになると思うんです。だから、いくつ造っても足りない。次から次へと、ところてんではないけども、押し込むから。

ただ、一般の町民は寝たきりの人が家において、元気の人が入ってしまうと、行政がうまくやったから、あの人が入っているのではないかということが、おそらく、みんなの耳に入ると思いますが、だから、そういうことを言われぬように、ちゃんとした態度でもって臨んでもらいたいと思います。ぜひ、お願いします。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

以上で、望月寛君の一般質問が終わりましたので、望月寛君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は午後1時に再開をいたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（伊藤春三君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして、通告の6番は渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇をしてください。

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

私は3点について、質問いたします。

まず質問に入る前に、1番目の質問の見出しの訂正をお願いいたします。

1番目、産業廃棄物最終処分場建設計画についてとありますけれども、この最初に「一般」を入れてください。一般産業廃棄物最終処分場建設計画についてということで、質問をいたします。

私は町民の命と健康を守る立場から、質問します。

下部緑と清流を守る会では、学者や弁護士を中心にした最終処分場に関する専門委員会を立ち上げました。そして5月27日の夜、この専門委員会を中心に、環境問題についてのシンポジウムを開催しました。この会場の下部町民体育館には、約1,100名の住民が集まり、熱気に包まれた集会になりました。戦う住民と共に、ゴミ問題の解決を目指す弁護士連絡会、略してゴミ弁連の会長である梶山正三弁護士が基調講演をしました。梶山先生は理学博士であり、元東京都公害研究所の研究員でした。

この講演の中で先生は、今回の処分場建設計画が主に有害性の高いゴミを処分すること。この計画では、大気中や水系に有害物質が大量に排出されることが避けられないこと。雨量計算や滲出水の処理に、いくつも問題があることなど指摘され、特に、あの急傾斜地にコンクリートの堰堤を造り、さらに50メートルもゴミを積み上げる処分場は全国的にも、ほとんど例が

ないと述べられました。

また、このあと長野大学講師の関口鉄男先生の司会で、5人のパネラーがそれぞれに意見を出し合いました。関口先生は本計画について、何回か現地に入り、計画書を精査した上で、安全性が確保できない計画と断じています。

信州大学理学部教授で、理学博士の小坂共栄先生は延べ10日間にわたって実施した、花柄沢周辺の現地調査をもとに、建設予定地の地質図を作り、5本の断層が走る複雑な地質構造であり、最終処分場を建設するには不適地であると結論付けています。

集会の最後には参加者全員によって、最終処分場建設絶対反対決議と山梨県の指導要領にも適合していない業者からの事前協議書の受理、撤回を県に求めていくという、今後の運動方針が採択されました。この夜、会場に集まったのが1,100人。都合で来られなかった人など、この処分場問題に、強い関心を持っている人の数は、この3倍にも4倍にもなるはずです。この人たちの一番の関心事は、町が委託した日本環境財団センターの回答書の中身です。多くの町民が、この報告書の内容を知りたいと思っています。町の予算を使い、委託した、調査結果を知ることは、町民の当然の権利です。事実、多くの市町村で意見書、報告書は情報公開の対象となっています。明野村では専門委員会の審査が、すべて公開されました。この調査結果を、直ちに公開していただきたいと思いますが、お答えください。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

ただいまの質問の件につきましては、これは予算を計上した際、やはり石部典生議員さんからも、そんな質問がございました。これについては、いつ公開するのかというふうな話もございました。

これまで、いくたびか、この点については、ふれてきていますけど、従前とは変わりません。すでに、山梨県からの意見照会に対して、回答文書へ反映させていただいたところでもありますし、現段階においては身延町情報公開条例第5条第5号、それから山梨県情報公開条例第8条第5号で、非開示情報規定に相当すること。つまり、現在の身延町、それから山梨県、株式会社山の都間における審議検討、または協議の段階にあることから、現在は内容についての開示はできないというふうなことで、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

では、いつの段階になると、その開示をしていただけるのか、お答え願いたいと思っております。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

山梨県と、今の調整をしてございますけど、今の段階では事前協議の終了時点というふうなことで、確認をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

ということは、本請求の前ということになるということで、理解をしていいということですね。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

そのとおりです。

○議長（伊藤春三君）

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

分かりました。

多くの町民の要求ですが、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

公開につきましては、ただいま企画課長から答弁をいたしましたとおりであります。

先ほど、渡辺議員から、この集会についてのご報告がございました。ここに、チラシに入りましたものをいただいておりますが、梶山弁護士は、この処分場計画の事前協議書の内容を分析した結果からということで、8項目にわたってご指摘がございました。ですから、これらは一応、科学的な根拠とかいろいろ、建造物のこととか、それぞれの専門的な分野でもって、ご検討をされて、こういうようなことが出てきていると思うんです。

ですから、うちの事前協議書の、県からの事前協議書に対する意見を述べさせていただくのは、そんなに変わりはないかなと思いますが、あえて、公開ということになれば、先ほどの企画課長の答弁のとおりでありますけど、内容をつぶさに、皆さん方、きちっとチェックされているのではないですか。ですから、これ以上、なんのために、この公開をせよということか、そこらは分かりかねるわけですけど、もうこういうことをご承知でありますので、そこらは、このことを詰めていただければというような感じがいたしますけど。

○議長（伊藤春三君）

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

分かりました。

2点目の質問に移りたいと思います。

2点目、合併後の住民生活についてということで、合併後に特に住民サービスで変わった事項ということで、質問をいたします。

小泉内閣の今年度の予算は、定率減税の段階的廃止など、不況の中での大増税という、国民にとって、大変厳しいものです。また、介護保険制度や身障者への制度も自立とは逆行する、弱い者に大変冷たい制度に変えられようとしています。

こうした国の政治が押し付けられようとしている今こそ、地方自治体がその本来の役割であ

る、住民の安全や暮らし、福祉の増進を図るという役割を發揮しなければならないと思います。合併前にサービスは高く、負担は低くと説明をされましたが、各種事業、住民サービスにおいてよくなったことも確かにありますが、後退もいくつかありました。一人親家庭医療費助成、集落敬老事業補助金、敬老祝金支給など後退がありました。

住民サービスの面で、住民から多くの意見が寄せられている点について、質問をします。

旧中富に住む高齢者で、一人暮らしの方は合併前から週3回の配食サービスを受けていましたが、合併してすぐに1食330円が400円になり、自分で作ることが困難なので、仕方がなく思っていたが、年金が減らされる中で、1食を減らさざるを得ないという話をされていました。

ほかにも、何人かにもお聞きしましたが、どこに行ってもいいかわからないし、行っても変わらないから、我慢をし、ほかを切り詰めるしかないし、駄目なら家で採れるものを食べているしかないと話す方もおられました。

温かく、栄養のバランスがとれた、おいしい食事を、お元気ですかという安否確認を兼ね、届けることは、将来における医療費や介護費用に影響を与えますと思いますが、対象者が利用しやすくするためにも、1食400円でなくて安くするなど、充実をさせる施策は考えていますか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（広島法明君）

住民サービス、特に福祉サービスにつきましては、旧3町、それぞれの在宅福祉サービスを行っていました。すり合わせの段階でも、先ほどからサービスは高く、負担は低くということですけど、現実的なものを考えると、そうとばかり言うてはられないというのが現状で、そうした福祉サービスにつきましても、適正サービス、本当にどれが適正サービスかというのは、どのラインが適正サービスかというのは難しいとは思いますが、なんでもかんでもしてやるのは、過剰サービスにもなり兼ねない。

そこで、どのぐらいが適正サービスかというのは、それぞれの見方、考え方で違うかもしれませんが、今回の在宅福祉サービスにつきましても、合併時に統一できるもの、しばらくは様子を見て、統一化を図るものということで、先ほど渡辺議員から話がありました、配食サービスにつきましては、それぞれ旧3町、それぞれの形態で配食サービスを実施しておりました。内容的には、統一化を図るには、まだ時間はかかるかと思いますが、その利用料金につきましては、受益者負担ということを考えて、それぞれ旧身延町、旧下部町も400円ということで、従前から負担していただきました。それに、今回は料金のみですけど、合わせさせていただきます、これから、そのサービス内容を下部、中富は昼食だけとか、身延は夕食だけとか、また配食する人たちのメンバー的にも違いますけど、もともと配食のあれというのは、社会的入院を防ぐとか、一番の目的ですので、そういったことをあれすると、本当に受益者負担ということで、400円はお願いしてもいいのかなということで、統一をさせていただきました。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

さっき、課長おっしゃったように、なんでもかんでも低いほうに合わせればいいという、そういうような答弁があったんですけど、どこに少ない財源を充てるか。そういう高齢者や、1人ではそういう食事が作れない方に、負担のないお金で利用していただく、それがひいては医療費とか介護保険の制度にかかってくるということで、そういう意味ではどこにどういうふうにサービスを充実させるか、また負担を少なくさせるかということが、その町の姿勢だと、私は考えています。そういう意味では、やっぱり、住民生活が厳しい中で、せめて高齢者世帯とか、自分で作れない方に対する、そういう方は国民年金であったりして、なかなか負担でききれない部分がありますので、そういう方たちに受益者負担という考え方ではなくて、福祉の面で、もうちょっと充実を図っていただきたいということで、質問をさせていただいたんですけども、あくまでも受益者負担という精神でいくということで理解をしましたが、その理解でよろしいでしょうか。町長、お願いします。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

そういうように限定されますと苦しいわけで、ご指摘のような形で、大変高齢者の方、お一人で暮らされている方、脆弱な方とか、いろいろケースはあるわけですが、集落には民生委員の方がおいででございます。ですから、この方がいろいろと正直なところ申し上げて、行政のある程度のサポートをしていただいておりますので、とりあえず、そんな皆さん方に、高齢者の皆さんの実態をお聞きする中で、これは画一的にサービスを一応、少なくとも、低くするとか、そういうようなことは毛頭考えておりませんで、やっぱりケース・バイ・ケースで、とりあえず、きちっとした格好でやらせていただくのは、基本的には考えておるところでございます。

合併の、要するにははじめのころは、合併はサービスを厚く、負担は軽くというふうな形で合併を進めてまいった経緯がございます。これは国も合併の、要するに最初の段階では、そんなふうな方向で、尻を叩いてきたわけですが、実際、調整会議とか、いろいろなものを段階的にやってまいりますと、やはり、うまくはいかないというのが現実でありますね。ですから、渡辺議員のおっしゃることはよく分かりますので、このことにつきましては、とりあえず、町の基本的な姿勢とすれば、広島課長補佐が答弁をいたしましたことが、一つの基本線であろうかと思っておりますが、ここらは福祉のことでございますので、地域の民生委員の皆さん方とか、福祉ボランティアの皆さんとか、大勢おいででございますので、その皆さん方とそれぞれのケースで、ご相談をしながら対応をしてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤春三君）

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

大変前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

やっぱり住民の実態、生活実態がどこにあるのかということ、やっぱり町なり担当者なりは、きちっと把握をすべきだと思います。その上で、そういういろんな、ではどこを削って、どこに厚くするのかというところが、自然と出てくると思いますので、ぜひ、住民の声を聞く努力をしていただきたいと要望して、次、2つ目の住民健診についての質問をしたいと思いま

す。

住民サービスの後退ということで、もう1つ。住民健診についても、意見がたくさんありました。70歳以上の方が無料になったということで、多くの方が喜んでいますが、しかし、旧中富の方からは、今まで無料だった住民健診が有料になり、負担が増えて大変だという声が聞かれました。健診場所についても、送迎はあるにしても、身近でできなくなり、健康に関心はあるけれども、受けたいが、受ける人が減るのではないかという声も多く聞いています。普段、通院している病院で受けられると便利だとも聞いています。人間ドックについても、旧下部では今まで300人の方が人間ドックを受けていましたが、今年は全町で300人で、5年に一度しか受けられないことになっています。この人間ドックについても、飯富病院や町内の病院との連携を図り、身近で受診できることが必要だと考えます。

住民の健康を守る立場から早期発見、早期治療のためにも、受診者の立場に立った改善が求められていると思いますが、これについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（広島法明君）

渡辺文子議員の質問に、お答えします。

ご存じのように、合併前の旧3町の住民健診の受診料としての個人負担金は、中富町におきましては、全項目、全員無料でした。そして下部町は項目によりまして違いますが、全員一律で約1割から2割の個人負担金、そして旧身延町におきましては、項目によりまして、70歳以上は約1割、そして69歳以下の方につきましては、約3割の受益者負担ということで、個人負担金をいただいております。

参考にですが、総合健診の1人あたりの健診費用は、受診する項目にもよりますが、約2万円を支払っております。

基本的な考えとしましては、受益者負担としまして、受診する人としらない人と差をつけることが妥当ではないかということが1点と、自己負担をしていただくことにより、自分の健康は自分で守るという意識付けをもってもらうということを目的に、69歳以下につきましては、約1割の自己負担額をいただくようになりました。

参考にですが、旧身延町におきましては、10年ほど前に個人負担金を2割から3割に増額した経緯がありますが、受診率はほとんど変化がなかったと聞いております。

それと、もう1つ。人間ドックの関係ですが、今まで旧中富町におきましては人間ドック、町で行う人間ドックは実施しておりませんでした。今回は、一律に同じ健診内容で有料化ということではなくて、中富地区におきましては、健診内容、多少なり充実ということで、健診内容の見直しもさせていただきました。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

いろんな考え方があるんだなと思うんですけども、先ほどの話と同じように、健診を早めに受けるということが、将来的に医療費の抑制を抑えるとか、そういうこともありますから、もちろん、自分の健康は自分で守るという、そういう健診だけではなくて、日ごろのそういう

ような啓蒙活動も、もちろんされているとは思いますが、その中で、受診者の立場に立って、どういう施策を考えるのかということ、私はぜひ考えていただきたい。そういう、自分の健康は自分で守るという考え方であるから、前、身延町でそういうふうになっても、やっぱり、行って健診を受けようという気持ちがあるんだと思うんですね。行きたくても行けないという方も、中にはいるんじゃないかと。その人たちをどうするのかということも考えながら、施策に入れていただきたいということで、今回はお願いをしています。

それから、先ほど言ったような、もちろん健診項目が多くなって、今までにない健診も増えたという部分は評価はしていますけれども、もっと受診者の立場に立って、どうしたらもっと、受けられるようになるか。それはやっぱり早期発見、早期治療ということで、将来的にも関わることですから、そういう意味では地元の病院で受けられるとか、もうちょっと受けやすいような改善が、私は必要だと思っているんですけども、重ねて、こういう近くの、町内の病院ですね、そういうところとの連携というか、そういうことは考えていないのかどうなのか。これは受け入れ体制もありますから、いっぺんにというわけにはいかないと思いますけども、計画をもって、こういう病院と連携をとるといっても必要だと思うんですけども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

町内には病院が、飯富病院、身延山病院、下部病院、3病院がございます。これは、個々の皆さんで、病院でもって、一応、総合健診みたいな形でおやりになっている方はありますし、また飯富病院でも、このことについては院長も一応、病院の一つの施策としてやろうということはおっしゃっております。ただ、これは料金の問題もあるわけでございますけど、とりあえず、健康診断というのは、1つの政策的なものとして考える場合と、そして個人で考えていただくものと、2通りあると思うんですけど。措置制度と、このサービス制度との、こういうような格好のものが、やっぱり今、出てきておるわけでございますので、従前のような、行政主導型の健康診断ということも、これは必要だと思いますし、やはり個々の皆さんが、きちっと自分の健康は自分で守っていただく。これは食生活改善推進委員の皆さんとか、愛育会の皆さんとか、女性団体の皆さん方が、この生活習慣病につきましては、大変ご努力をさせていただいて、結構、成果を上げているわけですね。

ですから健康診断、町の、要するに補助がないからというようなことで健診の度数が下がるとか、というようなことはあり得ないと思いますけど、ただ、おっしゃったような国保でのケースもあるわけでございますが、先ほどの問題と同じような格好になりますけど、とりあえず、こういうようなケースの場合は、民生委員の皆さんとか食生活改善推進委員とか愛育会の皆さん方が、ご近所においてでございますので、その場合はケース・バイ・ケースで対応していくことが課題であろうかなと思うわけでございますけど、一応、町の一つの姿勢とすれば、やはり財政が厳しく、だんだんっておりますので、その面ではご理解をいただきたいと思えますし、またそのことをきちっとやらせてもらうためには、それは行政改革とか、いろいろな改革、午前中もございましたが、とりあえず、そういう面で行政の姿勢をきちっとしめんと、皆さん方にいろいろな面でご指摘をいただくようなことに相成るわけでございますので、渡辺議員のおっしゃること、重々分かっておりますので、対応はそれぞれのケースでさせていただきます。

ければなと思っております。

○議長（伊藤春三君）

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

ありがとうございました。

少ない予算を、どこにどういうふうにするのかというのは、やっぱり、町の住民に対する姿勢だと考えます。

そういう意味では、前向きな答弁をいただきましたので、今後、住民の実態調査をする中で、きちんと対応をしていただきたいと思います。

続いて3番目の質問です。

介護保険制度の改正について、住民を守る諸施策について、質問をいたします。

2000年4月に始まった介護保険制度は施行から5年で見直すことになっていて、今、その見直し法案が国会で論議されています。高齢者の増大に伴う介護給付費の伸びを抑制することに重点を置いた見直しで、施設利用者の負担増と軽度の在宅利用者へのサービスを制限する内容になっています。法案の骨子は1.施設利用者の居住費、食費を全額自費負担にする。2.軽度者対象に筋トレなど、新予防給付を導入し、デイケア、訪問介護などのサービス利用を抑制する。3.保険料徴収年齢の引き下げの2009年度導入を検討する。4.保険料の天引きを障害遺族年金に拡大する。5.介護予防のための地域支援事業を創設する。6.ケアマネージャー資格に5年ごとの更新制、研修実施を義務付けるとなっています。

介護保険制度の初めての見直しですが、サービスを制限し、施設でも在宅でも利用者の負担を増やし、保険料も引き上げていく、国民いじめの改革です。

例えば要支援と要介護度1のうち、7割から8割にあたる人たちが介護保険制度の対象から外され、これまでのホームヘルパーやデイサービスの利用を制限され、特別養護老人ホームなどの施設への入所はできなくなります。厚生労働省は、これまでの在宅の高齢者をホームヘルパーが訪ねて行う調理、清掃、洗濯などの家事援助サービスは利用者の要介護度を改善させていないとか、逆に自立しようという意欲を妨げていると主張しています。

しかし、実際には多くの一人暮らしの方や夫婦だけで暮らしている高齢者などが、この家事援助サービスを受けることで、自宅での生活を維持できているという実態があります。住み慣れた家で、地域で介護を受けられることは、多くの高齢者の願いだと思います。食費および居住費にかかる保険給付費の見直しもあります。特養ホーム、老人保健施設などの介護施設で暮らしている高齢者は現在、居住費の負担はなく、食費も一部負担です。今年、10月から建物の減価償却費、水光熱費の居住費用と材料費、調理コストの含まれた食費が介護保険の対象外となり、全額が利用者の自己負担になります。

政府は、この居住費と食費を徴収する理由として、在宅で介護を受けている人に比べて、施設に入所している人の経済的負担は少ないので、公平を図るべきだと説明をしています。

しかし、在宅サービスの経済的負担が重過ぎることを放置して、施設利用者負担増を押し付ける考え方は問題だと思います。しかも、この改正で、在宅で介護を受けている人も、ショートステイを利用するときに、居住費を徴収されることになり、デイサービスの食費も値上げになります。負担が増えるのは、施設の利用者だけではありません。改革案は予防重視を挙げ、新予防給付の創設や地域支援事業の創設を盛り込んでいます。

しかし、新予防給付については介護度の低い人の今までのサービスの切り捨てになると、不安が広がっています。また、地域支援事業の創設は現行では国の負担が2分の1の事業を、国の負担が4分の1の介護保険に移行させます。どれも、国の財政支出を減らすことばかりです。

介護保険制度の改正をふまえ、高齢化が著しい本町において、住民の健康と暮らしを守る、町独自の施策が必要と考え、特に重要と思われる4点について、質問いたします。

1. 在宅での介護条件を豊かにするために、介護保険の住宅改修に町独自の補助金制度の創設が必要です。介護保険の住宅改修の限度額は20万円ですが、これでは十分な改修はできないと思います。町が独自の改修補助制度をつくり、町内の大工さんに在宅介護ができるように工事を発注します。これは、在宅介護の促進と公共事業の地域経済への投資という両面に効果があると思いますが、お答えください。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

今回の国の介護保険制度の見直しというのは、私どもも大変不満であります。昨日の冒頭のごあいさつの中でも、一応、堀田力さんのメッセージを引用させていただきましたけど、要するに、きめ細かなサービスというのは国ではできないわけですから、国が金と権限を持つこと自体がおかしいんだということを、堀田さんはおっしゃっておりますので、ただ、自治体も、要するにきちとした対応ができるようなことを、心がけなければならないよということでもありますので、鋭意、そのことにつきましては、職員一同、努力をいたしておるところでございますから、介護保険、またいろいろな分野での、要するに、身延町としての、要するに取り組み、そういうようなものについて、きちとしたものができ上がることが、まず第1であろうかと思えますけど、今は中途半端な形でもって、国の関与を受けているわけで、これは税源移譲とか、いろいろな面で交付税の関係とか、そういうのがございますけど、小さな町村では限界があることだけは確かでございますので、その中で、どのような形でやっていくかということは、一応、選択のあれがあるわけがございますけど、町独自の在宅介護の皆さん方の、一応改修につきましては、具体的には、そのことについて取り組みはいたしておりませんが、防災関係でも、いろいろな住宅の改修等々の補助金とか、今取り組ませていただいておりますけど、在宅介護の住宅改修については、これは介護保険のサービスの中に、一応ございますので、そのことをきちとお使いをいただいた中で、対応していただければ、それにこしたことはございませんけど、それから国が今から、これは決めることでございますので、はっきり、そういうようになるのか、ならないのかというのは、まだ私は承知はいたしておりませんが、国がそんな格好で決められるというのは、また、それなりに、私どもといたしましても考えなければならぬのかと思っておりますけど、今一応、進行中でございますので、きちとした回答はできませんが、そんな形でご理解をいただきたいと思えます。

○議長（伊藤春三君）

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

この改修に関しては、やっぱり地域的に高齢者、それから一人暮らしのお年寄りは比較的、古い住宅に住んでいるということで、今までも実績、手すりを付けたりとか、お風呂場を改修したりとか、そういう実績はかなりあると、私は認識をしています。そういう意味では、そう

いう改修ができないと、その住宅に住んでいられないというところがありますので、地域的な事柄も考えて、介護保険でもありますけども、それに上乘せする形で、町独自の施策が、私はとても重要になってくると思っていますので、その点、今後介護保険が国会で今、論議されていますけども、どういうふうに決まるか分からないわけですけども、その時点できちっとした、町としての対応をよろしくお願いをしたいと思います。

それから2点目なんですけれども、生きがいデイサービスについてです。

生きがいデイサービスは、旧町ごとで3カ所です。もっと身近に歩いていける範囲の地区の公民館や空き家、学校の空き教室を利用した、デイサービスやミニデイサービスなど、充実をさせ、元気で生活していただくための施策が必要だと考えますが、このことについて、お答えを願いたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（広島法明君）

生きがいデイサービスについて、お答えします。

今は旧町単位に1カ所だけということで、下部地区におきましては、下部保健センター、そして、中富地区におきましては、すこやかセンターで介護保険のデイサービス等、併設のような形で実施しています。そして、身延地区におきましては、大野の前の高校の寄宿舍、大野寮を改装して、そこで実施しておりますけど、この生きがいデイサービスにつきましては、もともとが介護予防事業という形で、介護保険を使うのを、少しでも遅らせてもらおうというような目的、引きこもり防止ということもありますけど、その歩いていける範囲が理想ではありませんけど、現実、それらの建物の確保、また指導員等の確保を考えれば、とにかく今の現状を十分把握するのが第1ということで、昨日の一般会計の補正予算でも説明しましたけど、福祉保健課につきましては、今現在、3カ所でそれぞれの旧地区を対象にということでしていますので、どうしても細かいところのすり合わせが、まだ十分できない部分があるということで、そういうことに基づきまして、デスクワーク的なものを重点に、1カ所に集まって、新身延町としての在宅福祉サービス、介護サービス等を考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

もちろん、今ある生きがいデイサービスを充実させるということは大切なんですけども、今あるのでは、本当に数が限られていると思うんですよ。そういう意味ではお金がないんだから、知恵を使いながら、有償ボランティアとか、地域の民生委員さんの力を借りるとか、いろんな知恵を出し合いながら、身近で、できるようなきめ細かな、そういうような生きがいデイサービス、そういうものが、私は今後、必要になってくるのではないかなというふうに思っていますので、実際問題、いろんなところでサテライトとか、やっていますよね。そういう意味では地域の住民の生活実態に合わせて、これもやっぱり、住民がどうしたら元気で、この土地に最後まで住んでいられるかということを考える中で、きちんとした、そういうような、先を見た施策をお金がないなら、ないなりの知恵を使いながら、していただきたいというふうに、要望しておきます。

それから3点目。住民の足の確保は、本町にとって重要な課題です。高齢者が病院だけでなく、趣味やいろいろな活動に自由に参加できるための足の確保のため、外出支援のサービスを充実させることが大切だと考えますが、これについて、お答えをいただきたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（広島法明君）

今現在の外出支援事業、名目上は外出支援事業ということで、生きがいデイサービスの送迎について外出支援サービスということで使用していますので、実際に病院に行くとか、そういったものにはサービスを出していないのが現状です。

これからは本当に山間地の本町におきましては、そういったものが十分必要ということでは感じていますので、先ほども言いましたように、福祉保健課が一体となってからでは遅いので、それまでも順次、今協議を進めておる段階です。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

さっき、課長も、前の質問でお答えになったんですけども、老人の引きこもりですよ。そういう意味では、この外出支援サービスが大きな成果を上げていると思うんです。実際問題、今は本当に生きがい、デイの送り迎えということだけで、終始してしまっているんですけど、それをもうちょっと広げていく中で、その引きこもりだとか、それから積極的にいろんな趣味や、いろんな活動に関わっていけるような体制をつくっていかないと、どうしても医療費、介護保険費に跳ね返ってきてしまうのではないかというふうに思いますので、そこはやっぱり住民の皆さんの声を聞きながら、きちんと進めていっていただきたい。これは足の確保というのは本当に、本町みたいな、こういう地形的な町村にとっては死活問題ですので、そのところは心して当たっていただきたいと思いますけども、町長、このことについて、答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

大変、大きな課題であります。実は今年度に入りまして、各地区の行政連絡員の皆さん方にお集まりをいただいて、いろいろな面をお願いをいたした経緯がありますけど、その際、一応、これは防災の関係で、各集落ごとに防災マップを、ぜひひとつ、自主的にお作りをいただきたいということで、お願いをいたしました。まだ、なかなか区長さんも、連絡員の皆さん、お忙しくて、大変、動きがちょっと具体的になっているところが少のうございますけど、とりあえず総務課長も心配をして、できるだけ早い時点でもって、集落のそういうものをまとめていただきたいと、そうしますと、これは行政ではできませんけど、各集落で、ここには高齢者がおいでになるし、また身体的にはこういうような方もおいでだとか、いろいろな面で、集落の、そういうお年寄りの把握ができますよね。そうしますと、そういう情報がそろえば、そうすれば、今、渡辺さんがおっしゃっているようなことを、具体的にどういうふうにすることがいいのかという、一つの、パソコンへインプットしていく資料を、今せっかくあれしていただいて

おりますので、各集落ごとに、そういうようなものが把握できるようになりましたら、では効率的に、それでは町内をどういう格好で車をまわすことがいいのかというようなこともございますので、今しばらく、このことにつきましては、具体的な結果を出せませんが、とりあえず、そんなことで今、取り組みをいたしておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（伊藤春三君）

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

これは大きな問題で、すぐにというわけにはいかないと思っておりますけども、旧下部の場合、バスが廃止になってしまって、高齢者がどこに行くにも、本当に大変、不便をしているという声もありますので、お年寄りのことです。そんなに、なかなか体制が整うまでということにはいかないと思っておりますので、早急に、今できること、それから将来的にやらなければいけないこと。きちんと区別をして、今できることは対応していく、そういうような対応をしていただきたいと思っております。

それから、4点目なんですけれども、在宅で介護保険も受けながら、どうしたら最後まで住み続けていられるかということで、4点目で配食サービスのことで、先ほど配食サービスのことについては、答弁願ったんですけれども、それに加えて配食サービス、今は月曜日から金曜日ということなんですけれども、やっぱり365日化を目指して、取り組んでいくような施策も、私はこれから必要になってくるのではないかというふうに思っておりますので、そのところも、加えていただきながら、検討をしていただきたいと思っております。

それから最後なんですけれども、住み慣れた、この町で最後まで暮らしていくためには、介護保険だけではなくて、いろいろな町の老人福祉計画とか、いろんな福祉のサービスを使いながら、生きていくということが必要だと思っておりますけども、財政的にも厳しい本町でありますけれども、どこに重点を置き、住民生活を支えていくのかということで、先ほどから町長のお考えをいろいろ伺ってまいりましたけれども、総括的にどこに重点を置いて、住民生活を支えていくのか。最後にお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

大変、難しい問題でございますけど、とりあえず、高齢者の皆さん、本当に高齢化が進んでおまして、今朝、報道も高齢化34.9%というようなことで、35%に届くわけでございますけど、やはり高齢者の皆さんに元気になっていただくということが一つ、あるわけでございますけど、この間、老人クラブの身延町の設立総会がございまして、まいりました。大変、80歳以上の皆さん方でお元気な方が、たくさんおいでございまして、意を強くしたわけでございますけども、やはり老人クラブの皆さん方がそれぞれ個々の学習だとか、健康づくりとか、そういうようなものを頑張らせていただいております。それはそれで、一番、望ましいことでございますけど、そういう老人クラブの組織を通じては、新旧町時代も友愛活動だとか、個々の集落の福祉会だとか、そういうようなもので、中心的にご活躍をいただいている高齢者の皆さんもおいででございますので、行政だけの一つの施策につきましては、渡辺議員がおっしゃるように、なかなか、この厚くするというのは、これは本当に正直なところを言って、難しい問

題でございますけど、とりあえず、そのことは念頭に置きながら、老人クラブの皆さんとか、愛育会とか、食生活改善とか、いろいろ消生研とか、女性団体の皆さん、民生委員の皆さん、集落のボランティアの皆さんとか、そういうような方々と、一つの連携をとりながら、また連携をとるためには、それなりに行政も一応、コーディネートをさせていただくようにしたいと思いますので、総合的な福祉政策を立ち上げていきたいなと思っております。

○議長（伊藤春三君）

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

ありがとうございました。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

以上で、渡辺文子君の一般質問は終わりました。

渡辺文子君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時11分

○議長（伊藤春三君）

再開いたします。

通告7番は高野敏彦君です。

高野敏彦君、登壇をしてください。

高野敏彦君。

○35番議員（高野敏彦君）

一般産業廃棄物最終処分場建設計画について、お伺いしますが、その前に去る3月議会において、北川区からの反対請願、また私たち緑と清流を守る会から提出されておりました陳情を、圧倒的多数で可決していただき、さらに議会としての反対決議をしていただいたことに厚く感謝申し上げます。

また、町当局におかれましても、1月20日付けの県からの意見照会に対しまして、技術的、法律的にはもちろんであります。住民の意向を最大限に尊重され、処分場建設に不同意という意見書を提出していただきましたことに、心から感謝し、最大級の評価をさせていただきます。

それでは、本論に移ります。

まず処分場建設予定地の中に、北川組共有林が存在していることはご存じのことと思います。面積は約6,300平方メートルですので、建設予定地の面積約7万5千平方メートルの1割弱ですが、大きな部分を占めていると思います。

この共有林の構成地権者は21名おりますが、それぞれ、この計画に賛成、反対の人たちがいて、小さな集落の中に反目、いがみ合いが持ち込まれているという現状だそうです。誠に悲しいことだと思います。町当局は、この状況を把握していると思いますが、現在、何人の人が計画に賛成し、何人の人が反対しているか承知しておりますでしょうか。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

まず、ご質問の件につきましては、地権者21名の内部問題というようなことで、そのうち幾人が賛成、反対ということは差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

高野敏彦君。

○35番議員（高野敏彦君）

内部の問題であり、なんか個人情報に該当すると、そんなふうな話も聞いておりますが、これは個人情報というのはおかしいと思います。個人の氏名とか、そういうものを公表してほしいと言っているわけではございません。適切な答弁をお願いします。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

過日、やはり事前協議書の内容について、情報公開というようなことで、申し出がございまして、当時、利害関係人から請求がありました。これにつきましては、やはり情報公開条例に基づいて提出してございます。

今の議員さん、ここで今、質問をいただいておりますけど、これは公開の場ということで、先ほど言ったとおり、あくまでも21人の問題というふうなことで、情報公開条例、あるいは会社が預かった書類を事前協議書のほうに添付されている内容というようなことで、あくまでも情報公開条例に抵触するというので、差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

高野敏彦君。

○35番議員（高野敏彦君）

それでは、私も利害関係人として、情報公開で、この賛成、反対の情報を入手しておりますので、私のほうから公開させていただきます。

ここに平成10年10月19日、処理番号2ということで、情報公開されておりますが、この中には明確に賛成が12、反対9ということが記載されております。皆さん、半数近くの人たちが反対しているという、この事実、これを十分認識していただきたいと思います。

それで、次に移ります。

共有地に関する管理行為、例えば草刈りとか間伐、それから崩れた場所の修復等、これは多数決で決定して行えるが、処分行為ですね、例えば土地の売買、貸借、貸借により著しく形状を変更するような場合は構成地権者全員の同意が必要とされておりますが、特に北川組の共有地は入会権が存在していますので、厳格な判断が求められますが、この法的解釈はいかがでしょうか。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃられているのは、民法第251条、共有物の変更。これにつきましては、各共有者は他の共有者の同意あらざれば、共有物に変更を加えることを得ずということが、1点ございます。それから第263条、共有の性質を有する入会権については、各地方の慣習に従うほか、本節ですから、先ほど言った、民法第251条の規定を適用するというような内容になってございまして、入会権を有する入会地については、全員の同意が必要ということになります。

今の議員さんが求められているのは、当地について、入会権が存在するのかどうなのか。この点につきましては、今の私のところで取り扱っているのは、双方とも弁護士が入ってございます。町はあくまでも裁判官にはなり得ないというふうなことで、民法不介入、そんな点で、この入会権があるかどうか、これはあくまでも司法の手に委ねられる問題でございます。

ここで、公式の場である、ないのうんぬんについては差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

高野敏彦君。

○35番議員（高野敏彦君）

課長の答弁、何か逃げの1手という感じなんですけど、それでは、この入会権のある共有地の問題、平成13年5月18日の鹿児島地裁の入会権に関する判例。たぶん、これは課長、非常に勉強家ですので、もう調べてあると思うんですけど、この結論はどうなっていますか。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

それでは内容について、まず説明させていただきますけど、私も一通りの法令、判例については目を通してございますが、これにつきましては、インターネットで前にちょっと勉強いたしました。

よろしいですか、内容までちょっとふれさせていただきます。

鹿児島県の大島郡の瀬戸内町が、これは町が一般廃棄物の処理施設を設置しようとしたものでございまして、中に入会権があるかどうか、ここが争点になった点でございます。

鹿児島県の地裁では認定したところでございますけど、福岡高裁では全員の同意を、つまり入会権を認めまして、全員の同意を必要とするというようなことで、建設工事が今も中断になっているというふうなことが現状でございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

高野敏彦君。

○35番議員（高野敏彦君）

今、課長に説明していただいたとおり、これは入会権者59人中、たった5人の人の異議の申し立てですね、これが鹿児島地裁、あるいは福岡高裁で認められたということです。これは

北川組と、まったく同じパターンだと思います。入会権のある共有地を処分する場合は、かならず全入会権者の同意を得なければならない。このことが明確に示された判例といえると思います。

それで次、3番に移るんですが、事前協議書の添付書類として、県へ提出されている北川共有林組合の同意書、これは賛成多数の同意書ですね。これは全員同意してある同意書でなければいけないと思うんですが、これはいかがですか。私は無効だと思うんですけど。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

県へ提出してあるものというふうなことで、これは県の判断に委ねられるわけですけど、ただ1点、事前協議書の内容についてですけど、これは行政手続き上、本申請を行う前に、いかに本申請がスムーズにいくように、あるいはまたそれぞれ山梨県、また身延町においても事前協議書というものを、それぞれ土地利用指導要綱とか要領とかに基づきまして、いかに大規模開発が住民の福祉に帰するものである内容を指導していくものでございまして、今回、問題になっているのは、先ほど言った共有林の、今議員さんがおっしゃられたとおり、これは全員の同意が必要ですので、無効かどうかということで、現在、まだ双方に弁護士が、代理弁護人がございまして、どちらが正しいか、どうなるか、こうなるか、先ほど申し上げたとおり、司法の判断に委ねられている部分がございますので、現段階では、これが無効であるとか、どうかということは見解が述べられません。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

高野敏彦君。

○35番議員（高野敏彦君）

またまた判断回避ということですね。

それでは、方向を少し変えまして、質問しますが、実は町へも土地利用事前協議書が提出されておりまして、それにも同じような同意書が添付されていますが、これは町独自で判断しなければならないと思いますが、この点に関してはいかがですか。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、21名の中に賛成多数でよいというふうな判断、あるいは入会権を認める、21名全員の同意が必要ということで見解が分かれています。

町といたしましては、先ほど言ったとおり、裁判官にあくまでもなり得ないので、公の場で町の判断を示すことは、非常に困難というふうなことをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

高野敏彦君。

○35番議員（高野敏彦君）

あくまで法廷の場へ持ち込めというふうな、いかにもそんな感じの答弁なんですけど、私も課

長と対決するつもりはございません。しかし、今までの質疑応答の中で、課長、明確な答弁は避けているようですが、明らかに入会権のある土地の処分は構成地権者全員の同意が必要であると。皆さん、これは確信していただけたことと思います。

それでは、次の大項目2番に移ります。

計画区域内の法定外公共物、つまり赤線、青線の取り扱いですね。これについて、お伺いいたします。

過日、信州大学の草津教授に地質の説明を受けながら、梶山弁護士や関口先生、それから地元の人たちと一緒に、1時間ほどかけて花柄沢を調査してまいりました。里道を歩いたり、沢を渡ったり、途中でイノシシのヌタ場ですか、そんなものを見たりして、あるいはエビネ等の希少価値のありそうな植物を観察して、ここがゴミの山になったら大変なことになるなと思いつつ、疲れた足を引きずって帰ってまいりました。

そこで、この建設予定地を縦横に走っている里道や沢、これは昨年あたり、国から払い下げられたものと思っていますが、いつ払い下げを受け、現在、どのような取り扱いになっているのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

土地対策課長。

○土地対策課長（深沢茂君）

それでは、お答えいたします。

平成11年の地方分権一括法に基づき、里道、水路等の法定外公共物を地方公共団体に譲与し、機能管理や財産管理とも自治事務となりました。

法に基づき、旧3町とも譲与事務のほうへ取り組み、平成17年3月31日をもって、国より譲与を受けております。

現在、赤線につきましては建設課、農業用青線につきましては、産業課が管理しております。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

高野敏彦君。

○35番議員（高野敏彦君）

すみません、払い下げの年月日をもう一度、教えてください。

○土地対策課長（深沢茂君）

平成17年3月31日です。

今年度の3月31日に、すべていただきました。

○議長（伊藤春三君）

高野敏彦君。

○35番議員（高野敏彦君）

私の記憶では、例えば下部の場合、昨年あたりだと思ったんですけど、記憶違いでしょうかね、私の。

○議長（伊藤春三君）

土地対策課長。

○土地対策課長（深沢茂君）

下部町は16年度末と17年度と、2期にわたって譲与を受けております。

○議長（伊藤春三君）

高野敏彦君。

○35番議員（高野敏彦君）

では、私の記憶違いだということですね。

今、説明を受けたように、赤線が建設課、それから青線が産業課ということなんですが、私は実は青線、沢なので建設課が管理だと思っていましたが、水路ということで産業課の管轄と、そういうことですね。分かりました。

それでは次の項、2項に移ります。

赤線、青線別に路線本数、それから総延長、どのくらいになりますでしょうか。

○議長（伊藤春三君）

土地対策課長。

○土地対策課長（深沢茂君）

それでは、お答えいたします。

町内で譲与を受けました赤線は1万5,492路線。青線は7,461水路でございます。それから北川地区に一般産業廃棄物最終処分場の建設計画地内の本数は、赤線4路線。延長約910メートル。青線4水路、延長約925メートルでございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

高野敏彦君。

○35番議員（高野敏彦君）

赤線、青線とも4路線、それぞれ約1キロということで、これらの里道や水路が緑豊かな里山を今まで形成してきたと思います。この場所を掘削して、ゴミの山にしようとする動きは、私としては絶対に許せません。しかし、業者は着々と準備を進めているようですが、赤線、青線の廃止および付け替えの手続き、これをとってくると思うんですが、どのような手順でやってくるのか。また、きていなかったら、どういう手順でやるのか。そのへんを教えてくださいませんか。

○議長（伊藤春三君）

土地対策課長。

○土地対策課長（深沢茂君）

現在、申請はまだ出ておりませんので、手順はとっておりません。手順につきまして、答弁いたします。

用途廃止の手続き等につきましては、国・県の指導や町の事務処理要綱により、許可要件として、代替施設の設置により、在地の必要がなくなった場合、また現況が機能を損失していて、将来とも機能を回復する必要がない場合、また地域開発等により在地する必要がない場合、4つ目といたしまして、町長が特に必要と認めるときの4項目が認められております。

用途廃止等は原則として、公共用財産に隣接する土地の所有者が行うこととなっております。申請につきましては、留意する点がいくつかありますが、申請があった場合は、その内容を審査し、現地調査等を行い、関係課とも協議しながら進めたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

高野敏彦君。

○35番議員（高野敏彦君）

では、ちょっと教えてほしいんですが、私たちは緑と清流を守る会、役員の共有名義で、花柄沢に4230番地と4241番地の土地を持っております。それから北川組の共有林のすぐそばを赤線や青線が走っていますが、これらをこの周辺を走っている赤線、青線の廃止、あるいは付け替えをする場合、私たちも同意対象者となると思うんですが、そのへんの見解はいかがですか。

○議長（伊藤春三君）

土地対策課長。

○土地対策課長（深沢茂君）

用途廃止等の申請に添付する同意書の関係でよろしいですね。

申請には利害関係の同意が必要となっております。同意を要するものとして、後日、問題が起こる可能性がある範囲で、自治会長さん、区長さん、農業委員さん、水利組合長さんとの公的機関の代表者および隣接土地所有者や長狭物の対象にある土地所有者、路線等に接する土地所有者との同意を要します。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

高野敏彦君。

○35番議員（高野敏彦君）

先ほど申しあげました花柄沢の4230番地と4241番地、これは課長、どのへんがご存じですか。その周辺を赤線、青線が通っているということは、ご存じないですか。

○議長（伊藤春三君）

土地対策課長。

○土地対策課長（深沢茂君）

承知しておりません。

○議長（伊藤春三君）

高野敏彦君。

○35番議員（高野敏彦君）

私が、これも、やっぱり情報公開で得た地図なので持っているんですが、よろしいですか。ことここです。赤線、青線通っていますし、こちら青線が通っています。この状況で、課長の見解教えていただきたい。

○議長（伊藤春三君）

土地対策課長。

○土地対策課長（深沢茂君）

ただいま、答弁いたしました利害関係のある人ということで、後日、問題が起こる可能性がある範囲でございまして、また今、見せていただいたところにあるのは、路線に接するところに青線、赤線がありますので、同意が必要と思います。

○議長（伊藤春三君）

高野敏彦君。

○35番議員（高野敏彦君）

そういうことを極端に言いまして、私が同意しなければできないですね。いかがですか。

○議長（伊藤春三君）

土地対策課長。

○土地対策課長（深沢茂君）

同意の関係で、もう1点あります。今、共有ということでありまして、共有や相続が介している場合は境界の問題がありますので、権利者全員からの同意が必要になってきます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

高野敏彦君。

○35番議員（高野敏彦君）

分かりました。私だけではなくて、共有者全員の同意ということですね。

それでは最後になりますが、3番の質問に移ります。

知事は町、あるいは町長に、この処分場計画に対し、所見、あるいは意向を伝えてきていますでしょうか。これは町長にお伺いします。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

知事からは、別段ございませんですけど。

○議長（伊藤春三君）

高野敏彦君。

○35番議員（高野敏彦君）

今、町長のほうから、この件でほとんど話がなかったということですが、実は、私どもの緑と清流を守る会の会長が、町長にお話をしたと思うんですが、5月30日にある会合で知事とお会いしまして、現在の反対運動の状況とか住民の意向等をお伝えしたところ、なんでも反対では困るよということをおっしゃられたそうです。それで、会長は花柄沢への処分場を造ることの危険性、あるいは下流の人々に対する影響等を説明したところ、最後に知事は町長と相談して来てくださいと、そう言われたそうです。

この件に関し、知事がどのように認識されているのか。また、町の意向を最大限尊重することなのか。町長、簡単に結構です。所見をお願いします。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

私どもは、この前、事前協議書に対する町の見解をとということでありまして、そのことについて不同意だということ、一応、県へ上げてあるわけですから、それ以外のことは別段申し上げることもございませんし、また県からも、そのことについて、歩みはございません。

そんなところでございます。

○議長（伊藤春三君）

高野敏彦君。

○35番議員（高野敏彦君）

ありがとうございました。

現在、県の事前協議の手続き、これは地元住民との合意の問題で、なんか前に進んでいないというふうなことを聞いております。おそらく、今、私が質問した問題とか、あと昌福寺というお寺の問題、それから漁協との問題が障害になっているのではないかと思います。

今後、私たちはこれらの諸団体とも力を合わせ、町民の皆さんの協力を得る中で、反対運動を盛り上げていこうと思っております。

また、冒頭述べましたとおり、町当局も建設に不同意という勇気ある判断をしていただきましたので、それをぜひ堅持していただきつつ、また、本申請の段階でも生活環境の保全上の見地からも、意見照合が県からありますが、処分場ができることによって環境悪化は目に見えております。ぜひ、この段階でも不同意の意思表示を切にお願いします。そして緑と清流を守り、住民と一丸になって、住みよい町をつくっていかうではありませんか。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

以上で高野敏彦君の一般質問が終わりましたので、高野敏彦君の一般質問を終結いたします。

以上で通告されました一般質問は、すべて終了いたしました。

本日の議事日程は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして、本日は散会といたします。

散会 午後 2時36分

平成 1 7 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 7 日

平成17年第2回身延町議会定例会（3日目）

平成17年6月17日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 付託議案に対する委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 委員長報告に対する討論
- 日程第4 委員長報告に対する採決
- 日程第5 追加提出議案の報告並びに上程
- 日程第6 追加提出議案の説明
- 日程第7 追加提出議案の採決
- 日程第8 委員会の閉会中の継続調査
- 日程第9 町長あいさつ
- 日程第10 閉会

2. 出席議員は次のとおりである。(41名)

1番	川崎晴義	2番	望月寛
3番	福与三郎	4番	山田省吾
5番	伊藤晃	6番	日向英明
7番	望月重久	8番	鈴木俊一
10番	奥村征夫	11番	深沢脩二
12番	渡辺君好	13番	深沢純雄
14番	穂坂英勝	15番	川口福三
16番	佐野文秀	17番	渡辺文子
18番	伊藤文雄	19番	望月広喜
20番	草間天	21番	依田正敏
22番	佐野政幸	23番	深沢敏夫
24番	近藤康次	25番	片田直康
26番	佐野秀光	27番	樋川貞夫
28番	笠井万汜	29番	中野恒彦
30番	赤池好二	31番	佐野国明
32番	望月邦彦	33番	広島公男
34番	小池昭光	35番	高野敏彦
36番	深沢瀨	37番	石部典生
38番	片田文斎	39番	小林茂男
40番	岩柳嘉一郎	41番	松木慶光
42番	伊藤春三		

3. 欠席議員は次のとおりである。

9番 深沢柳太郎

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(28名)

町長	依田光弥	助役	野中邑浩
総務課長	赤池善光	下部支所長	山宮富士男
身延支所長	片田公夫	企画課長	渡辺力
財政課長	鈴木高吉	税務課長	望月世津子
町民課長	遠藤和美	出納室長	市川忠利
保育課長	赤池和希	福祉保健課長	中沢俊雄
中富分課補佐	小林英雄	身延分課補佐	広島法明
教育委員長	笠井義仁	教育長	千頭和英樹
学校教育課長	赤池一博	生涯学習課長	佐野治仁
文化振興課長	二宮喜昭	建設課長	伊藤守
産業課長	遠藤忠	観光課長	望月治雄
環境下水道課長	佐野雅仁	水道課長	井上隆雄
土地政策課長	深沢茂	峡南衛生所長	大野久方
社協局長	佐野文一	環境下水道補佐	赤池義明

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2名)

議会事務局長 望月悟良
録音係 高野恒徳

開会 午前10時07分

○議長（伊藤春三君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第3号により執り行います。

事務連絡をいたします。

深沢柳太郎議員は病氣加療中のため、欠席との連絡が入っております。

日程第1 付託議案に対する委員長報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会委員長報告を求めます。

総務常任委員会委員長、樋川貞夫君。

○総務常任委員長（樋川貞夫君）

総務常任委員長の樋川貞夫でございます。

報告の前に、報告の方法につきまして申し上げたいと思います。

先ほど、3常任委員長でミーティングを行いまして、お手元の資料でございますように、出席者のメンバーにつきましては、省略をいたしたい旨、議長のほうで、よろしくお取り計らいをいただきたいと思っておりますので、まずもってお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（伊藤春三君）

ただいま総務常任委員長、樋川貞夫君より出席者の氏名の朗読は省略させていただきたいとありますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

では樋川貞夫君、お願いします。

○総務常任委員長（樋川貞夫君）

ありがとうございました。

それでは、総務常任委員会の審査報告でございますけども、冒頭、すみませんが、3ページをお開きいただきたいと思っておりますけども、3ページの2行目後段に「この期間に光ファイバー用の取り付け管を設置なければ」とありますけども、その「設置」と「な」の間に1字、「しなければ」の「し」を追加いただきたいと思っておりますので、まずもってお願いを申し上げます。

それでは、よろしくお願いを申し上げ、朗読をして報告に代えさせていただきます。

（以下、総務常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、望月邦彦君、お願いをいたします。

望月邦彦君。

○教育厚生常任委員長（望月邦彦君）

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長報告を求めます。

産業建設常任委員長、草間天君、お願いをします。

○産業建設常任委員長（草間天君）

報告の前に訂正をお願いします。

出席者の中で、当局側の野中助役さんの名前で「邑造」さんのヒロは「浩」に直してもらいたいと思います。

それでは、報告します。

（以下、産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

以上で、付託議案に対する各常任委員会の委員長報告が終わりました。

はい、どうぞ。

○総務常任委員長（樋川貞夫君）

先ほど、総務常任委員会の報告をさせていただきましたけども、分かる人は分かっていたかと思えますけども、1点だけ補足させてください。

3ページの資料を、ちょっと開いてください。

一番先にやらせていただいた、総務常任委員会審査報告書の3ページです。

上から12行目中、中ほどですけども、問として現在の防災無線は集落別に放送できないかという問に対してのお答えでございますけども、本庁から集落ごと「うんぬん」、後段に「旧中富地区の集落へは本町から」、いわゆる「町」を使っておりますけども、答えの最初にありますように「庁舎」の「庁」、本庁から可能となっていると。分かっていた人は分かっていたかと思えますけども、そんなことで、字の訂正をお願いします。1点だけ。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

ありがとうございました。

日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。

総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

17番、渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

一般管理費中、議場改修工事について、さまざまな質問があったということ、ここで理解できるんですけども、このほかにどんな質問があったか、お答えをいただきたいと思ひます。

○議長（伊藤春三君）

総務常任委員長、樋川貞夫君。

○総務常任委員長（樋川貞夫君）

17番の渡辺議員の質問にお答えをさせていただきます。

ご質問のとおり、我々に付託された2案件の中で、一番慎重に審議をされ、時間をかけたのが、この議場改修工事費でございます。

ご案内のように、補正予算1億1,500万円のうちの約30%にあたる費用が、今回の補

正予算で議場改修費に充てられると、3,900万円というようなことで、全委員から、あらゆる質問がなされました。

具体的な内容を申し上げますと、委員定数は初日に20名ということであったわけですが、特別管理職、議会に出席される方々の削減うんぬんはどうなっているのかとか、あるいは町のほうで議員に対する敬意といいますか、気を使っておられることは十分、分かります。しかし、委員といたしましても、十分、執行部の姿勢は分かるという意味合いの中から、本予算どおり、意見書にも書いておきましたけども、あらゆる角度から検討されて、そして費用の活用をお願いしたいというようなことで、委員会といたしましては、認定に同意をしていただいたわけでございますけども、今、申し上げましたように、非常に、さらに検討を要するという委員からの指摘も多々ございました。

ただ、この問題は、私といたしましても、今申し上げましたように、議員が指摘をいたしまして、双方が納得した上で改修工事をしていただければいいのではないかと考えております。

行政のほうからも、十分、その姿勢が見えましたので、おそらく17番、渡辺議員は予算の組み替えまでも、意中にあるではなからうかというふうに判断されますけども、その委員会の中の空気の中で、私といたしましては、また委員会といたしましても、認定に妥当であるというふうに判断をさせていただきました。そのへんが、多く出された意見だというふうに考えております。

以上であります。

○議長（伊藤春三君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

日程第3 委員長報告に対する討論を行います。

総務常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

ただいまの総務常任委員会の結論ですけれども、厳しい財政事情の中、地域住民の声を受け止め、財政的に厳しい中、当初予算の中でも反対しましたが、一人親家庭医療費助成や敬老祝金についてのサービスの後退や、今回の配食や住民健診など、いくつかの住民サービスの後退を余儀なくされたものがありました。

この一般会計補正予算に、総務の委員長報告に対して反対する第1の理由は、議場改修工事、約3,800万円についてです。

議員や執行部のイスの増加や音響設備、照明設備に思った以上に改修費がかかるということ

ですが、必要最低限の改修に留める努力のあとが、私には見えません。これから、機構改革もあるでしょうし、私は反対ですが、今後議員の定数の削減も考えられないことはありません。議員が率先して、節約の模範を示していかなければならないと思います。財源は合併に伴う国からの交付金にしても、議場改修ではなく、住民生活向上のために使うべきだと考え、反対をいたします。

○議長（伊藤春三君）

ほかにありますか。

8番、鈴木俊一君。

○8番議員（鈴木俊一君）

私は、総務常任委員会に付託された案件について、特に今、渡辺文子議員から申された議場改修費3,800万円に対する賛成討論をさせていただきたいと、こう思います。

今、総務常任委員会の委員長から報告がございましたように、我々に付託された案件の中で、一番議論が集中したのは、この議場改修費の3,900万円の計上でございます。

これにつきまして、いろんなご質問の中で、所管の鈴木財政課長のほうから、この予算計上にあたり、いろいろな角度から検討し、慎重に見積もり作成をさせていただいたと。これ以上の切り詰めはなかなかできないと。しかしながら、委員会の議論の中で、できるだけ、いわゆる、予算の軽減につながるものについては、つなげていこうということで、具体的にイス、あるいは机等については旧来のものを、できるだけ無駄なく使っていくというような、非常に前向きな答弁もございました。

私たちは行政側の姿勢を高く評価し、できるだけ、これから検討の中に検討を加えるというような姿勢も尊重しながら、この議案に対して賛成をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

ほかにございますか。

（なし）

ほかに討論がないので、討論を終結いたします・・・。

はい、どうぞ。

○27番議員（樋川貞夫君）

今、それぞれ常任委員会の報告についての答弁をしているわけですが、まず総務常任委員会の討論、採択。次は教育厚生、そういうふうに行っていただけるのかどうか。今、一括3常任委員会の討論なのか。そのへんを明確に、再確認しておいてやってください。お願いします。

要望とすれば、1件1件やっていくようお願いしたいと思いますけれども、よろしく願います。

○議長（伊藤春三君）

今回は、総務常任委員会だけです。次に教育厚生常任委員会です。

討論がないので、討論を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（伊藤春三君）

再開いたします。

採決をいたします。

総務常任委員会委員長報告に賛成の方の挙手を願います。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、本案は可決決定いたしました。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

教育厚生常任委員会での採決では、行き違いがありました。民生費のすこやかセンター増設の予算に対し、反対をいたします。

今、福祉保健課は下部を本課とし、中富・身延にそれぞれ分課があり、これまでの福祉サービスをしてきました。在宅介護係はそのままですが、ほかの福祉係、健康増進係、介護保険係を中富すこやかセンターに統一し、サービスの向上を図るための増築予算と説明を受けました。

福祉保健課は住民生活と密着し、健康についても生活において相談でき、住民から頼りにされているところです。

きめ細かく、旧町単位にあってこそ、住民の皆さんが安心して暮らしていけると思います。今までのきめ細かなサービスを維持させなければならないと、私は思っています。調整作業については大変だとは思いますが、職員の努力で補っていただきたいと思えます。

○議長（伊藤春三君）

次に賛成の方、ございますか。

28番、笠井万沱君。

○28番議員（笠井万沱君）

それでは第3款民生費について、賛成討論をいたします。

すこやかセンター費、増築設計監理業務264万7千円の補正でありますけども、この目的は住民への福祉保健サービスの内容等の中で、現在統一されていない細かい部分を少しでも解消し、さらなる住民サービス向上を目的としており、併せて人員削減等々図られ、効率的な福祉行政が推進できるものと考え、今補正については、賛成であります。

賛成討論を終わります。

○議長（伊藤春三君）

ほかにございませんか。

14番、穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

賛成の立場で、ご意見を言わせていただきます。

笠井議員と重複するところは避けまして、1件だけ。

現在、本町は行政改革推進委員会を設置し、行政改革を進めている中です。福祉行政につい

ても、これら行政改革をしていく中の1つとして、事務所を1つにまとめ、その中できめ細かい計画を策定し、進めていくことのほうが、より制度の高い、きめ細かな住民サービスが可能かなと、こんなふうに思います。

もう1点。現在、福祉サービスが税の公平性から考えても、3拠点でやられるということは、やはり本来の姿ではあるべきものではないかなと思います。

まず、相談業務等については、各支所に残す形の中で、身の丈あった、より制度の高い、スリムな行政の中で知恵を出し合いながら、福祉行政を進めていくことのほうが、サービスが高くなるという点と、組織がバラバラで肥大化していると、縄張り意識が出て、やはりきめ細かなサービスができなくなるという点。このへんが私、行政改革の中からも事業所は1つ、そして福祉行政は特に、ほかの行政と違いまして、福祉課はサービスの策定、言いかえれば企画をするところであって、直接のサービスは民間活力、民間資源に委ねるところが多い行政でありますので、そういう意味では1カ所に集中して、できるだけ本庁の中にあって施策を進めるのが、より望ましいと、こんなことを考えまして、この補正をもって、統一することには賛成でございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

ほかにございますか。

（ な し ）

討論を終結し、採決いたしたいと思います。

教育厚生常任委員会委員長報告どおり、賛成する諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、本案は委員長どおり可決決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございますか。

（ な し ）

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

産業建設常任委員会委員長報告どおり、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

本案は可決決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

再開は11時25分にしたいと思います。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○議長（伊藤春三君）

再開いたします。

請願第3号 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願について

委員長報告のとおり、原案採択することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、請願第3号 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願については原案のとおり採択することに決定いたしました。

日程第5 追加提出議案の報告並びに上程を行います。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

意見書案第1号 道路特定財源確保に関する意見書の提出について

意見書案第2号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の提出について

以上、人事案件2件、意見書2件を一括上程いたします。

日程第6 追加提出議案の説明を求めます。

はじめに諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についておよび諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、町長より説明を求めます。

町長。

○町長(依田光弥君)

それでは諮問第1号、第2号につきまして、ご説明を申し上げたいと存じます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町西嶋1515番地の1

氏 名 笠井義彦

生年月日 昭和16年6月11日生まれ

平成17年6月17日 提出

身延町長 依田光弥

諮問理由でございますが、平成17年9月30日をもって任期満了となるため、候補者を推薦したい。

これが諮問する理由でございます。

次に諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町切房木1015番地

氏 名 赤池美樹子

生年月日 昭和22年11月15日生まれ

平成17年6月17日 提出

身延町長 依田光弥

諮問理由でございますが、平成17年9月30日をもって任期満了となるため、候補者を推薦したい。

これが諮問する理由であります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（伊藤春三君）

次に意見書案第1号 道路特定財源確保に関する意見書の提出について。

草間天君より、説明をお願いいたします。

○20番議員（草間天君）

意見書案第1号 道路特定財源確保に関する意見書提出の件

地方自治法第99条の規定による、別紙意見書を会議規則第14条の規定により提出する。

平成17年6月17日

提出者	身延町議会議員	草間 天
賛成者	身延町議会議員	中野恒彦
	〃	高野敏彦
	〃	伊藤 晃
	〃	深沢敏夫
	〃	佐野国明
	〃	伊藤文雄
	〃	佐野文秀
	〃	松木慶光
	〃	奥村征夫
	〃	福与三郎
	〃	望月 寛
	〃	近藤康次

身延町議会議長 伊藤春三殿

道路特定財源確保に関する意見書（案）

道路は人々の日常生活を支えるばかりでなく、産業、経済活動や豊かな地域づくりに欠くことのできない、最も基本的な社会基盤である。しかしながら、本町における道路整備は依然として立ち遅れており、急峻な地形がゆえに、地域は大きな山々にさえぎられ、集落が独立した状況は改善されていない。

人や物の移動や輸送のほとんどを、自動車交通に頼らざるを得ない本町において、中部横断自動車道および国・県道をはじめとする主要幹線道路整備を望む住民の声は、非常に強いものがある。

また、昨年は数次にわたり台風の直撃を受け、幹線道路である国道52号および300号の土留め法面崩壊、主要地方道市川大門下部身延線、帯金地内が富士川の増水による路側決壊等、甚大な被害が発生し、数日間にわたり交通マヒ状態となり、産業・経済はもとより通勤通学等、大きな被害を残した経緯がある。さらに、今後想定される東海沖地震に備え、安全な道路を確保することは、本町の活性化を考えると、絶対に必要な条件である。

真に生活の豊かさやゆとりを実感し、活力と個性あふれた地域づくりを推進するためにも、本町の悲願である道路整備は喫緊、かつ重要な課題となっている。

一方、政府は公共事業の見直し、中でも道路特定財源の一般財源化が検討されている。これらを実現されると、中部横断自動車道、増穂富沢間の早期着工・早期完成に相当な影響が出ることとなり、私ども峡南地域の総合計画は高速道路を中心とした道路ネットワークの整備を基本とし、各種の活性化計画・防災計画が策定されておることから、高速道路建設事業に見通しが見つからないことは、町の活性化計画がないに等しく、その影響は計り知れないものがある。

ぜひとも、本町を含めた峡南地域、各町村の現状をご理解・ご推察いただき、地域発展のために必要な中部横断自動車道および補助幹線道路の整備に必要な財源「道路特定財源」確保に向け、政府のなお一層の努力を要望する。

1. 受益者負担という制度趣旨に則り、道路整備を強力に推進するため、自動車重量税を含む道路特定財源は一般財源化することなく、すべて道路整備費に充当すること。
1. 中部横断自動車道（増穂富沢間）の早期着工・早期完成の実現を図る。
1. 国道52号の防災工事の早期完成と事前通行規制の解除を早期に図る。
1. 国道300号線の拡幅改良工事の早期実現を図る。
1. 西八代縦貫道（三沢市之瀬間バイパス・大河内橋の架け替え）の拡幅改良工事の早期実現を図る。
1. 県道身延本栖線の拡幅改良工事の早期実現を図る。
1. 狭隘な県道下部飯富線飯富橋および県道割子切石線富士川橋の架け替えの早期実現を図る。
1. 21世紀の活力ある地域づくりを推進し、市町村道から高規格幹線道路に至る道路網の整備促進を図る。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年6月17日
山梨県身延町議会

提出先

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣
衆議院議長
参議院議長
以上であります。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

次に意見書案第2号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の提出について。

樋川貞夫君より、説明をお願いいたします。

樋川貞夫君。

○27番議員（樋川貞夫君）

提出者の樋川貞夫でございますけれども、お手元の資料、意見書案第2号でございますが、

非常に膨大な資料でございます。

時間がかかりますけれども、スピードを出して読み上げますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

よろしく願いをいたします。

意見書案第2号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書提出の件

地方自治法第99条の規定により、別紙意見書を会議規則第14条の規定により提出する。

平成17年6月17日

提出者	身延町議会議員	樋川貞夫
賛成者	身延町議会議員	鈴木俊一
	〃	小林茂男
	〃	石部典生
	〃	赤池好二
	〃	深沢純雄
	〃	深沢柳太郎
	〃	岩柳嘉一郎
	〃	川口福三
	〃	小池昭光
	〃	片田文斎
	〃	深沢 静
	〃	片田直康
	〃	望月重久

身延町議会議長 伊藤春三殿

分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書（案）

平成11年の地方分権一括法の成立により、地方公共団体の自己決定権と自己責任は、ますます大きくなり、地方議会の権限も飛躍的に拡大した。

地方議会は、その最も重要な機能である立法的機能・財政的機能・行政監督機能を充実強化し、今まで以上に行政執行へのチェック機能を向上させ、分権時代に期待される議会の役割を果たしていかなければならない。

しかしながら、現行の地方議会制度は議会の招集権が長にあること。付再議権の行使が長の認定に委ねられていること。「議会の招集する暇がない」を理由に、条例や予算の専決処分をされる例があることなど、二元代表制を採用しながらも、長と議会の機能バランスを欠き、議会本来の機能は発揮されていない。さらに議員定数の上限値の規定や1人1常任委員会の就任制限などの制約的規定は議会の組織・運営を硬直化し、議会の自主性・自立性を弱め、議会の活性化を阻害している。

よって、国においては下記の事項につき、所要の措置を早急に講じ、分権時代に対応した新たな町議会制度を構築されるよう、強く要請する。

記

1. 議員定数の自主採択

議員定数については、議会本来の役割、その機能が十分発揮できるよう、「上限値」の撤廃を含め、地域の実情に応じて地方公共団体が自主的に決定できるようにすること。

2. 議会の機能強化

(1) 立法的機能の強化

町村の基本計画は住民の生命・生活に直結するものも多く、その重要性からみて、地方自治法第2条第4項、または同法第96条第1項に議決事件として追加すること。

自治事務はもとより、法定受託事務についても、原則条例制定権が及ぶとされていることから、地方自治法第96条第2項の法定受託事務の除外規定を削除すること。

(2) 財政機能の強化

予算のうち議会費については、長と対等同格という議会の立場をふまえ、議会側の提案を尊重することを義務付ける制度を検討すること。

百条調査権行使の際に必要な緊急の費用など、議会独自の需要への長の予算措置義務を制度化すること。

予算の議決対象は政策論議が行えるよう、款・項に加えて目まで拡大すること。

(3) 行政監督機能の強化

地方公共団体が設立した公社および出資法人等に対し、議会が直接関与できるようにすること。

監査委員は、その独立性を確保するため、長の任命ではなく、議会で選任するようにすること。

3. 議会と町の関係

(1) 不信任と解散制度の見直し

議会と長が別個に公選される首長制の場合、この制度を採用する西欧諸国でも不信任による罷免は多く見られるが、反対に対抗措置として議会の解散まで行うところはないため、見直しを行うこと。

地方自治法第178条の長の不信任議決の要件を過半数、あるいは3分の2まで引き下げること。

(2) 議会招集権の議長への付与

二元代表制で執行部と並立する議会の招集権が長にあるのは不合理なため、地方議会の招集権は定例会・臨時会を問わず、すべて議長に移すこと。

(3) 長の付再議権の見直し

付再議権の行使は、長の一方的認定に委ねるのではなく、客観的基準によること。

一般的付再議権は特別多数議決ではなく、過半数議決に改めること。

(4) 専決処分の要件の見直し

地方自治法第179条第1項に規定する法定委任的専決処分の場合、「招集する暇なし」の理由は、濫用などの課題があるため、この要件を削除すること。

4. 議会の組織と運営の弾力化

(1) 常任委員会の就任制限の撤廃

委員会の審査・調査がより弾力的に行われるよう、常任委員会の1人1委員

会の制約を外すこと。

(2) 全員協議会の位置づけ

全員協議会については、公式の場に準ずる措置が講じられるよう、検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年6月17日

山梨県身延町議会

衆議院議長殿

参議院議長殿

内閣総理大臣殿

総務大臣殿

以上であります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長(伊藤春三君)

ご苦労さまでした。

以上で、追加提出議案の説明が終わりました。

お諮りいたします。

諮問第1号および諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については人事案件ですので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号の人権擁護委員候補者の推薦について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者、山梨県南巨摩郡身延町西嶋1515番地1、笠井義彦氏を同意することに決定いたしました。

続きまして、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者、山梨県南巨摩郡身延町切房木1015番地、赤池美樹子氏を同意することに決定いたしました。

日程第7 追加議案について、お諮りいたします。

意見書第1号および第2号につきましては、議員発議でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

意見書案第1号 道路特定財源確保に関する意見書の提出について
原案どおり意見書を提出することに異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号 道路特定財源確保に関する意見書の提出については原案どおり可決決定いたしました。

意見書案第2号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の提出について
原案どおり意見書を提出することに異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の提出については原案どおり可決決定いたしました。

日程第8 委員会の閉会中の継続調査について、議会運営委員会委員長および議会広報編集委員会委員長、ならびに教育厚生常任委員会委員長から所管事務調査について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配布しました申請書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

以上3委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長、ならびに議会広報編集委員会委員長、ならびに教育厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第9 町長あいさつ

町長。

○町長(依田光弥君)

長時間にわたって、大変ご苦労さまでございました。

平成17年6月定例議会、13日に招集をされまして、本日まで会期5日間、当局の提案にかかわる専決処分の承認を求めることについての報告第1号から報告第5号までの5件につきましては、詮議、ご可決を頂戴いたしました。誠にありがとうございました。

議案第78号 条例案1件、補正予算につきましては、議案第79号 平成17年度身延町一般会計補正予算(第1号)、議案第80号、議案第81号、議案第82号の特別会計、併せて4件につきましては、ご熱心な質疑、また委員会審議等を経まして、先ほど討論・採決をいただいたところでございます。

それぞれ原案どおり可決決定をいただきましたこと、さらに追加提出をいたしました諮問2件、人権擁護委員候補者の推薦につきましても、ご同意を頂戴いただきました。誠にありがとうございました。

また、先ほど意見書第1号、意見書第2号、原案どおり決定をされ、それぞれ関係大臣、また衆参両委員長に提出をされますこと、心より敬意を表したいと思います。

各議案に関わる質疑、審議等におきまして、またご熱心な一般質問等をとおしまして、行政運営についてのご叱正、ご提言、ご意見等を真摯に受け止めさせていただきまして、施政報告でも申し上げました身延町総合計画の策定、地域再生事業、地震防災対策、観光と産業の連携強化等の推進、また中部横断自動車道早期実現のための諸活動、さらには三位一体改革の地方6団体案に沿った3兆円規模の税源移譲の実現、税源移譲に結びつく国庫補助負担金改革、地方交付税総額の確保と地方分権改革を推進すると共に、我々行政におきまして、納税者である住民の信頼に応えるべく定員管理、意識改革等、引き続き徹底した行財政改革に取り組んでまいりたいと存じますので、議員各位のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

5日間にわたっての議員各位の真摯な議会活動に対しまして、心より敬意を表し、厚く御礼を申し上げます。

いよいよ梅雨本番を迎えるわけですが、どうぞ健康にご留意をいただきまして、ご活躍をいただきますよう、心よりご祈念を申し上げます、私のごあいさつとさせていただきます。

大変、ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

以上をもちまして、今定例会に提出された議案はすべて議了いたしました。

会期5日間、議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

これもちまして、平成17年第2回定例会を閉会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長（望月悟良君）

それでは、ご起立願います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時45分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長望月悟良が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長並びに署名議員により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上